

いわゆる「密約」問題に関する調査
その他関連文書

(1. 1960年1月の安保条約改定時の核持込みに関する「密約」問題関連)

(4分冊の3)

【注意事項】

○このファイルは多数のページがあります。

○印刷する際には留意願います。

極秘

19

新安保条約について

一 現行安保条約に代るべき新条約については、昨秋来在京米大使との間に詳細意見の交換を進めてきたが、この程、前文以下十カ条の形にまとめすることに意見の一致をみている。その概要は以下述べるごとくである。

二 前文においては、(イ)両国が政治的、経済的各分野にわたり友好関係の緊密化を希望するとともに、民主主義を擁護することを希望すること、(ロ)国連憲章の精神を尊重し、国際平和の維持を旨とすること、(ハ)極東の平和と安全に共通の関心を有すること、などの諸点を謳つて、新条約締結の趣旨を明らかにする。

三 本文の冒頭には、国連憲章の尊重、国際紛争の平和的解決、

国連との協力等に関する条文、並びに政治、経済の分野における日米両国の協力関係を謳う条文をそれぞれ置くこととする。

四 米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、自助及び相互援助の精神を謳ういわゆるヴァンデンバーグ決議を体した条文を置くことが原則となっている。他方この点は、わが国憲法との関係で慎重なるを要するので、米大使とも種々話合つた結果、次のごとき字句につき意見の一致をみている。(括弧内は米国の既成用語を示し、『』内は既成用語にはない部分を示す。)

「締約国は、個別的に及び相互に協力して(単独に及び共同して)、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力(個別的及び集団的能力)

を、『憲法上の規定に従うことを条件として、』維持し発展させる。』

五 協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、また日本の安全又は極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じたときは、いつでも協議するものなることを明らかにする。

なお、日本国の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、いわゆる間接侵略も当然安全に対する脅威にほかならないから、間接侵略についても協議の対象となる。

六 米国の援助義務に関する規定は、条約の最も重要な規定であり、またわが方からしても、条約地域の決め方の問題として重

視するところである。この条項は、

「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、い
ずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安
全を危くするものと認め、自国の憲法上の規定及び手続に従
つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」
とすることに意見の一致をみている。米国が援助義務を引受け
る場合は、相互援助の原則に立つことになつてゐるから、条約
地域を日本の施政下にある地域と局限することは極めてむずか
しい問題であつたが、交渉を重ねた末、米側も右のごとき条文
に合意したものである。

なお、右の案によれば、沖縄小笠原は施政権回復とともに

自動的に条約地域に組入れられることとなる。

七 米軍の駐留に関する規定は次のごとき形とした。

「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本国内の施設及び区域の使用を許与される。」

施設及び区域使用の細目並びに日本にある米軍の地位は、行政協定に代る新協定で定めることとする。

八 核兵器問題及び在日施設の作戦的使用の問題については、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配置に関する重要な変更を行う場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地とし

て日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する。との趣旨を交換公文によりはつきりさせることとした。

九 本条約は、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定むる措置をとつたと日米双方が認めるときは失効する。もつとも発効後十年を経過した後は、一年の予告をもつて廃棄しうることをする。



日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
(案)

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の上に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並び
に民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希
望し、

また、両国の上の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞ
れの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及
びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認
し、

両国が国際連合憲章に定める個別的及び集団的自衛の固有の権利
を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有

することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、
よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、その関係するところのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決し、並びにその国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策上の争因を除去することに努め、また、相互間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に關して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本国内の施設及び区域の使用を許与される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地

位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代る別個の協定及び合意される他の取極により規律されるものとする。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基く締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならず、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日

本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約は、この條約の効力發生のときに効力を失うものとする。

第十條

この條約は、日本区域における國際の平和及び安全の維持のため十分な定をする國際連合の措置が効力を生じたとき日本國政府及びアメリカ合衆國政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この條約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約國も、他方の締約國に対しこの條約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この條約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全權委員は、この條約に署名した。

6

千九百 年 月 日にワシントンで、ひとしく正文である

日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

極
秘

19

(仮訳)

(条約第六条の実施に関する交換公文) (案)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本 は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光榮を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる作戦行動(前記の条約第五条に基いて行われるものを除く。)の基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

閣下が、貴国政府に代つて、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを確認されれば幸であります。

本 は、以上を申し進めるに際し、、、、

(合衆国側返簡)

書簡をもつて啓上いたします。本 日は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本 日は、さらに、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代つて確認する光榮を有します。

本 日は、以上を申し進めるに際し、、、、

安保条約に代る新条約に関する件

三四 七一七 米保長

✓ 非難の程度如何

✓ 日本国内の
事情

安保条約改訂は歴代内閣の懸案であつたが、その理由は、現行安保条約に対する国会内外の絶えざる非難攻撃の種子を除去し、もつて米國との安全保障体制をより安定した持続性ある基礎の上に置かんとするに在つたことは疑を容れない。同時に、現行条約成立以來の所謂わが國の國際的地位の向上、自衛力の漸増、並びに特に一昨年来米軍の撤退が進行して今日では才七艦隊が横須賀等を基地として保有する他は戦斗力ある部隊は僅少の空軍のみであつてこれも更に撤退の一途にある事實、等よりして条約改訂を適當とする實質的事態も進展しているのである。斯る背景の下に、新条約の内容は以

下述べる通りである。

一 国際平和維持及び国連憲章との関係

現行条約はわが国の国連加盟前に締結された関係もあり国連憲章との関係に関する規定を欠くが、新条約では、この種条約の例に倣い、締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わな^{平和維持の}いこととし、更に国連の機能強化に協力するものなることを謳い、又本条約の規定は、国連憲章に基く締約国の権利義務ないし国連自体の責務には影響しないことを明にする。

二 政治的経済的協力

日米安全保障関係はより広い両国の協力関係を基礎としてのみ

持続性と安定性を保ち得るものなるにかんがみ、両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、更に経済的協力関係の緊密化に努力するものなることを謳う。

三 援助義務

(イ) 現行条約は、米国に日本駐兵の権利のみを認め、米国は何等の義務を負っていないという点において一方的である。而も米軍の撤退が進めば進む程、条約上米国が日本の援助義務を負うことが重要となる。

(ロ) 米国が相手国の援助義務を負う条約を結ぶ場合は相互援助の形をとることが堅い原則となっており、これに対して、わが方

義務を負っていない
ト云う事はない

成であるとの言ひ懸りに感はされる向もあるので、これまた条約地域に含めないことを適當とする。

(二) 依て新条約では、兩締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自国の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする規定を置くこととする。「共通の危険」云々の表現は米国の援助義務の表現として確立した用語であり、又日本の施政下にある米軍に対する攻撃は即ち日本自身に対する攻撃であるから、これにわが方が対処することは自衛権の発動に他ならない。

四 施設区域使用

日本は、
特異一トキ
(名、
トキ、
トキ)

(イ) 日本の安全並びに極東の平和と安全の維持のため、米軍が抑
制力として猶日本に駐留することが必要であり得策である。然
し内外情勢の進展に伴い米軍の駐留は益々減少するので、現行
条約が米軍の駐留の権利を認めている形を改め、新条約では、
前記の目的に必要な限度で米軍に日本の施設区域の使用を許与
する形とする。

(ロ) 従来、現行条約の下においては、米軍は核兵器導入が自由で
あり、又米軍が日本の施設区域を作戦的基地として使用すれば、
日本はその知らぬ間にあるいはその意に反して戦争に捲込まれ
るとの議論が絶えなかつたが、新条約の一環として、交換公文
において、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する

特に既成の字句に手を加へ、（以下引用中括弧内は米国の既成用語を示し、「」内は既成用語にはない部分を示す。）「締約国は、個別的に及び相互に協力して（単独に及び共同して）、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれ
の能力（個別的及び集団的能力）を、「憲法の規定に従うことを条件として」維持し発展させる。」との規定を置く。なおこれは精神規定であるので、条約では援助義務の規定より前に置くこととなる。

六 協議条項

協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、又日本
の安全又は極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じ

たときは、いつでも協議するものなることを明にする。協議のため
の機関としては、従来の安保委員会の如きものを存続すること
も考へられる。

七 期限

(1) 現行条約は期限の定めのないことが非難の対象となつて来た
が、新条約も、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定め
をするまでの措置であるとの建前は崩さず、双方が斯る措置が
出来たと認めるときは失効することとする。

(2) 然し乍ら右の如き措置が執られる様な時期の予測は困難であ
るので、発効後十年を経過した後は一年の予告で廃棄し得る形
とする。世界情勢の動きや兵器の進歩を考慮するも、安全保障

取極としては十年位の期間を安定させることが適當である。

ハ 条約に関する爾余の諸点

④ 現行条約中間接侵略に関して日本側の明示の要請ある場合米軍を使用し得るとの規定は独立国として適しからざるのみならず実情に則せず、旁々過剰防衛の危険ありとの論議もあるので、斯の種規定は置かざることとする。もつとも日本の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、所謂間接侵略も安全に對する脅威に他ならないから、間接侵略に就ても協議の対象となることは勿論である。

⑤ 才三国軍隊の基地使用、通過等の制限に関する現行条約才二条の規定は新条約には置かない。

九 行政協定

(イ) 新条約においても現行安保条約と同様に米軍の駐留及び日本の施設区域使用が予定されているから、新条約と共に現行行政協定に代る同種の協定を作る必要があり、なお新協定は国会の承認を求めるとする。

(ロ) 一般に行政協定は占領の継続の如き感をもつて観られる傾があるが、仔細にその規定を検討すれば、外国軍隊の駐留を前提する他の国際協定、例へばNATOの駐留軍の地位に関する協定とも大同小異の内容であり、しかも受入国自身の軍隊の地位や軍隊相互間の関係等の事情の相違、NATO協定の枠内で二国間に取極められている公表又は秘密の個別協定の存在等も併せ

労務等については運営の改善には努むべきも協定の改正は困難なりとの態度を持しているが、これを要するに、行政協定改訂問題は、本条約改訂を旨とする今般の交渉の基礎の上において交渉の限界に達したと謂うべきであつて、行政協定上の諸問題は今後共運営の改善により解決を図るに努め、更に将来必要に応じ協定の改訂条項を採用して所要の調整を加へて行くべきである。

極秘

新安保条約案の要点

一 国際平和の維持及び国連憲章との関係

両国は、国連憲章の規定に従つて、国際紛争を平和的手段によつて解決すること、国連憲章の目的と違背するような武力による威嚇又は武力の行使を行わないこと及び両国は、国際平和維持機関たる国際連合の強化に努力することを定め、さらに、新条約の規定は、国連憲章に基く両国の権利義務ないし国際連合自体の責任にはいかなる影響も及ぼすものでないことを明らかにする。

二 政治的経済的協力

両国は民主主義制度を強化すること及び経済的安定と福祉の条

件を助長することによつて平和的友好的關係の強化に努めるとともに、経済的協力を促進する旨規定する。

三 防衛力の維持発展

合衆国が相手国に対する援助義務を約する条約には、いわゆるヴァンデンバーグ決議の精神に基く条文を置くことが原則となつている。わが国は、その自衛力の維持発展に関し、憲法解釈上の制約があるので種々交渉の結果、合衆国が他国と締結している条約中の該当条文より集團的防衛能力に関する部分を削除することとし、両国は、個個に及び協力して、また、自助及び相互援助によつて、自国の防衛能力をその憲法上の規定に従つて維持し発展させる旨の規定を置くこととする。

四 援助義務

合衆国の対日援助義務の問題は、現行安保条約の最大欠点の一つとして指摘されてきたところであり、かかる援助義務を規定することを今次交渉の眼目の一としたわけであるが、さらにこの問題は、いわゆる条約地域の面よりしてもきわめて重要な点である。すなわち、合衆国が援助義務を引き受けて、しかも、条約地域を日本の施政権下にある地域と限定することは合衆国側において多大の困難があつた模様であるが、交渉を重ねた結果、兩國は、日本の施設下にある地域において、いずれかの締約国に対して武力攻撃があつたときは、自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう

に行動することとする。右の武力攻撃及びその結果とつた措置は直ちに国際連合安全保障理事会に報告し、また、かかる措置は安保理事會が国際平和の回復のため必要な措置をとつたときは終止される趣旨の案文につき意見の一致をみた。

なお、条約地域は、日本の施政下にある地域であるから、沖縄、小笠原に対する施政權が返還されれば当然条約地域に入ることとなるわけである。

五 施設及び区域並びに合衆国軍隊の地位

日本國の安全及び極東の平和と安全の維持に寄与するため、合衆国軍隊は、日本にある施設及び区域の使用を許されること、また、かかる施設及び区域の使用並びに日本における合衆国軍隊の

地位については別の取極によつて定められる旨の規定を設けることとする。右の別の取極とは、新行政協定及び八の新条約附属交換公文のことである。

六 一般的協議

兩國は、条約の実施に関し、また、日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされていると認めるときは随時協議する旨の規定を設ける。なお、いわゆる間接侵略も日本の安全に対する脅威となるからかかる場合右の協議の対象となるわけである。

七 期限

本条約は國際連合が日本区域の平和と安保のため十分な定をする措置を執つたと兩國が認めるとき失効する。もつとも発効後十

年後は、一年の予告で廃棄しうる。

八 特殊協定事項

核兵器問題及び在日施設の作戦的使用の問題は特に重要であるので、条約附属の交換公文において、合衆国軍隊及びその装備の日本国への配置に関する重要な変更の場合並びに合衆国軍隊が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本内の施設及び区域を使用する場合は日本政府と事前に協議する旨をはつきりさせることとする。

1. 大臣	13. 大臣参
2. 次官	14. 大臣参 大臣官房総務課長
3. 政務次官	15. 政務次官参 大臣官房総務課長(参)
4. 官房長	16. 大臣官房長 大臣官房総務課長(参)
5. 参事	17. 加付参事
6. 参事	
7. 参事	
8. 参事	
9. 参事	
10. 参事	48. 参事 大臣官房総務課長
11. 参事	49. 参事
12. 参事	50. 参事 大臣官房総務課長

外務省

次
官

安保条約に代る新条約に関する件

安全保障課

三三・八・八

現行安保条約に対しては、従来いろいろの非難が行われてきた。その中には、政治的な態度を異にするところからきたもので、われわれとしては、もちろんこれに賛成しえないものもあつたが、また、中には、われわれとしても、できれば改めたいと思ふ点もあつたわけである。他面現行条約成立以来のいわゆるわが国の国際的地位の向上、自衛力の漸増、並びに特に一昨年来米軍の撤退が進行して今日では才七艦隊が横須賀等を基地として保有するほかは戦斗力ある部隊は僅少の空軍のみであつてこれも更に撤退の一途にある事実、等よりして条約改訂を適当とする実質的事態も進展しているのである。かかる背景の下に、岸才一次内閣は、米国との安全保障体制を

秘

より現実に即し、かつ安定した基礎の上に置きたいということ、この条約改定の問題を取り上げた。かくして昨秋以来交渉の結果漸次まとまりつつある新条約の骨子は以下述べるとおりである。

一 国際平和維持及び国連憲章との関係

現行条約はわが国の国連加盟前に締結された関係もあり国連憲章との関係に関する規定を欠くが、新条約では、この種条約の例に倣い、両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わないこととし、又本条約の規定は国連憲章に基く締約国の権利義務ないし国連自体の責務には影響しないことを明にする。その外、さらに積極的に、両国は、国連の平和維持機構としての機能

ては憲法上許される防衛力は日本自身の自衛に必要な最少限であることや、~~海外派兵論を講究すること等~~からして、米国の領土の一部を条約地域に含ましめることは困難である。

(二)

沖繩、小笠原に関しては、多数のわが同胞がいることであり、また、わが国が潜在主権をもっている地域であるから、これをいわゆる条約区域に入れるべきであるという議論が出ることも、国民感情の上からは、当然のことである。しかし、条約上の問題としてこれを見れば、~~沖繩、小笠原を条約区域に入ること~~は、米国がこれを守るのに~~日本として協力することを約束する~~という意味合いになつてくる。しかも、日本には実際にそれだけの余力もない。そこで、米国が施政権を行使している限りは、

米国に防衛の責任も取ってもらい、施政権が返還されたら、当然条約区域に入るようにするというのが最も適当である。さらに沖繩小笠原を条約地域に入れることに対しては、国内には米

国が施政権を行使しながら日本に援助の義務だけを課するのは

不当であるという様な論議を為す向もあり、また沖繩小笠原を

条約地域に含めれば即ちNEATOを結成するもので日本を戦

争の危険に近づけるものであるとの言い懸りに惑わされる向も

あるので、この点よりも沖繩小笠原はむしろ条約地域に含めな

いことを適当とする。

(2) 依て新条約では、両締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自国の平和と安全に対する

ける何れかの締約国に対する攻撃を自国の平和と安全に対する

1
他は条約に含めれば即ちNEATOを結成するもので日本を戦
争の危険に近づけるものであるとの言い懸りに惑わされる向も
あるので、この点よりも沖繩小笠原はむしろ条約地域に含めな
いことを適当とする。

危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする規定を置くこととする。これが援助義務の規定であるが、これは米国が近来諸外国と締結したこの種条約において画一的に採用されている表現である。ただ、いわゆる条約区域が一方の締約国たる日本の施政下にある地域に限定されている点が、^新前条約に特異の点である。日本の施政下にある米軍に対する攻撃は即ち日本自身に対する攻撃であるから、これにわが方が対処することは自衛権の発動に他ならない。(したがつて、形は相互的になつてゐるが、實質は、日本のために一方的であるといつても過言ではなく、米国の日本防衛義務を明確化するために、^{世界平和・自由と幸福を以てするもの}名を与えて美をとらんとするものである。)

四、施設区域使用

(イ) 日本の安全ならびに極東の平和と安全の維持のため、米軍が抑制力として日本に駐留することが必要であり得策である。しかし内外情勢の進展に伴い米軍の駐留は益々減少するので、現行条約が米軍の駐留の権利を認めている形を改め、新条約では、前記の目的に必要な限度で米軍に日本の施設区域の使用を許与する形とする。

(ロ) 従来、現行条約の下においては、米軍は核兵器導入が自由であり、又米軍が日本の施設区域を作戦的基地として使用すれば、日本はその知らぬ間にあるいはその意に反して戦争に捲込まれるとの議論が絶えなかつたが、新条約の一環として、交換公文

において、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要な変更を行う場合、ならびに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する、との趣旨をはつきりさせることとする。

五 防衛協力

米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、いわゆるヴァンデンバーグ決議を体した条文を置くことが堅い原則となっている。本来この規定は、安全保障の取極をする以上、自らは手を拱いて万事相手方に依存することではならないとの精神規定であるが、わが国の場合は憲法との関係で誤解を招かない様特に既

成の字句に手を加へ、「締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。」というような趣旨にする。

六 協議条項

協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、また日本の安全または極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じたときは、いつでも協議するものなることを明にする。(協議のための機関としては、従来 of 安保委員会の如きものを存続することも考えられる。)

七 期限

- (イ) 国連自身の手によつて国際の平和及び安全が確保され、したがつて日本の安全も確保されることが理想であるから、新条約においても、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定めをするまでの措置であるとの建前は崩さず、双方がかかる措置が出来たと認めるときは失効することとする。なお、一部の条約の前文には、太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的な制衡ができるまでの間の暫定的な取極であるとの趣旨をうたつてゐるが、新条約には、この趣旨はうたわれないこととする。
- (ロ) しかしながら右の如き措置が執られる様な時期の予測は困難であるので、発効後十年を経過した後は一年の予告で廃棄し得る形とする。世界情勢の動きや兵器の進歩を考慮するも、安全

保障取極としては十年位の期間を安定させることが適當である。

ハ 条約に関する爾余の諸点

(イ) 現行条約中間接侵略に関して日本側の明示の要請ある場合米軍を使用し得るとの規定は独立国としてふさわしからざるのみならず、もはやその必要もないので、この種規定は置かないこととする。もつとも日本の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃はもちろん、いわゆる間接侵略も安全に対する脅威にほかならないから、間接侵略についても協議の対象となることはもちろんである。

(ロ) 才三国軍隊の基地使用、通過等の制限に関する現行条約才二条の規定は新条約には置かない。

九 行政協定

(イ) 新条約においても現行安保条約と同様に米軍の駐留及び日本の施設区域使用が予定されているから、新条約と共に現行行政協定に代る同種の協定を作る必要がある。(なお新協定は国会の承認を求めることとする。)

(ロ) 一般に行政協定は占領の継続の如き感をもつて観られる傾があるが、仔細にその規定を検討すれば、外国軍隊の駐留を前提する他の国際協定、例へばNATOの駐留軍の地位に関する協定とも大同小異の内容であり、しかも受入国自身の軍隊の地位や軍隊相互間の関係等の事情の相違、NATO協定の枠内で二国間に取極められている公表または秘密の個別協定の存在等も

併せて考慮せば、行政協定と他の諸協定の実質的相違は実際には限られたものである。

(イ) 今回の交渉は、元々本条約改訂の交渉として出発したものであるが、行政協定についても全面的に米側と話し合つて来た。

米側は、(1)防衛分担金条項を削除すること、(2)米軍関係契約に従事する特殊契約者に関して新たな制限規定を設けること、(3)民事請求権に関する才十八条をNATO協定に準じて全面的に改善すること(即ち請求権の相互放棄は自衛隊米軍間とし、才三者に対する民事補償の原因たる行為の公務非公務決定は日本人たる裁定者による等)等の点においてよくわが方の要望を容れている。また他の諸点についても協定の字句または運用の改善

により、駐留軍との間に生起すべき諸問題の円滑な解決を図る
に努めて行く考である。

新安保条約の要綱

(三三・一〇・七)

一 前文においては、日米両国の友好関係緊密化、国連支持及び国際平和希求、極東の平和と安全に対する共通の関心、個別的及び集団的自衛の権利の確認等についてうたう。

二 本条約と国連憲章との関係を明らかにする。

(イ) 両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わないこととし、

(ロ) 武力攻撃があつた場合は、その攻撃及びこれに対して執られた對抗措置は直ちに安全保障理事会に通報され、理事会が平和回復の措置を執つた場合は右對抗措置は終止されることとする。

(ハ) 両締約国は国連の平和維持機構としての機能の強化に努力することとする。

(ニ) 本条約の規定は、国連憲章に基く締約国の権利義務ないし国連自体の責務には影響しないものとする。

極秘

三 政治的経済的協力関係を規定する。

安全保障関係はより広い一般的な両国関係の基礎の上にその一環として成り立つところであるから、その趣旨より両国間の政治的経済的協力関係をうたう。すなわち両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力することとする。

四 防衛力の維持発展について規定する。

米国が与国と結んでいるこの種条約は、自助及び相互援助の原則をうたつたいわゆるヴァンデンバーグ決議によつてゐる。しかして米国の援助義務を条約に規定するためにはこの決議の精神をうたわなければならぬので、本条約においても、両締約国は、個個に、また、相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を、憲法の範囲内で維持発展させることとする。

五 条約の運営上両締約国は随時協議して密接な連絡を保つことを

明らかにする。すなわち、

(イ) 両締約国は本条約の実施に關し隨時協議することとし、

(ロ) 日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされていると認め
る場合はいつでも協議することとする。

六 いかなる場合に防衛援助義務が発動するかを明らかにする。

本条約において米国の日本防衛義務を明らかにすることを目途
とし、両締約国は、日本の施政の下にある領域において、いづれ
かの締約国に対して攻撃があつた場合は、これを自国の平和と安
全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定
と手続に従つて行動することとする。

七 米軍の在日施設区域使用を認める。すなわち、

(イ) 米軍は、日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するた
め、日本にある施設及び区域を使用することができるとす
るが、同時に、

(ロ) 核兵器問題及び施設区域の作戦的使用の問題は特に重要であるので、米軍の日本への配置及び装備における重要な変更ならびに米軍が施設区域を日本防衛のため以外の目的で作戦行動の基地として使用することは、日本政府との事前協議の主題たるべきことを付属交換公文により明らかにする。

八 本条約は、発効後十年を経過した後は、いずれの当事国も一年の予告でこれを廃棄しうることとする。もつとも、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定をする措置を執つたと双方が認めるときは、いつでも効力を失うものとする。

九 批准条項を置く。また、本条約が発効すれば現行安保条約は消滅することとする。

極秘

三内(10)27(1) 三内(10)27(1) 三内(10)27(1) 三内(10)27(1)

新安保条約の要綱修正(新) 一〇二九号の務令に於て其類其類

新条約は、日米両国において民主主義の諸原則の尊重、日米両国
の友好関係の緊密化、経済的協力の促進を旨とし、かつ、国際の平
和と安全の維持を目的とする国連憲章の原則に従い、憲法の範囲内
においてわが国の安全を確保せんとするものである。

一 両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決するこ
ととし、国連の目的に違背するような武力の行使又は武力による
威嚇を行わない。

武力攻撃があつた場合これに対して執られた對抗措置は直ちに
安全保障理事会に通報され、理事会が平和回復の措置を執つた場
合は直に終止される。

二 両締約国は国連の平和維持機構としての機能の強化に努力する。
三 両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和
的友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力
する。

(10)27(1)

三 両締約国は、個個にまた相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を、憲法の範囲内で維持発展させる。

四 両締約国は本条約の実施に関し随時協議するとともに、日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされていると認める場合はいつでも協議する。

五 両締約国は、日本の施政の下にある領域において、いずれか一方に対して攻撃があつた場合は、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動する。

六 米軍は、日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、日本にある施設及び区域を使用することができる。

七 本条約は、発効後十年を経過した後は、いずれの当事国も一年の予告でこれを廃棄しうることにするとともに、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定をする措置を執つたと双方が認めると

きは、いつでも効力を失うものとする。

八 批准条項を置く。また、本条約が発効すれば現行安保条約は消滅することとする。

九 米軍の日本への配置及び装備における重要な変更並びに米軍が施設区域を日本防衛のため以外の目的で作戦行動の基地として使用することは、日本政府との事前協議の主題たるべきことを附屬交換公文により明らかにする。

日米安全保障条約改定交渉の経緯に関する報告

日米安全保障条約改正交渉に関する現在までの経緯に関して御報告いたしたいと存じます。

安全保障条約の改正は、日米間の多年にわたる重要懸案でありました。一昨年六月岸総理とアイゼンハワー大統領との会談において、当時の共同声明が明らかになっておりますとおり、安全保障に関する諸問題を検討するため、日米安全保障委員会が設置されることとなり、この委員会は同時に、安全保障の分野における日米関係を両国の国民の必要及び願望に適合するよう調整することを考慮する任務を与えられ、ここに安全保障条約改正への道が開かれたことは御承知のとおりであります。

1
じ来条約改正の問題に関し、日米間に非公式に意見の交換を行つた結果、機ようやく熟するに至りましたので、昨年九月私はワシン

トンを訪問して、故ダレス國務長官と会見し、条約改正交渉の開始を提議するとともに、条約改正に關する日本の希望事項を申入れた次第であります。当時申入れました事項を要約いたしますと、安全保障条約は現在まで日本の平和を守るため重要な寄与をなしてきたが、現行条約はその締結当時の事情を反映し、必ずしも日本の国民感情に沿わぬ点があるので、これを現在の日本の国情及び國際的地位にふさわしいように改正する要がある。さらに内容的に言えば、米国の日本防衛に対する援助義務を明確化すること、日本の負うべき義務は憲法の範囲内に限らるべきこと、条約運営に關し日本の發言權を強化し、特に在日米軍の配備及び裝備の重要を変更並びに極東の平和及び安全の維持のため、日本の施設及び区域を作戦的目的に使用することを事前協議の事項とすること、条約に一定の期限を設けること、その他現行条約中現状にふさわしくない諸点に所要の改正を行うことであります。ダレス長官はこれに對して、日本側の

事情に対する十分な理解を示し、条約改正の交渉を行うことを承諾し、現在の交渉が開始されるに至つた次第であります。

その後引続き同年十月東京において、マックアーサー在日米國大使との間に条約改正に関する第一回公式会談を行う運びとなつたのであります。さらにこの間広く国内世論の動向に注目しつつ、新条約の内容につき具体的検討を加えました結果、その大綱につき日米間の見解調整も漸時進捗し、現在まで公式会談を重ねること十數回に及びまして、未だ案文についての最終的調整は完了していません。であります。交渉はほぼ妥結に近づいている次第であります。以下新条約の内容につきましてその概要を御報告いたしたいと存じます。

3
新条約は、まず前文において、日米兩國は民主主義の原則を擁護し、兩國間の經濟協力を緊密化すべきこと、国連憲章を尊重し、すべての國と平和的に共存することを希望すること及び兩國が国連憲

章に定める自衛の固有の権利を有することを確認するとともに、両国の極東の平和及び安全の維持に対する関心を表明することとなる
と存じます。

条約本文につきましては、その内容となる事項は概要次のとおり
であります。

第一は、日米両国が国連憲章の原則に従い、国際紛争を平和的に
解決することとし、国連の目的に違背するような武力の行使又は武
力による威嚇を行わない。また日米両国は、国連の平和維持機構と
しての機能強化に努力するということであります。

御承知のとおり現行条約は、日本の国連加盟前に締結された事情
もあり、国連憲章との関係についての規定を欠いておりますので、
新条約においてはこれに関する明確な規定を設けることにより、日
米両国は国連憲章に従い行動すべきこと及び新条約は、国連憲章の
枠内における安全保障の措置であることを明らかにし、さらに進ん

で、日米両国が他の平和愛好国と協力して、国際平和維持の機関としての国連強化に努力すべき旨を表明することといたしましたのであります。

第二は、日米両国は、民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力するとの趣旨を表明することであります。

日米両国が安全保障上密接な協力関係に立つことは、両国が政治、経済上の広汎な協力の基礎を有することによつてのみ可能であります。この点において日米両国は現に民主主義の共通の基盤に立ち、経済的にもきわめて緊密な関係にあります。新条約においては、この関係をさらに発展せしめるとの両国の政策を明らかにすることといたしましたのであります。

5 第三は、日米両国は、個別的に、また相互に協力して、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を憲法の範囲内で維持発展させる

との意図を表明することでありませう。

この条項の趣旨は、日米両国が安全保障上の協力関係にある上は、各自、自衛のための能力を涵養するため自ら努力し、また協力するということでありませうが、日本としては憲法の範囲内でこれを行うべきことを明らかにする所存であります。

なお、自衛力の規模、態様等は、各自その国力、国情等に応じ、自主的に決定すべきものであることは申すまでもないところであります。

第四は、日米両国は、条約の実施に関し随時協議するとともに、日本の安全又は極東の平和が脅かされる場合は、直ちに協議することでありませう。

6 日米安全保障の体制をすべて両国間の協議により運営して行くということは、新条約の基本的考え方でありませう。従つて条約の実施に関し常時密接に連絡を保つとともに、日本の安全が脅威されると

か、また極東の平和が害されるような事態を生じた場合は、これに対処するため直ちに協議を行うことといたしましたのであります。

才五は、日本の施政の下にある領域において、武力攻撃があつた場合は、日米共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することを宣言するとの趣旨を規定することでありませぬ。この場合、国連憲章才五十一條に基き武力攻撃に対してとられた措置は直ちに安保理事会に報告され、安保理事会が平和回復の措置をとつた場合は終止されることとなります。

現行条約は、米國に日本駐兵の権利を認めておりますが、少くとも条文上においては、日本防衛の義務が明記されておられません。現在米軍の撤退が進んでおりますので、米國の日本防衛義務を明確化することは、侵略を未然に防止するため特に重要であると考えらるものであります。この点に関連いたしまして、通常の安全保障条約においては特定の地理的範囲における各締約國の領土に対し攻撃が加

えられた場合における相互援助を規定していることは御承知のとおりであります。しかしながら、日本の場合憲法上の関係よりも、外国領土防衛の義務を負うことは考えられないことであり、従つて条約地域は日本領土に限定することといたした次第であります。日本領土で現在日本の施政下でない地域、特に多数同胞の居住する沖縄に対しては、国民感情上も特殊の関心がいだかれることは当然であります。この点に関しては世論の帰趨を見定めつつ、慎重検討の結果、当面条約地域は現に日本の施政下にある地域に限定することといたしました。将来これらの地域の施政権が返還されれば自動的に条約地域に入ることとなる次第であります。

8
すでに申し述べましたとおり、米国の日本防衛義務を規定するため、日本の施政下にある領域において攻撃があつた場合には、両国は憲法上の規定と手続きに従い、所要の行動をとるといふ趣旨の、この種の条約における通常の方式の規定を設

けることとなつておりますが、条約地域が日本の施政下にある領域に限定されていることは、新条約の著るしい特徴であります。在日米軍に対する攻撃は、日本自身に対する攻撃なしには行い得ないところであり、
から、日本として自衛上これに対処すべきことは当然であり、新条約により実質的になんら新しい義務を負うことにはならないのであります。

才六は、日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、米軍駐屯による日本の施設及び区域の使用を許すこととあります。

日本の安全及び極東の平和と安全を維持するため日本に米軍の駐屯を認めることは、現下の情勢よりみて依然として必要であると考えられるのであります。何故かならば極東の平和と安全なくして日本の平和と安全は期しえなないと信ずるからであります。

米軍駐屯は、日本の安全及び、極東の平和と安全の維持を目的とするものであります。米軍が国連憲章の目的と原則に従い行動すべきことはその現実の政策の示すところであるのみならず、新条

約においても確認されるところであります。従つて極東の平和と安全の維持のため米軍が軍事行動をとるのは、国連の行動の一環として侵略に対処する場合か、国連憲章第五十一条に基く自衛権行使の措置として行ふかのいずれかであることを付言いたしたいと存ずる次第であります。

第七は、条約の期限に関して、条約発効後十年を経過した後は、いずれの当事国も一年の予告でこれを廃棄しうることにするとともに、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定めをする措置をとつたときは、この期間内においても効力を失うものと定めることでもあります。

安全保障の体制において特に重要なことは、安定性であると考え

ます。すでに申し述べたところに明らかのように、新条約の性格は、全く防衛的のものであり、今後における国際情勢の進展において日米間に安全保障の体制が存在することにより、困難な事態が生ずることは考えられないところでありまして、日本が今後平和的に発展を計つて行く上にも十年という安全保障上の安定期間をもつことは重要であると考え次第であります。

勿論国連により日本の平和が保障される時機のすみやかに到来することは強く希望するところであり、新条約にもこの趣旨を明らかにすることといたします。これに関連し、日米両国が国際平和維持の機関としての国連の強化のため努力すべき旨を表明することとなることはすでに申し述べたところであります。

第八は、条約の附属交換公文において、米軍の日本への配備及び装備における重要な変更並びに極東の平和と安全のために日本領域以外に対して作戦行動するため、米軍が日本の施設及び区域を基地として

使用することは、日本政府との事前協議を要する事項とすることを明らかにすることとなっております。

なお、これらの事項に関して、米国は一方的行動をとらないということは、日米間の交渉の過程においてすでに明確に了解されているところであります。

現行条約においては少くとも条文上は、これら事項に対してなんらの規制が課せられていないことは御承知のとおりであります。米国はこれまで条約の運営にあたり、事実上努めて日本政府及び国民の意向を尊重しているのであります。新条約においては日本の発言権を確立し、国内の不安を一掃するため、条約の運営、特にこの二つの事項について明文上日本の自主的立場を明確化することといたしたいと考える次第であります。

なお、行政協定につきましては、協定締結後現在までの運営上の経験及びNATO協定及びNATO諸国の協定運営状況などにかん

がみ、現行協定の内容を各条にわたり検討いたしました結果、才二十四条緊急事態に関する規定及び才二十五条二の(b)項の防衛分担金条項を削除し、才二条及び才三条施設及び区域、才九条出入国、才十一条通関、才十二条調達及び労務、才十四条特殊契約者、才十八条民事請求権等の規定に、所要の改正及び運営上の改善をはかるとともに、その他の条項につきましても必要な調整を行うこととし、交渉を進めて現在に至っておりますが、行政協定につきましても交渉は妥結に近づきつつある次才であります。

以上申述べましたとおり、この度の交渉は、今日まで日本の平和を守るため重要な役割を演じてきた日米安全保障の体制を堅持しつつ、両国の相互信頼と協力の関係を基礎として、現行条約を現状に則するよう改正することを目的とするものであります。而してこの交渉における日本側の基本的立場を重ねて要約すれば、新条約は、国連の枠内における安全保障の措置として、厳に防衛的性格のもの

とすること、日本の負うべき義務は憲法の範囲内に止めること及び日米対等の基礎に立つて条約の運営における日本の自主性を確立することの三点を根幹とするものであり、幸いにして米国側の理解ある態度により交渉はこの線に沿いとりまとめることができると確信している次才であります。

世界における緊張緩和は、わが国外交の最も重要な目標でありまして、国連を中心として今後ますますこの方向へ努力すべきことは申すまでもないところであり、現在大國間に話合いにより局面の打開を計る気運が起つてゐることは勿論歓迎するところであります。しかしながら、東西兩陣営ともに集団安全保障の体制をゆるめる兆候はなんらうかがえず、むしろ集団的安全保障体制の基礎に立つ話合いとみるのが正しいと考えるものであります。

政府としては、現存する安全保障の体制を合理化して、日本の平和を守ることに遺憾なきを期し、安全保障上の安定性を基礎として

日本の平和的発展の道を開くことを念願とするものであります。

以上安全保障条約改正に関する日米間の交渉の経緯について御報告いたしましたのでありますが、政府としては交渉の妥結とともに、すみやかに新条約及び新協定に調印し、次期通常国会においてこれが承認を求める運びといたしたいと考えている次第であります。

D R A F T

Interim Report by the Foreign Minister of
Negotiation for the Security Treaty Revision
at the Extra Session of the Diet

I wish to make an interim report on the present stage of negotiation for Japan-United States Security Treaty revision.

Revision of the Security Treaty had long been the important pending subject between Japan and the United States. As a result of the discussion between Prime Minister Kishi and President Eisenhower in June 1957, Japan-United States Security Committee was established, as is stated in the Joint Communique on that occasion, to study problems arising in relation to the Security Treaty and, at the same time, to consider future adjustments in the relationships between Japan and the United States in the field of security to meet the needs and aspirations of the peoples of both countries, and thus, as you all know, the way was paved for revision of the Security Treaty.

Informal exchange of views took place since then on this subject. In September last year it was considered opportune that I visit Washington to see the late Secretary Dulles and to propose opening of negotiation for the treaty revision by suggesting concrete items on which Japan wished the treaty to be revised. To summarize the proposition at that time, the Security Treaty reflects the peculiar condition under which

- 2 -

the treaty was signed and does not necessarily satisfy the public sentiment in Japan, although it well served its purpose by contributing to maintenance of peace in Japan. The treaty, therefore, must be revised in conformity with the domestic and international situation of present Japan. To be more concrete, it was proposed that United States' obligation be clarified to assist defense of Japan while Japan's obligation is limited to within the framework of the constitution, that Japan have stronger voice in implementation of the treaty especially by making it a subject of prior consultation for United States forces in Japan to make important changes in deployment of the United States forces and their equipment or to use facilities and areas in Japan for combat purposes for maintenance of peace and security in the Far East, that definite period for expiration of the treaty be provided for, and that other necessary adjustments be made to have the treaty conform to the prevailing situation. The late Secretary Dulles responded with full understanding to the Japanese position and consented to open discussion for revision of the treaty, and thus the present negotiation was initiated.

Following my visit to Washington, the first formal discussion of the treaty revision was conducted in October last year in Tokyo between Ambassador MacArthur and myself. In due consideration to developments of public opinion in Japan the contents of the treaty was scrutinized in the process of gradual adjustments of views

- 3 -

between Japan and the United States. Although the final agreement has not yet been reached on the draft of the treaty after more than ten times of formal discussions, the conclusion of the negotiation seems to be in sight. I now wish to present to you the general idea on the contents of the treaty.

In the preamble of the treaty, the two countries will vindicate the principles of democracy, express desire for closer economic cooperation between them, hopes that coexistence in peace with all countries be materialized with faith to the Charter of the United Nations, confirm that they possess the right of self-defense under the Charter, and express their concerns in the maintenance of peace and security in the Far East.

I now proceed to give you a general idea on the contents of the treaty.

Firstly, it is stated that Japan and the United States abide by the principles of the Charter of the United Nations, try to settle international disputes in peace and refrain from resorting to threat or actual use of force in violation of purposes of the United Nations. The two countries, at the same time, will make efforts to strengthen the United Nations in its function to maintain peace in the world.

As you are aware, the present treaty lacks any reference to the Charter of the United Nations, since the treaty was concluded before Japan was admitted to be a member of the United Nations.

- 4 -

Therefore, the new treaty will specifically provide for the relationship between the United Nations and the treaty by clarifying that Japan and the United States should act in accordance with the Charter and that the treaty is a security measure within the framework of the Charter. Furthermore, the new treaty will affirm the efforts of the two countries to strengthen the United Nations, in cooperation with other peace-loving nations, as the organization for maintenance of international peace.

Secondly, it is stated that the two countries seek to promote international friendship by upholding the principles of democracy and by developing stability and welfare and the two countries further endeavour for closer economic relationship between each other.

Close cooperation between the two countries in the field of security can be effectively attained only upon the basis of wider cooperation in political and economic fields. In this connection, Japan and the United States politically stand on the common ground of democracy and they are in closest cooperative terms also in economic affairs. The new treaty manifests the policies of the two countries to promote this existing collaboration.

Thirdly, it is stated that Japan and the United States, individually or in collaboration with each other, develop their capacity to cope with military attack within the framework of their own constitutions.

- 5 -

The intent of this provision is that the two countries should exert efforts for cultivating their own defense powers and cooperate each other for this purpose as a premise to establishment of cooperative relationships in security affairs, but it is to be clarified that Japan carries out this provision only within our constitutional limitations. It is needless to add that scale and composition of defense powers should be completely left to each country for an independent determination in view of its capacity and prevailing conditions.

Fourthly, the two countries are to consult each other from time to time with respect to implementation of the treaty, and an immediate consultation will be held when the security of Japan or peace in the Far East is deemed to be in danger.

It is a principle of the treaty that the security system of the two countries be operated upon consultation. Accordingly, close relationship is to be always maintained in connection with implementation of the treaty, and whenever an emergency situation arises under which Japan's security is threatened or peace of the Far East is hampered, a consultation will take place at once to cope with this situation.

In the fifth place, it is to be affirmed that when an armed attack is made on either of the two countries in the territories administered by Japan, both countries should act to cope with this

- 6 -

common threat according to their constitutional provisions and processes. The measures thus taken are to be immediately reported to the Security Council of the United Nations according to Article 51 of the Charter and they are to be ceased whenever the Council has taken a necessary step for restoration of peace.

Under the existing treaty, the United States is entitled to station its forces in Japan but is not obligated, at least in specific terms, to defend Japan. In view of the fact that the United States forces are gradually withdrawing from Japan, it is considered to be of particular significance for preventing aggression that the United States' obligation is clarified to come to defense of Japan. In this connection, an ordinary security treaty specifies a definite geographical area of each contracting party in which an armed attack is to be met with mutual assistance. In case of Japan, however, it is not within the provisions of the constitution to assume obligation to defend foreign territory and, thus, the treaty area is limited to the territory of Japan. With regard to the Japanese territory which is not presently under the administration of Japan and particularly with respect to Okinawa where many of our compatriots reside, it is well appreciated that the public sentiment inevitably pays special concern to the area covered by the treaty. Serious study was made on this subject with due consideration to the trend of public opinion and, as the result, the treaty area is restricted

- 7 -

to the realm presently under the Japanese administration, provided that any Japanese territory is automatically included in the treaty area upon its restoration to Japanese administration.

As I stated before, the United States obligation for defense of Japan is specified, in conformity with ordinary formula of this sort of treaty, in that both countries act according to the provisions of their constitutions in order to cope with an armed attack on either country in the area administered by Japan, but it is a conspicuous characteristic of the new treaty that the treaty area is limited to the territory under the administration of Japan. An armed attack to the United States forces in Japan constitutes an attack to Japan itself, and it is only natural that Japan should meet such an attack as an act of self-defense. The new treaty, therefore, does not provide for any additional obligation in substance on this subject.

Sixthly, it is provided that facilities and areas in Japan are made available for the use of the United States armed forces for them to contribute to the maintenance of security of Japan and in the Far East.

The present world situation still necessitates stationing of United States forces in Japan in order to maintain peace and security in Japan and in the Far East. Stationing of the United States forces in Japan is aimed to maintenance of security in

- 8 -

Japan and the Far East, but it is demonstrated in the actual execution of policies and also confirmed in the provision of the new treaty that the United States should abide by the principles and purposes of the Charter of the United Nations. Accordingly, it may be added that the United States' military actions to maintain peace and security in the Far East are limited to such actions as a part of the United Nations' actions to meet an aggression or as the exercise of right of self-defense under Article 51 of the Charter. Later I will refer to the problem of prior consultation with the Japanese Government when the facilities and areas in Japan are used for combat purposes.

In the seventh place, the new treaty can be terminated in one year's notice by either country after ten years in force, and even during this period of first ten years the treaty will be invalidated when the United Nations has taken an effective measure to safeguard peace and security in the Japan area.

Stability is required for an effective security system. As I have already stated, the new treaty is characterized by its complete defensive nature and the existence of the new security system between Japan and the United States is not expected to be an obstacle to any possible development of international situation in future. On the other hand, it is considered to be significantly meaningful for Japan to enjoy ten years period of stability in the field of security while it follows its process of peaceful development.

- 9 -

Needless to say, we earnestly await an opportunity when peace of Japan may be guaranteed by the United Nations and this hope is expressed in the new treaty. In this connection, the new treaty, as I stated before, will provide that Japan and the United States endeavour to strengthen the United Nations as the organization to maintain peace.

In the eighth place, in the exchange of notes to supplement the treaty, it will be clarified that the United States has to conduct prior consultation with Japan with respect to major changes in the deployment of the United States forces into Japan or major changes in their equipment and also with respect to utilization of facilities and areas by the United States as bases of ^{combat} operations other than when an armed attack is made in the territory of Japan. On these subjects, it has been clearly understood in the course of the negotiation that the United States will not take any action against the will of the Japanese people.

You are well aware that the present treaty does not, at least in terms of provisions, specifically restrict the actions on these respects. In actual implementation of the treaty, however, the United States has acted in conformity with the wishes of the Government and people of Japan. In order to provide for Japan's stronger voice and to eradicate any anxiety in Japan, it is expected to assert the independent position of

- 10 -

Japan, in explicit terms under the new treaty, for implementation of the treaty and especially on these two subjects.

With respect to the Administrative Agreement, each article was carefully examined in the light of the experience in implementation of the present agreement and of the NATO Status of Forces Agreement and operation of the NATO Agreement in various NATO countries. As the result of this study, the following proposition of the Japanese Government was presented: to delete Article XXIV on emergency situation and Article XXV 2(b) on defense support contribution and to make necessary revision or improve method of operation in Articles II and III on facilities and areas, Article IX on entry and exit, Article XI on customs clearances, Article XII on procurement and labor, Article XIV on special contractors, Article XVIII on civil jurisdiction and necessary adjustments on other articles. Negotiation still continues on these propositions but I may state that conclusion of the negotiation is expected in the near future.

As I have already stated, the present negotiation is aimed at revising the existing treaty on the basis of mutual trust and cooperation while maintaining the present Japan-United States security mechanism which has greatly contributed to the preservation of peace in Japan. Japan's basic position at this negotiation, to summarize it again, consists in that the treaty should

- 11 -

be of strictly defensive nature as a security measure within the framework of the United Nations, that Japan's obligation should be limited to within the constitutional provisions, and that the independent position of Japan should be confirmed on equal basis as that of the United States in implementation of the treaty. I am pleased to be able to report to you of my confidence that the negotiation will be concluded along this Japanese position thanks to the cooperative attitude of the United States.

Relaxation of world tension is the foremost objective of the Japanese diplomacy and no effort will be spared for this aim in conjunction with the United Nations. It is indeed a source of gratification that there is a growing tendency among the major powers of the world to abandon power policy for changing the status quo and to solve problems through talks. However, neither the East nor West indicates any willingness to loosen its collective security arrangements, and it may be concluded that the present talks between the two camps are conducted on the basis of strength in the collective security system.

In this situation our Government will earnestly try to preserve peace of Japan by rationalizing the present security system and pave the way for the peaceful development of Japan on the basis of stability in the field of security.

I have reported to you the development of negotiation on the

- 12 -

Security Treaty revision. The Government intends to sign the new treaty and agreement at an early date following the conclusion of the negotiation and present them at the next ordinary session of the Diet for ratification.

後、事を考へし。

左 原 早通部を以てし。

昔同ころに案には、亦て左原のスコアは固し。又若表の特別に固し。其意

承りて

左 原 草葉は付極端より相違う様を未だ得ざるを以て、由言に於ては、今右

中と兼ぬる。若表は、左原の念に於ては、早通部は若表し。左原の言は、簡

早通部を以てし。其意は、左原の言は、簡

大使 準備は早急で用務にまいし

（蒙事時多は付見の内題ある由り速に情報と打合の上其日四手する

一二三三四五

PD印控 年々より多ク件数の書簡は 何れ付かよいか

大官 ちり付く控務の事、
（特別届はそれ書簡字別格との事）

大使 かり方へは総理一行修養後 内閣府と直ぐに始りて其の旨の回答と期許し

見よなきや

康
それなりは稽である。

是の事情を以て金か出来るといふ事柄は道にありとてく聞かぬ事

事には意を何れかと思付るといふ事には道にありとてく聞かぬ事

大臣
いふ事柄は道にありとてく聞かぬ事。 大臣は

外務省

外務省

CONFIDENTIAL

(Draft)

(Japanese Note)

別
添
—

January 6, 1959)

Dear Secretary Herter:

I wish to refer to the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America signed today. Under Article IV of the Treaty, the two Governments will consult together from time to time regarding the implementation of the Treaty, and, at the request of either Government, whenever the security of Japan or international peace and security in the Far East is threatened. The exchange of notes under Article VI of the Treaty specifies certain matters as the subjects of prior consultation with the Government of Japan.

Such consultations will be carried on between the two Governments through appropriate channels. At the same time, however, I feel that the establishment of a special committee which could as appropriate be used for consultations would prove very useful. This committee, which would meet whenever requested by either side, could consider any matters underlying and related to security affairs which would serve to promote understanding between the two Governments and contribute to the strengthening of cooperative relations between the two countries in the field of security.

Under

- 2 -

Under this proposal the present "Japanese-American Committee on Security" established by the Governments of the United States and Japan on August 6, 1957 would be replaced by this new committee which might be called "The Security Consultative Committee". I would also recommend that the membership of this new committee be the same as the membership of the "Japanese-American Committee on Security", namely on the Japanese side, the Minister for Foreign Affairs, who will preside on the Japanese side, and the Director General of the Defense Agency, and on the United States side, the United States Ambassador to Japan, who will serve as Chairman on the United States side, and the Commander-in-Chief, Pacific, who will be the Ambassador's principal advisor on military and defense matters. The Commander, United States Forces, Japan, will serve as alternate for the Commander-in-Chief, Pacific.

I would appreciate very much your views on this matter.

Yours sincerely,

CONFIDENTIAL

(Draft)

(U.S. Note)

(December 30, 1959)

Dear Mr. Prime Minister:

The receipt is acknowledged of your note of today's date suggesting the establishment of "The Security Consultative Committee". I fully agree to your proposal and share your view that such a committee can contribute to strengthening the cooperative relations between the two countries in the field of security.

I also agree to your proposal regarding the membership of this committee, namely, ~~that the Japanese Government will be represented by the Minister for Foreign Affairs and the Director General of the Defense Agency and the United States Government by the United States Ambassador to Japan and the Commander in Chief, Pacific.~~

Yours sincerely,

CONFIDENTIAL

124
125
=

(January 6, 1960)

Re. NDAA
(U.S. Note)

Excellency:

- I have the honor to refer to the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan signed to-day. It is the understanding of the Government of the United States that references to the Security Treaty between the United States of America and Japan, signed at San Francisco on September 8, 1951, appearing in the Mutual Defense Assistance Agreement between the United States of America and Japan, signed at Tokyo on March 8, 1954, should be understood to be references to the corresponding provisions, if any, of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

I should be appreciative if Your Excellency would confirm on behalf of your Government that this is also the understanding of the Government of Japan.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

(Japanese Reply)

Excellency:

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date, which reads as follows:

(Text of U.S. Note)

I have further the honour to confirm on behalf of my Government that the foregoing is also the understanding of the Government of Japan.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡こう

昭和 35 1130 (米北)
平 ワシントン 1月19日15.45発
本 省 20日06.01着
益谷大臣臨時代理 朝、海 大 使

(新安保条約等の署名完了に関する件)

第184号(大至急)

19日午後3時3分(ワシントン時間)新条約
および協定ならびに関係文書の署名を了した。な
お条約および協定の米側署名者はハーター國務長
官、マッカーサー大使およびパーズンズ國務次官
補(全権委任状の順はパーズンズ、マッカーサー
となつてゐるが、実際の署名は逆となつた)であ
る。(了)

(主管課へ連絡済 電信課)

配布先 大臣、次官、島大使、官房長、下田公
使、局部長、次参、総、議、米北、保、
条条、規、国政、情各課

〔事前協議に関する交換公文関係〕

1 (問) 「事前協議」には同意が含まれているか。

(答) 事前協議に関する交換公文において一定の事項を日本国政府との事前の協議の主題とすることとした趣旨は、米側のそのような行為が日本側の意向に沿わないことになることがないようにするためである。したがって、協議が成り立つたためには同意が必要なのであつて、わが国の意に反して米側がそれらの行為をすることはこの事前協議制度の趣旨からいつてありえないことである。この点は、条約交渉の過程において日米間に十分了解されていたところであるが、それがさらに、日米共同コミュニケにより確認された次第である。

2 (問) 事前協議を受けた際わが方には拒否権があるのか。

(答) 元来拒否権という言葉は、自己の意思に反して多数者の決定を押しつけられるような場合に、これを拒否することを可能ならしめる権利を意味するものとして使われている。一例、米大統領が自己の意に反して議会在が修正した法律案を拒絶することを認め拒否権、安保常任理事国が多数の支持を得た決定を否認することを可能ならしめている拒否権等一したがつて本条約の下における事前協議は、一対一の協議であるから、拒否権の観念がもともと当てはまらない場合なのである。

しかし仮りに拒否権が一対一の協議の場合にも使える言葉であるとして考えてみるに、本条約の下における事前協議に際しては、米側は日本側の意思に反する行動を執る考えはな

いといつていゝのであるから、拒否権の問題が起りようがないのである。すなわち拒否権の行使をまつまでもなく、日本側の意に反するがごとき行動が執られる危険は、初めから生ずる気遣いがないのである。

3 (問) 事前協議において、いかなる場合にイエスというか。

(答) これは、その場合、場合について日本政府が自主的の立場から判断することである。

この点についての日本政府の立場はフレキシブルに保つことが適当であつて、あらかじめ一定の基準を設けることは得策でない。

しかし、日本政府の政策の問題として、国連協力の立場から米軍が国連による措置の一環として行動する場合とか、あるいは日本の安全に重大な影響を及ぼす侵略的行動を排除するため動くとかいう場合には、おおむねイエスということになるであろう。

4 (問) 米軍が台湾に出撃することにつき、日本政府が協議を受けられた場合は、同意する方針であるか。

(答) (問2)に対する答弁の趣旨による。

5.

(問)

台湾は中国の一部であり、国共間の紛争は中国の内政問題である。従つて米軍の台湾出撃は中国に対する内政干渉であるから、日本はこれに同意を与えてはならないと考えるがいかん。

(答)

台湾をめぐる国共間の紛争は、国際平和に重大なる影響を及ぼすものであつて、単純に中国の内政問題なりとはいひ切れない要素がある。国共間の紛争が台湾に対する武力攻撃に導く程悪化する場合は、これが取扱いは結局国連により決定されるであろう。(朝鮮事変の際国連は南北鮮の武力衝突を朝鮮の内政問題と見ざりしのみか、国連自身が国連軍を組織して、北鮮の侵略を排除するの措置に出たことは、参考とすべきである。)

ただ国連の措置の決定までには多少の時日を要するので、米國が憲章第五十一条の集団的自衛権を行使して緊急事態に対処し、後に安保理事會に報告するという措置に出づることも考えられる。そして、その措置の一部として、米國が日本から戦闘作戦行動を執るため日本の施設・区域を使用することにつき日本政府に協議してくることも、考えられないことではない。その場合日本政府としていかなる態度をとるかは、やはりその場合、場合に依りて自主的に判断すべきことであると考えられる。

6.

(問)

事前協定の条項は朝鮮の場合にも適用があるのか。

(答)

事前協定条項は、朝鮮の場合についても適用がある。朝鮮においては、万一国連軍に対して武力攻撃が再開された場合においては、在日米軍がこれに対処するため日本から作戦行動をとる必要を生ずる場合があることは、十分考えられることである。政府としては、もとより朝鮮における現在の事態が平和的に解決されることを衷心希望するものであるが、万一右のような事態が起つた場合には、国連協力という日本の基本的政策からして、当然作戦基地としての使用についても好意的にこれを考慮すべき筋合であると

7. (問) 「日本国への配置」という言葉の意味いかん。

(答) 日本国内に配備する目的で軍隊を入れることである。したがって、撤退、移動等日本から出て行くことは含まれない。したがって、戦闘作戦行動を執るために出て行く場合は、別の主題として事前協議の対象になることはいりまでもない。

8.

(問)

第七艦隊は、日本国内に配置された軍隊に入るか。

(答)

第七艦隊は、日本国内の施設・区域をその一つの基地として使用しているが、それだけの事実から第七艦隊はすべて日本国内に配置されたものと見ることは、できない。他面、第七艦隊に属する船舶、航空機であつても、相当期間にわたつて日本国内の施設・区域に駐留しているような場合は、日本国内に配置されたものと認めるべきである。要は、米軍の編成上どうなつていくかということではなく、日本国内の施設・区域の使用状況という実態によつて判断すべきことである。

2 (問) 米軍の日本国への配置における重要な変更とは何か。

(答)

(該当する)

たとえば一箇師団程度の兵力を新たに日本国内に配置すること。

(該当しない)

1 撤退(米国以外の第

3 三国への移動を含む)

2 艦艇、航空機の一時

寄港、着陸

3 小部隊の新たな配置

(問) 台衆国軍隊の装備における重要な変更とは何か

(答)

(該当する)

(該当しない)

(1) 核弾頭及びロ中、長距離ミサイルの持ち込み(どんな短い期間のものでも含まれる)並びに右のミサイル基地の建設

（問） しからばなにゆえ「核兵器の持ち込み」と明記しなかつたのか。

（答） 核兵器自体のみならず、それを装着しうるミサイルも含まれている。その他将来いかなる新兵器が発明さたるか予知し難いので、核兵器に限定するのは不適當だからである。

(問) 日本国から行なわれる戦闘作戦行動(条約第五条に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用とはどんな使用か

(答) (該当する)

(該当しない)

日本以外の地域に対して 補給のための基地としての使用
日本国から発進される戦闘 用
作戦行動(直接戦闘を目的 として作戦行動をいう。)の基地としての使用

(注) 戦闘作戦行動の基地としての使用の典型的なものは戦闘任務を与えられた航空部隊、空挺部隊、上陸作戦部隊等の発進基地として施設・区域を使用する場合である。

右にあげた典型的なもの以外の行動については、いちいちの具体的な場合についてその内容及び規模、全体の作戦においてその行動の占める重要性、全体の作戦において日本の施設・区域が基地として占める重要性その他を勘案して判断するほかない。

10 (問)

「戦闘作戦行動」の意味いかん。

(答)

「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘を目的とした作戦行動をいう。そのための基地としての施設。区域の使用として代表的なものをあげれば、施設。区域を戦闘任務を与えられた(1)航空部隊、(2)空挺作戦部隊、(3)上陸作戦部隊等の発進基地として使用することである。(これら部隊が戦闘任務を与えられているかどうかは、事前協議の際わが方に通報されるからわかる。)

戦闘作戦行動と対立する観念としては、戦闘作戦行動に対する兵たん支援のための作戦行動がある。施設。区域を作戦基地として使用するというのに対して、補給基地として使用するという場合がこれに当たる。

11 (問) 戦闘作戦行動とそれ以外の作戦行動とは、現実の場合に当面して、区別ができないのではないか。

(答) 戦闘作戦行動とその他の作戦行動との軍事技術的見地からする区分は、実際の事例に当たつて、ときとして明確を欠くことがあるかもしれない。しかし、交換公文において米側による「戦闘作戦行動」の基地としての施設及び区域の使用が日本国政府との事前の協議の主題とすることとされているのは、戦闘を直接の目的とする作戦行動がわが国の国際関係処理に重大な影響を持つことによるものであることが明らかであるから、単なる軍事技術的見地からは戦闘作戦行動であるかどうかの区分が明確でない場合についても、この公文の適用上妥当な区分は、十分になされうるものと考える。

12

(問) 共同コミニケの法的効力いかん。

(答) 過般の日米共同コミニケは、条約と同様の法律上の拘束力をもつものではない。このようなコミニケは、一般論としては、これを作成した当事者の政治責任の問題として考へるべきである。そして、その責任の程度は、コミニケ全体としてよりは、そこにいらわれている個々の事柄について、その内容、表現の仕方等から個々に判断すべきであると考えらる。

しかしながら、本件共同コミニケ中、事前協議の問題に關する米國大統領の言明は、すでに交渉の過程において両政府當局間に十分了解されていた点を確認する意味において行なわれたものである。すなわち、条約署名の際に作成されたコミニケにその条約締結の基礎となつてゐる了解が記録されたわけである。

このように確認され、記録された日米間の了解が大統領の更てつというようなことによつて影響を受くべきものでないことは、いうまでもない。

13

(問)

米軍の作戦行動につき事前協議を受けた際のわが方の態度決定は、日本国民の運命に關する重大事項である。ついでかかる際、国民の与論を反映しつつ協議を行ない決定を下すことを可能ならしめるため、特別の諮問機関を設置する考えはないか。

(答)

事前協議に当たつてわが方がいかなる態度をとるかは行政府の責任においてきめられるべき事項である。同時にこれはきわめて重大な事柄であるから、政府としては最も慎重に取り扱うことは言うまでもない。しかしながら、国防問題については国防会議もあることであり、その取扱いのために特別の諮問機関を設ける考えはない。

117

◎ 事前協議

(問)

「日本国への配置」という言葉の意味いかん。

(答)

日本国内に配備する目的で軍隊を入れることである。したがって、撤退、移動等日本から出て行くことは含まれない。しかし、戦闘作戦行動を執るために出て行く場合は、別の主題として事前協議の対象になることはいうまでもない。

118

2 (問)

第七艦隊は、日本国内に配置された軍隊に入るか。

(答)

第七艦隊は、日本国内の施設・区域をその一つの基地として使用しているが、それだけの事実から第七艦隊はすべて日本国内に配置されたものと見ることは、できない。他面、第七艦隊に属する船舶、航空機であつても、相当期間にわたつて日本国内の施設・区域に駐留しているような場合は、日本国内に配置されたものと認めるべきである。要は、米軍の編成上どうなつてゐるかというのではなく、日本国内の施設・区域の使用の情況といふ実態によつて判断すべきことである。

119

○在日米軍の意味

三四回 昭三五、四、二七
衆・日米安保条約等特別委
二四号 四頁

○岡田委員、、、、

○高橋（通）政府委員、、、、この条約全体を通じまして、在日

米軍かどういふものであるかという概念規定はないのでござ
います。、、、この条約におきまして、条約第六条の実施
に関する交換公文、すなわち、事前協議に関する交換公文で
日本国に配置された軍隊、これが在日米軍という一つの観念
でございます。それからもう一つ、第六条の本文にございま
す日本の施設、区域を使用する、すなわち、日本の領海、領
域の中に入つてこれを使用する軍隊、こういう意味合いの在
日米軍もあるわけでございます。

○岡田委員、、、、横須賀という基地を使つてゐる第七艦隊とい

120

○高橋（通）政府委員、
「
うのは、在日米軍ということになりませう、
時寄港し、使用しているという米軍隊が日本にある、これ
は否定できないこととさせていただきます。しかし、本来的に考えま
すれば、第六条の「合衆国軍隊の日本国への配置」、この配
置された軍隊というのが在日米軍である。そうすると、以外
に何も無いのかと言えば、そういう以外に、使用するという
ことは第六条に認められておりますから、そういう可能性も
ある、こういうこととさせていただきます。」

◎第七艦隊は在日米軍か

三四回 昭三五、四、二七
衆・日米安保条約等特別委
二四号 五頁

○岡田委員 先ほど高橋条約局長は、はつきり、日本に寄港する限りは在日米軍であると答えている、

○赤城國務大臣、在日米軍というのは、編成上日本における在日米軍の指揮下にあるものを、私どもは在日米軍と、こう言つておるのであります。第七艦隊は、日本に駐留しておるアメリカ軍の指揮下にありませんから、在日米軍には入りません。しかしながら、基地を使用する、横須賀港を使用することがありますから、ここに入港したような場合には、この基地を使用することにおきまして第六条の適用を受けます、そういうことで御了承願いたいと思ひます。

122

3

(問) 「装備における重要な変更」とは何か。

(答) 核兵器の日本国内への持込みのことを意味することか、日米間で了解されている。この場合核兵器というのは、もちろん核弾頭を発射するためのミサイルおよびそのミサイル基地の建設というようなことも含まれる。

○ 装備における重要な変更

三四回 昭三五三一九
（衆 予 一三二頁）

○ 足鹿委員、軍隊の装備ということに対して具体的に例示してもらいたい、

○ 赤城國務大臣、一つは核弾頭であります。中長距離のミサイルの持ち込み、これはどろいふりに期間が短くてもそれを含む、それからもう一つは、今の中長距離ミサイル基地の建設、こういうものがアメリカ軍隊の装備における重要な変更該当する、

○ 足鹿委員、たとえば長距離爆撃機 B 47 が大匠間爆撃機 B 52 にかえられる場合、これは重要な変更の中に入るものかどうか、

○ 藤山國務大臣、今回の交換公文におきます装備は、核兵器の

124

問題を主題といたしてあるのであります。、、核弾頭あるいは核兵器を用いる、運び得る運搬用具と申しますか、中長距離のミサイルあるいは核兵器の基地を作るといふようなものが重要な装備だといふふうに話し合いをいたして決定いたしておるのでございます。

◎赤城国務大臣、今の御例示の爆撃機が非常に優秀になつたものが該当するかということですが、これは該当に入つておりません。核装備をして持ち込むということになればこれは該当するので、核弾頭ということに含まれます。それから有人機が無人機にかわつた場合も装備の重要な変更か、こういうことでもありますか、これも核弾頭をつけるかつけないかによつての判断であつて、有人機が無人機にかわつたからといって、それだけで装備の重要な変更といふものには該当はいたしません。

4

(問)

「戦闘作戦行動」の意味いかん。

(答)

「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘を目的とした作戦行動をいう。そのために基地としての施設・区域の使用として代表的なものをあげれば、施設・区域を(1)戦闘任務を与えられた航空部隊、(2)空挺作戦部隊、(3)上陸作戦部隊等の発進基地として使用することである。

戦闘作戦行動と対立する概念としては、戦闘作戦行動に対する兵たん支援のため。の作戦行動がある。施設・区域を作戦基地として使用するというのに対して、補給基地として使用するとういう場合がこれに当る。

戦闘作戦行動と補給作戦行動とは、概念としては、右のよう^にに区別されるか、ある作戦行動が右のいずれに属するかは、上述のような典型的なものの場合は別として、個別

126

の具体的なケースによつて判断するほかない。

米國が日本から戦闘作戦行動を執りながら、そういう行動を執つていないと主張して事前協議にかけないというようなことは、考えられない。元來、安全保障条約のよつたものは、日米間に相互信頼関係がなければ円滑に運用できるものではないが、日米両政府間においては、この点なら懸念はないと考へている。(この問題について万一日米の考へ方に食い違いがあるような場合には、条約第四条に基づいて日本側から協議を求めて調整をはかることができると考へる。)

127

○戦斗作戦行動と密接不可分の補給行動

(三四回 昭三五三五)
参予 八号一頁)

○會禰益君・・・直接作戦行動と密接不可分の関係にある補給行動は、協議の対象となる。こういうふうに言われておる。・・・この作戦行動と直接密接の関係のある補給行動ということはどういふものか。・・・

○国務大臣（赤城宗徳君）戦斗作戦行動に直接性を持つていているということは、不可分性ということとは、具体的な事象によつて判断するよりほかはないと思ひます。・・・例をあげるということであります。たとえば空挺部隊に對しまして直接に戦場に武器弾薬を投下するやうな行動、これは空挺降下部隊があつて、そこへ弾薬あるいは食糧等を不可分に補給していくと、こういう一體的なものは、これは戦斗作戦行動に含まれる。・・・

128

○ 国務大臣（赤城宗徳君）前線へ日本から出動すると、そこで戦争が始まっている、そこへまた弾薬、食糧等を運ぶ、こういう場合には、これは直接不可分の戦闘作戦行動の中に含まれるものとして協議の主題になる、・・・

よ (問)

「事前協議」には「拒否権」が含まれるか。したがって、「同意」とあるのと同じ意味になるか。

(答)

米側の一定の行動については日本政府と事前に協議すべきこととした趣旨は、米側が行動を執る前に日本側の意向をあらかじめ確かめるようにするにあることは、いうまでもない。その事前の協議において、日本政府が米側の執るべきとする行動に対して同意を与えなければ、協議は整わないわけであるし、米側としては、そういう場合日本政府の意思に反した行動は執らないと確約している。したがって、法律論として、「事前協議」ということはそのものに「拒否権」とか「同意」とかの意味が含まれるかときかれると、否と答えざるをえないが、事前協議事項については米側が日本政府の意に反した行動を執ることがないという実質の点においては、疑問の余地はない。

◎何故事前の同意としなかつたか

(三四回昭三五二八)
衆予 四号九頁

◎横路委員、、、、なぜ明確に事前の同意を要するとしなかつたのか。それともそういうことは国際上の言葉としてはないのでか。、、、

◎岸国務大臣、、、、国際的の用語として同意ということを使つておる場合もございませうし、そうでない場合もあるように承知いたしております。問題は、この協議の道程にそのことをなす前に協議をして、そうして両方の意見が一致して初めてそういう行動が起されるという意味に一体事前協議ということが解釈されない問題であるならば、今お話のように、その点は不十分であるという問題が起つたであらうと思ひます。しかしながら交渉の全過程を通して、事前協議の主題とするという意

131

味は、両方がそのことを行う前に協議をして、意見が一致した
場合においてそういう行動をとるのだという解釈のもとに、こ
の事前協議という意味をとるということに両方の間において意
見が一致して参つたのでございませうから、そういう言葉を使つ
て目的はそれによつて達せられるわけでありませう。、、、、、

○ 戦斗作戦行動に関する事前協議においてイエスという場合、国会の承認を求めるか

三四回昭三、四、一、四
衆、日米安保条約等特別委
一八号一七頁

○ 飛香田委員、この事前協議の問題を、事前にか、事後にか、国会におかけになる意思がありますかどうか。

○ 岸国務大臣、事前協議の事項を、事前に国会に承認を求めなければならぬとは考えておりません。事後におきまして報告するとか、あるいはその他質問に対して答えるとかいうような方法によりまして、差しつかえない範囲内におきまして国会に明らかにするということとは考えて行くべきであらうと思えます。

○ 飛香田委員、この事前協議には関与できない、このお考えになるわけですか。

○ 岸国務大臣、これは政府の責任においてなすべきことだと思

ます。

○岸田務大臣、
使によつて、少なくとも、四年に一度は選挙して、そして国民
の意思を体して、その代表者として選ばれたところの議員が、
、その国会において選任されるところの内閣の首班、それ
が作つておるところの内閣が、全政治責任を負うというこの制
度、
から考えて見て、時の政府が、全政治責任をかけて
決定すべきものである。かように申しておる次第でございます。

○米軍の海外出動のための日本基地使用は、必ず日本に安全に寄与することを条件とするか

三四回昭三五三一六
（衆・日米安保条約等特別委）

八号 二五頁

○竹谷委員、この条約第六条は、日本の平和、安全に関係のないものは禁止されているんだ、関係のない海外出動はこの条約上拒否するまでもなくいけないんだ、そういうふうなものであるかどうか、

○岸国務大臣、米軍がどういふふうに出動していくかということについては、条約上の直接の制限を設けた条文は、私はないと思います。そこで、いやしくも米軍が日本から日本の領域外に出動する、作戦行動をやるという場合におきましては、すべて事前協議の対象として、今、言われる、日本の平和と安全に直接にもしくは密接な関係があるかどうかということは、日本自身が判断してこれを制約する、その事前協議の対象とするという考え方でございます。

○「拒否権」という言葉を使わぬ理由

(三四回 昭三五三六)
衆子 三号 四頁)

○今澄委員、
拒否権があるのかどうか。、、、
国際法上、法律的にこの条約には日本側の拒

○岸國務大臣、私は、ただ拒否権という言葉自体が特別の法律の
意義を持つておりますから、そのことを使うことを避けてお
るのでありますが、要はこの条約の解釈として、条約の意味として、そうしてノ
ーと言うた場合にはこれに対してアメリカがそれに反した行
動をしないということ、これはこれは条約及び交換公文の解釈上の
当然のことでございます。

○岸國務大臣、拒否権という言葉自体をどういう意味に御解釈に
なつておるか、従来二国間の話の間において拒否権を一方が
持つというような国際法上の観念はないようでございます。
私は必要なことは、日本がノーと言ひ得る、ノーと言つた場
合にアメリカがこれに反した行動ができるかできないかとい

◎「事前協議」の国内法上の用例

三四回昭三五・五・四
衆・日米安保条約等特別委
二八号 一九頁

◎飛田委員、、、事前協議という観念は、国際法独特の観念

でしよるか、それとも国際法、国内法を通じた、いわゆる協
議という言葉と解釈をしてよろしいでしよるか。、、、、

◎林（修）政府委員、、、、、協議という言葉は、切り離して言
えば、協議はまさに協議でありまして、相談することだと思
います。しかし、いわゆる事前協議の主題とするという意味
において、つまり、ここであることをするについて事前に協
議する、あらかじめ協議をしなければできない、そういう趣
旨が表われておる。あらかじめ協議をして、そこで意思が合
致した上でやる、これがいわゆる事前協議の主題とするとい
う言葉の意味だと私は思います。

国内法にとつてみれば、、、、何々大臣は、何々をする場合には、あらかじめ何々大臣に協議しなければならぬというのには、まさに事前に協議して、協議成立した上でやるといふ前提でみなできております。

○林（修）政府委員、、、、国内法においても、、、協議あらかしめ協議しなければならぬというような言葉を使つております場合には、単に相談だけでいいとは、普通考えておりません。たとえば、国有財産法等で、主務大臣が、たとえばこれこれの場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬといふようなものは、単に相談をしかければそれでいいんだといふ趣旨には、われわれは解釈しておりません。当然に両方が協議、成立した上でやるといふ前提で作つております。法令によりまして、協議と同意を使い分けておる法令もございします。その場合には、協議と同意のニュアンスの違いは、

139

多少あるかもしれません。しかしあらかじめ協議する、事前協議の主題とするということは、実は解釈ははっきりしたものと云えると思っております。

○米軍の出動と事前協議

(三四回 昭三五二五)
衆予 二号一六頁)

○河野(密)委員、、、、国連軍の一部として出動する場合にも、これは事前協議の対象になる、、、、

○岸国務大臣 もちろん事前協議の対象となります。

○河野(密)委員 米華、米比、米韓相互防衛条約等に基づいて米軍が出動する場合においてはどうでしょう。

○岸国務大臣 そういう場合も事前協議の対象となります。

○河野(密)委員 集団的及び個別的の自衛権の発動によるという場合はどうでしょう。

○岸国務大臣 日本から外へ出ていく場合においてはすべて、理由のいかんにかかわらず事前協議の対象になるわけでありませう。

6

(問)

在日米軍が極東の地域に出動する場合において、この出動が米韓相互防衛条約、米華相互防衛条約、米比相互防衛条約のいずれかに基づくものである場合においても事前協議の対象となると言いが、新条約締結の結果、かつてタレスが提唱したN.E.A.T.O.が事実上形成されたことになるのではないか。

(答)

前記条約の当事国に対して武力攻撃が発生し、米国がその国との相互防衛援助条約に基づいて軍事行動を執るに当たり、日本から戦闘作戦行動を執るうとする場合、日本は、前記の諸条約の有無にかかわらず自主的な立場からイエス、ノーをいうことになる。また、その場合、日本自身は軍事行動を執るということは、もとよりない。このように新条約の下における関係は、いわゆるN.E.A.T.O.というよりなものができた場合とは、全く異なる。

142

○N.E.A.T.O.が形成されたのではないか

(三四回 昭三五(六)
衆議 四号 一四頁)

○横路委員、、、、

○藤山国務大臣 今回の条約と米韓、米比なり米台なりの条約とは全然関係がございません。従つて日本の基地から出ますときには事前協議の対象になるわけでありまして、いわゆるN.E.A.T.O.構想には何の関係もございません。

7 (問)

作戦行動の基地としての使用の協議を交換公文に譲り条約本文に記載しなかつたのは、この協議の重要性を低く評価している証左であり、日本側はこれを国会の承認の対象として、米國は国会承認の対象とはされていない。なにゆえに本文に記載しなかつたのか。

(答)

交換公文にしたのは、その重要性を決して低く評価したからではない。条約本文は一般的協議事項でありそのうちから三つの具体的事項を特に交換公文に取りあげ、その安ん全性を浮きぼりにしてこれを事前の協議の対象にすることを特に明らかにしたものである。条約にしる交換公文にするその法的効果は全く同様であつてなんらの相違があるものではない。米國がこれをその国会の承認の対象としないのはその国内法上の理由によるものであつて国際法的効果

144

にはなんらの影響もない。また本国は法的には国会の承認の対象にはしないかもしれないが、国会に提示され審議されることは条約と同様である。

145

8 (問)

協議を受けた場合、いかなる場合に作戦行動の基地としての使用に同意を与えるのか。

(答)

それが国連の平和と安全の維持のための活動の一環として行なわれる場合であるかどうか又は、もしその問題が国連に提起される場合に、米国の行動が是認されるであろうという見地に立つて事態を判断するものである。具体的には左の場合は同意を与えることが考慮される。

(イ) 米国が安保理事会のなす強制措置に参加してなす場合
(ロ) 米国が国連総会の勧告に従って行動する場合 (たとえば朝鮮における行動であればそれが国連軍としての行動である限り与えられる。)

(ハ) 日本の平和及び安全に重大な関係がある場合 (たとえば沖縄に対して攻撃がなされた場合)

146

(四) 極東の平和及び安全に寄与する場合であつてもそれが
日本の安全に関係が全然ないかあるいはあまり関係がな
いことらうような場合は与えない。

9

(問)

コミニケの法的効力いかに。

(答)

拘束力をもつものではない。このようなコミニケは、一
般論としては、これを作成した当事者の政治責任の問題と
して考えるべきである。そして、その責任の程度は、コミ
ニケ全体としてよりは、そこにいわれている個々の事柄
について、その内容、表現の仕方等から個々に判断すべき
であると考えらる。

しかしながら、本件共同コミニケ中、事前協議の問題
に關する米国大統領の言明は、すでに交渉の過程において
両政府当局間に十分了解されていた点を確認する意味にお
いて行なわれたものである。すなわち、条約署名の際に作
成されたコミニケにその条約締結の基礎となつてゐる了

148

解が記録されたわけである。

このように確認され、記録された日米間の了解が大統領の更迭のようによつて影響を受くべきものではないことは、いふまでもない。

第二十三国会衆議院予算委員会第八号

昭和三十年五月九日

○ 今澄委員、〃、〃、四月十九日に発表された日米共同声明の中に「昭和三十一年及びそれに引き続く年間において、自己の資力のより大きな部分を防衛目的のために振向けることが、日本政府の意向であり、政策である」と明記してございます。〃、〃、この日本政府という言葉は鳩山内閣だけをさすのか、鳩山内閣が何かのことでやめたら、後の内閣は全然関係がないのか。

○ 鳩山國務大臣、〃、〃、鳩山内閣は本声明に政治責任を負います。他の内閣は政治的責任を尊重するかいなかは当該内閣が自主的に決定をするのであります。ただし鳩山内閣としては、本声明が将来も尊重されることとはもとより希望するところであり
ます。

次に、本声明は条約ではないのですから、いずれの内閣も法

150

律的の責任のないことは、たびたび申したとおりであります。
次に、声明中の日本政府とあるのは、右の意味のもとに解釈
していただきたいと思います。

◎共同コミュニケの法的性格

(三四回昭三五三五
参予 八号九頁)

◎曾裨益君、、、、岸・アイク共同コミュニケというものは、これはどういふ国際法上の性格を持つか。、、、
◎国務大臣(岸信介君)共同声明でこの解釈をきめたというようには私ども実は考えておらない、、、従来の日米の間の交渉の過程において解釈として認められたところのことを再確認をしたという意味において共同声明が出されておるわけであります。

◎吉田・アチソン交換公文

1 (問)

吉田・アチソン交換公文は、この新らしい交換公文を

やらなければ、失効するはずのものであつたのではないか。

(答)

形式的にいえば、吉田・アチソン交換公文は、安保条

約の一部をなしているので、安保条約と運命をともにすべ
きものであるが、その実質的内容は、朝鮮に対する国連の
措置が継続されている限り、日本としては存続させなけれ
ばならない立場にある。すなわち日米間の条約関係が切り
換えられたからといつて、それだけの理由で吉田・アチソ
ン交換公文を失効せしめてもよろしいということにはなら
ない。

153

と
(問) この吉田・アチソン交換公文には、アメリカのアチソン
ン國務長官が署名しているが、これは国連の統一司令部の代
表としての資格においてしたものであるか。

(答) しかり。

3 (問)

吉田・アチソン交換公文は、朝鮮動乱に対してだけ適用があるものであるか。それとも将来極東の他の地域で国連が行動を執る場合には、日本としては、当然、朝鮮動乱の場合におけると同様の援助を与えなければならない義務を負っているのであるか。

(答)

朝鮮動乱についてのみ適用があるものである。新しい交換公文の第一項で、吉田・アチソン交換公文は国連軍協定が有効な間だけ有効であるものとされているが、国連軍協定は朝鮮動乱についてだけのものであるから、この点からしても朝鮮動乱関係だけであることは明らかである。

極秘
部内
号

大 閣
事務次官
JUN 11 1963
外務審議官
官房長
JUN 11 1963
官房総務参事官

高

条約局長
参事官
条約課長

アメリカ局長
参事官
安全保障課長

原子力潜水艦寄港内題
おとし核兵器の定義に因り
了。安藤アチカ局長、マーソン
公使が誤要旨

(昭38. 6. 7)
安全保障課

本6月7日午後4時安藤ア
チカ局長は在京米大使館工
マーソン公使の来訪を求め原

GA-5

38. 6. 8

回覧番号外務省
米保 313

原子力潜水艦問題に関する核兵器
器定義の問題に因り公談した
り、その要旨次の通り。

1. 安藤局長より

原子力潜水艦善巻に因り
る半側からの回答^(お披露料)を纏めて
国会(衆参両院外務委員会)に
提出したところ、反対党は同
半側を往復したトークスパー
クを提出せよとか、或は二の

資料はほぼ半箇のやりりの
関係が判らなかつたこと
のため論議が沸騰した。

二のような事情で、中々中々
本件交渉内題の最終段階
においては、先般費方に提示
した口上書（二の半側）
を総羅した（の）又は二
に代るようなものを半側が
得る二か
載（の）が適当であり且つ

必要にあると思うので、これを
実現すべく推進に努
めたい。

と要望したところ、工率に便は、
日本側の事情は充分判ら
ないので、そのように努力する
と答えた。

2. 安藤局長より

次週火曜日(11日)衆議院

外務委員会において核兵器

の定義について考案人の意

思を聞かせることである

3、がゆえ反対党側では

105 123 SSN 123

核兵器を積み得ることは

その自体が核兵器である

105
123

政府は昭和33年

4月15日防衛委員会

に提出した核兵器に関する

(別添参照)
 あり資料の通り説明に
 基づくが、これは右資料
 の冒頭に書かれた通り
 積込岩については国際的に
 定説はなく、一般的に
 このように解釈されてい
 る趣旨のしるしがある。
 とするが、国会において前記
 解釈は半側として了解し
 ているが、^{よく}内中しるしがある

了力ニ中ニ対シ半側斗右
 在詠承シ二三トイハルハ
 必要の場合わが方好
 都合あり。
 一以ハこの内容は常識
 的の二あり半側斗
 二中を了解し二三トイハ
 一が如何持シ二三ありが
 二管わたと二、公便は右管
 料(英文)を一見し右の方

あふ内あり

異議なきこと、^{検査}急務
2. 本邦は^{（）}米^{（）}との関係
~~エックス~~ 見直しを要する。

~~米~~ ^(出納)米・バルキー間協定に

付し、厳格な定義が

あること、従来日本政

府は上のよう定義を

維持してきたこと、今後

これを維持しつづける

必要があるか。

~~と答えた~~

3. 局長より

事前協議の対象である「

装備における重要の変更、

これについては米側に署名さ

れた了解のハーパーがある

が「配置における重要の変更、

これについては恐らく当

時、何らかの^(日米間の) understandingが

あったものと考える方が正しい

であり、安保審議団会以

この点については何か了解
 があるに違いないから調べる
 と述べたので、局長より
 文書の内容がわかる場合でも了解
 して文書に記入し、改め
 る文書に記入して結構
 であるか、了解して記入す
 る記録にとりかえらば
 ならない
 と、重中が要請して、公使は

御要望に沿うよう努力した

と答えたい。

なお局長より、海軍の場合の
一機動部隊 (one task force)

については task の如何におよ

び大きさは異なるが、あると述べて

来たり、また艦隊 (deploy-
ment) の概念についても

同様に述べたい。追加資料

国会提出資料

核兵器及び通常兵器について

(昭和33年4月15日防衛
庁より参議院内閣委員会に
提出せるもの)

昭38.5.9
外務省

核兵器及び通常兵器については、今日国際的に定説と称すべきものは見出し難たいが、一般的に次のように用いられているようである。

1. 核兵器とは、原子核の分裂または核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力または殺傷力として使用する兵器をいう。
2. 通常兵器とは、おおむね非核兵器を総称したものである。従つて
 - (イ) サイドワインダー、エリコンのように核弾頭を装着することのできないものは非核兵器である。
 - (ロ) オネストジョンのように核、非核両弾頭を装着できるものは核弾頭を装着した場合

は、核兵器であるが核弾頭を装着しない場合は、非核兵器である。

- (ハ) I C B M、I R B Mのように本来的に核弾頭が装着されるものは核兵器である。

Definitions
of
"Nuclear Weapon" and "Conventional Weapon"

It is difficult today to find the definitions of "nuclear weapon" and "conventional weapon", which may be claimed internationally accepted. It seems, however, that they are generally used in the following way.

1. "Nuclear weapon" means any weapon utilizing the radioactive energy released by either nuclear fission or fusion as destructive power or killing and injuring power.
2. "Conventional weapon" means non-nuclear weapons in general:
 - (a) Such weapons as Sidewinder or Oerlikon which cannot be equipped with nuclear warheads are non-nuclear weapons.
 - (b) Such weapons as Honest John which can be equipped with either nuclear or non-nuclear warheads can be classified as nuclear weapons only when they are fitted with nuclear warheads. Without nuclear warheads, they are non-nuclear weapons.
 - (c) Weapons such as ICBM and IRBM which are intrinsically to be equipped with nuclear warheads are nuclear weapons.

極 秘

情報部長
報道部長

参事官
参事官
参事官

アメリカ局長
参事官
安全保障課長

軍事の秘密として評議
何小洋和と評議する際は相
議ありえのと
評議
す。
抑

原子力潜水艦入港に関する
最終文書 巧らぬ 外務省
情文局発表文案に付

昭和39.7.20
安全保障課

7月20日 在米大使館 Holland 一等書記官に

米発表の素案、副添の talking paper を

提示の上、

1. 7月10日 竹田局長よりエマーソン公使に

申入れた日米両国口上書の(修正希望箇所)

GA-5

39.7.20
外務省

外務省
米保 1185

については 米側にてすべて異存の場合のこと。

2. 7月14日 米側より Holland 書記官

に由るに 外務省 極秘 為 表 文章 (英文

訳) については 2ヶ所 ^{米側にて} 修正を希望す

こと。 日本側がこれに異存なければ

本件関係の文書に關する限り すべて準備

完了と了解す。

旨連絡す。

SECRET

TALKING PAPER

July 20, 1964

With respect (1) to your proposals for changes in wording in the Notes Verbale which would be exchanged in connection with a visit of an SSN to Japan and (2) your Statement which will accompany the release of the Notes and the U.S. Statement, we have the following comments:

1. Your proposal to delete "solely" and add "any" in the seventh line of the U.S. Note to the GOJ is acceptable to the USG.

2. Your proposal to delete "on----, 1964" and the comma after "note" in the fifth and sixth lines of the GOJ Note to the USG is acceptable. Also your proposal to delete "United States nuclear-powered submarines" in the eighth and ninth lines, and add "SSNs" in the ninth line is acceptable to the USG.

3. With reference to your request for clarification of subparagraph 2H (claims), you are correct that the reference to SOFA is textually a departure from the standard U.S. Statement. You are aware that the Aide Memoire contains the statement that SOFA provisions regarding claims will continue to apply. Inclusion in the Statement is therefore consistent with the Aide Memoire and with the understanding of the two governments that the U.S. Statement is not intended to supercede SOFA provisions.

4. With respect to the draft GOJ statement which will be issued at the same time as the Notes Verbale and the U.S. Statement, we suggest that in the 3rd paragraph, add "of Polaris type" after "submarine" in

SECRET

SECRET

-2-

the fourth line. We also suggest revision of the third sentence of this paragraph as follows "The U.S. Government has on this occasion renewed its assurance that it has no intention of acting in a manner contrary to the wishes of the Government of Japan with respect to the matters involving prior consultation under the Security Treaty."

It seems better to us to make reference to Polaris parallel with the reference in the same sentence to Nautilus type submarines and this also avoids highlighting the type of weapons carried aboard any vessel.

Reference to prior consultation in connection with "deployment into Japan of nuclear weapons" is, as you know, part of the confidential record of discussions agreed with the GOJ at the time of the negotiation of the Security Treaty in 1959. We have been unable to find any unclassified public reference to this portion of the confidential understanding re. prior consultation and would therefore prefer that it not be released in connection with the entry of SSNs. Our suggested revision completes the quotation drawn from the Kishi-Eisenhower joint communique of January 19, 1960 and we also believe its use may assist you in public explanation of the position since it contains reference to prior consultation.

SECRET

極 秘

アメリカ局長 代
参 事 官 代
安全保障課長 代

原子力潜水艦の在印寄港問題に関する件

(昭:39.7.29)
(安全保障課)

1. 7月29日(水)午前、在京米大使館ガハレン参事官

の来訪をめぐり(ホランド書記官同席)、西堀参事官

より、本件寄港問題に関する大要以下の通り申し述べ

た。

尚、わが方より、山中参事官、安全保障課長及び山下

に同席した。

回 覧 外 務 省
米 保 120X

ii). 最終文書の日付

昨日(大塚上)ライシャワー大使に最終文書交授の旨

イニシアチブを申し入れた。果敢的に行き、米政府

声明を送付致す米側の口上書の日付は8月14日

付とし、二十日付の日米側の口上書は8月18日付付とし

て、意味一致。その交授自体は8月18日に行な

うことも一向に差支ない。

尚、8月17日(月)には、原子力委員会に最終結

論を提出するの機会に開く予定であり、又、18日(火)

には閣議、一に行なわれることには、閣議に

原件のまゝ口頭報告を行なう事まい。その後の

報道陣への発表は二つとしよう。

(ガチ事実を以てして、原子力委員会が全会一致)

発表の事実の誤りなどについては全いかに使は

ず。このは秘密会への旨説明(中。)

(ii) 情文句発表

米側は発表中核兵器、持ち込めぬとの

事案協定。米側は12月20日付付人へ

10-10- (別注) への2は秘密分惹へて

public reference 15 避けたらざる意向を

4

2006年 米発表は日米例の4の発表であり、また

国会等においてその趣旨、説明と政府は

繰り返しに行なわれ、度々この英字 *common*

knowledge とならぬ他、この英字明確に

よくいえば政治的の必要に迫られて、米例の

この英字の関与を認めざるを得ない。米例の

以上、この問題をとり上げたいと希望

する。

(参考資料は 7月20日付の米例ト-キ-の10-

10-9 甲、入付は722-2 45の割合によるもの

6

困難のあり方とコナンはあり、英米も確

認、その旨は述べた。

(iv). エド・メモ-IVの日付。

エド・メモ-IVの日付は、口上書に 'predator'

(古くは、米側)の事情は如何と聞かされた。

何日と見直し、一応8月17日(金)と

決定した。

(v). 科学技術庁及び新聞記者の原子力潜水

艦見学。

科学技術庁より、同庁記者記者のSIVE

見学のせいで自軍、入港から50の、8月18日の発着

後、9月の入港前、この出来事は行なわなかった

米側の都合如何を聞くと、ガサキは、問題

なると思ふのと、前週に、科学技術庁関係の

及び分轄有

他、例として、防衛庁関係、記者会見して見学

その他、防衛は、防衛の、聞か返す、更、NHK等の

テレビ、15分程度、documentary film と呼ぶ、
(TVカメラの参加を)

この類は、どうも、同乗乗客の理

解、この、当方の、見学の、目的、

又、以上、他、ガサキは、9月15日頃

ア

NSNの入港相場は、この程度の取扱

を考へたい事には在り、と協賛、と述べ

た。

別
添
1
極 秘

SECRET

TALKING PAPER

July 20, 1964

With respect (1) to your proposals for changes in wording in the Notes Verbale which would be exchanged in connection with a visit of an SSN to Japan and (2) your Statement which will accompany the release of the Notes and the U.S. Statement, we have the following comments:

1. Your proposal to delete "solely" and add "any" in the seventh line of the U.S. Note to the GOJ is acceptable to the USG.

2. Your proposal to delete "on----, 1964" and the comma after "note" in the fifth and sixth lines of the GOJ Note to the USG is acceptable. Also your proposal to delete "United States nuclear-powered submarines" in the eighth and ninth lines, and add "SSNs" in the ninth line is acceptable to the USG.

3. With reference to your request for clarification of subparagraph 2H (claims), you are correct that the reference to SOFA is textually a departure from the standard U.S. Statement. You are aware that the Aide Memoire contains the statement that SOFA provisions regarding claims will continue to apply. Inclusion in the Statement is therefore consistent with the Aide Memoire and with the understanding of the two governments that the U.S. Statement is not intended to supercede SOFA provisions.

4. With respect to the draft GOJ statement which will be issued at the same time as the Notes Verbale and the U.S. Statement, we suggest that in the 3rd paragraph, add "of Polaris type" after "submarine" in

SECRET

SECRET

-2-

the fourth line. We also suggest revision of the third sentence of this paragraph as follows "The U.S. Government has on this occasion renewed its assurance that it has no intention of acting in a manner contrary to the wishes of the Government of Japan with respect to the matters involving prior consultation under the Security Treaty."

It seems better to us to make reference to Polaris parallel with the reference in the same sentence to Nautilus type submarines and this also avoids highlighting the type of weapons carried aboard any vessel.

Reference to prior consultation in connection with "deployment in- to Japan of nuclear weapons" is, as you know, part of the confidential record of discussions agreed with the GOJ at the time of the negotiation of the Security Treaty in 1959. We have been unable to find any unclassified public reference to this portion of the confidential understanding re. prior consultation and would therefore prefer that it not be released in connection with the entry of SSNs. Our suggested revision completes the quotation drawn from the Kishi-Eisenhower joint communique of January 19, 1960 and we also believe its use may assist you in public explanation of the position since it contains reference to prior consultation.

SECRET

極秘
1部ノ内
1号

②

1.の解説を視るにても
その意いは不明。
アメリカ局長 出
参事 官
安全保障課長 大

条約六條ノ実施ニ関シテ交換公文ノ件

(昭:39.10.16)
安全保障課

1. 所謂岸・ハーフ-交換公文(別添1)ニ付テハ

核兵器ノ持込ハ「同軍隊ノ装備」ニ付テハ重要ナル

変更、ハ該当否モ不明ニシテ「軍事協定」ノ重要ナルトシテ

ニ付テハ、~~秘密~~ 同交換公文ニ関シテ「~~表~~」討議ノ記

録(別添2)ニモ参照、核兵器ノ持込

ニ関シ、以テ、解説ノ成立否カ否カ検討

24/10

GA-5

回覧番外務省
米保 / 大 /

1245。

「同軍隊の装備の重要性変更」(major changes in their equipment) 核兵器の持込が該当するとは当然のこと。此のことは、同軍隊の交換公文の装備の規定より前、配置する「合衆国軍隊の日本国への配置の重要性変更」(major changes in the deployment into Japan of United States armed forces) の規定、2007年5月2日、日本国への配置を5月9日合衆国軍隊に持ちこつと解される。

地方 ~~事務~~ 事務の記録、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NN、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ

協定、合衆国軍隊の日本国への配置、及びその変更

に要する場合は、合衆国軍隊及びその装備

の日本国への配置並びに合衆国軍用航空機の入国

及び合衆国海軍艦艇の日本国、領海及び港への入

国に關する現行手続を変更するに關する協定

の旨を記すこと。

以上を要する場合は、(a) 装備、電報の変更、及び

その国の配置、並びにその装備、並びにその電報の

変更、並びにその電報の変更、並びにその電報の

海軍艦艇の偵察、核兵器の整備に付、同へ寄託す

場合の如く、文相公文の軍事協定の文題と付記の如く

1. (a) 核兵器の整備の如く同への配置は軍事協定の事項に付、

海軍艦艇の偵察、核兵器の整備に付、同へ寄託す

の限り軍事協定に付、同への寄託は、同へ寄託す。

1. 2.

2. 以上の結論より、以下を添付す。

A. (a) の結論より、

(1) ~~文相公文~~ ^{文相公文} 及び ~~核兵器の整備~~ ^{核兵器の整備} に関する文相公文の作成に付、

同へ寄託す。別添 4 通り。

即ち「同軍隊の装備、おのり重要な変更」は英文

では "major changes in their equipment" とあること

が、此の "their" が、承け手であることは「合衆国軍隊」に

あつたか、或いは「日本国へ配遣せしむる合衆国軍隊」

にあつたか、交渉中論議せしむることにはなる。

しかしながら、所謂 江-江ノ筆に交渉中の当

時の昭和33年6月24日18時条件障壁作成、「完全

保障」に関し当面の諸問題に因り作成せしむることには、

核兵器移す問題、対策として「改め一般

に在り米軍の装備を協同事項とす」とある

之に於ては、この時機に於ては、新條約の草案を
 未だ考へしよらなかつたが、大抵は、基本方針を考慮し
 ての段階に於ては、上述の如き他の、「核兵器
 持込と軍費削減事項」の案也。「核兵器持込
 と削減事項」との案を併せ検討し、之を二と見て
 旧條約に於ては、在日米軍と其の撤去の存在
 問題とを相俟つて、旧條約に於ては、在日米軍の
 撤去を考へてゐる案も存在したと推察する。
 但し、同新約の案の作成に於ては、「米軍の配
 備及び使用」に関する書簡案」に於て、

「合衆国は、日本国政府の専断、同意なく、核

兵器を日本国内に持ち込んできた。これは、日本国内

に配備された合衆国軍隊の持ち込み、配備の一環、

国内への船舶及び航空機による運送によるもので、

上記の旨記されている。又、同一文書は同年

8月13日の同一題名の書翰案（付録の案）を作成

して現わされた。

在日米軍、装備の増強に関する報告は昭和

34年1月12日付の「在米各陸軍學新時代の、大綱」

と題した書状に記されている。これは、米側から送

約束に反し、彼等が行使する権利の行使と相違ない

こと。尚、同年2月12日の同一題名の文書に於て

同一表現の如し。即ち、米側の如き約束に

対しては、報告は見られる。(1月12日付文書に

米側の意向の如きこと、即ち、米側の

文書に於て)

昭和34年4月23日大日本国政府と米側との

文中、二つ英訳の表現は、"major changes in

the disposition in Japan of United States arms

forces, including those in their equipment,

9

shall be effected upon prior consultation with the
Government of Japan." と云ふこと、上記の如き

事項に於ては、前記のとおりである。

以上、本件に關する問題の経緯は、昭和24年6月10

日、最終的ニ日米間の交渉に付、日米間

(本件交渉の変更)

の交渉協定の要約として、~~整理~~ 整理して、何の如

うに内容として、核兵器のありとなしをめぐ

る交渉に關する整理の文書として、この交渉

に關する交渉乃至は、在日米軍と漢語と

を記して、この交渉の意義を

大之係相量ハ先相ニシテ意識工ナシトナリ、
上界ヨリ。

(ii). 以上、交便公文ノ作成過程見ルニ以テ
加、この類ハ此ノ国会審議ニシテ見ユナリ。

昭和35年4月15日、衆議院委員特別委ニシテ
島田委員、在日米軍ノ搬送ニ係ルニ(別添付)
同委員ハ「在日米軍ノ搬送ニ係ルニ、軍長協定」
象ニテハ、此ノ基準ニシテ、此ノ旨

論ニシテ、艦隊ノ例ニ準ルニ、海軍大臣ハ
此ノ旨ニシテ、同委員、神諭ニ受テ、此ノ旨

2. d. (尚在日米軍の概念を2021年昭和35年

5月4日、衆議院安全保障特別委員会(道井計男

の質疑に対し、参考参照)

後、2. 在日米軍の意味をこのように解する。

以上を以て、支那公文の「軍令協定」の対象と

限定する。この場合、この「出陣」は次の如く

更に同支那公文の「同軍隊」の装備、武器、電

器の変更、この「同軍隊」のわが国の配置と

これら合衆国軍隊に限る。この否の英訳を

国会でも審議された。

即、昭和35年5月2日の衆議院公報特別号に於

て、竹谷将官の「日米同盟軍の配備に

ついての変更」に於ては「同盟軍の整備に

ついての変更」に於ては「同盟軍の整備に

ついての変更」に於ては「同盟軍の整備に

ついての変更」に於ては「同盟軍の整備に

ついての変更」に於ては「同盟軍の整備に

ついての変更」に於ては「同盟軍の整備に

は、

二つに分けて高橋将官の答へは「二つに分けては、

初め、全米軍隊と同様の装備と服装とを述べ、

その全米軍隊の装備と同一の服装とを述べ、

右の場合、その旨説明に英文と同一のHuiは、

U.S. armed forces であるとの旨を説明した。

(別添5)

(iii) 以上、交際公文と同一の「同軍隊」の旨を述べ、

右の旨を述べ、米軍の解散と同一の交際公文の

文の旨を述べ、その旨を述べ、(9.5)の旨を述べ、

その旨を述べ、その旨を述べ、(9.5)の旨を述べ、

その旨を述べ、その旨を述べ、(9.5)の旨を述べ、

B. UNの結論について

(i) 不公表「討議」の記録 (別添2) C項の文について

軍兵協会の関係で、合衆国軍隊、わが国への搬送

同軍隊の装備、わが国への搬送、米軍用機、艦艇

のわが国への入港、関税の現行手続に抵触しない

象国軍隊、わが国への搬送、わが国への搬送

変更の場合を除くことは、わが国の「現行手続」

(present procedures) は、軍兵協会のことについて

変更を受けたものは、そのとおりである。

従って、合衆国軍隊、装備、わが国への搬送は

事前協定事項の是非は之を以て。即ち之を以て重要

な変更があるに否かを拘らずに、裝備の配置の事案

協定の主題と本質とを以て。

之を以て文據公文として「裝備の配置の重要の変更」

(major changes in their equipment) と云ふこと

「裝備の配置」上の重要の変更との関係の問題

とす。

所謂「不三三」の経済的方針と此の英の問

題とを以て之を以て之を以て文據的に解釈し得ず

とせば之を以て之とす。

「裝備の増強等の変更」は「設計の完全」に比

「introduction into Japan of nuclear weapons」と

すべし。地方「裝備の配置」は「deployment of

their equipment into Japan」とすべし。両者の関係

は、この「裝備の増強等の変更」は核兵器の輸入

禁止の「事案協定」の結果の担保の

ことと承諾の場合に於て、この配置の問題と

あり、この際「事案協定」は不用であること

を旨とする。

(ii) 上記の如く、この地、米軍用機・海軍艦艇の

わの国への入港の国に現行手続は「華米協定」の變更

に依りて行はる。この案の關連は「わの国へ出入

の軍用艦、艦艇等の核裝備に關する場合に於ては

「華米協定」に依りて「問題」に關する。

「米艦」に關する作例の過渡に關し、この案は問題に關

する。又「項」に於て「現行手続」の「内容」に關

する。

此の「現行手続」は「常法」的では、旧「華米協定」

に依りて行はる。其の「手続」に關するは「現行手続」の

「内容」に關するは、舊「華米協定」の「内容」に依りて

主として係争のしるべきものとして「現行手続」とは関係なし

意味が不明である。

②. 行政協定の手続に従う限り、単用機手が

わが国へ出入するに当り核装備、その場合一七章条協

定に必要か否かの問題の如何 その場合は文

理明文による「装備」の重要性変更」その他は、

単一の解釈を主として「行政」の記録」を根拠とする

協定に必要かどうかは出先存在を考慮する。

の平和と安全に寄与するために限られる。

(1) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協議の対象となる。

(2) 事前協議条項上の制約

下記の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(1) 核弾頭の持込み及び中長距離ミサイル発射基地の建設。

(2) 戦闘作戦行動のための基地使用。

(3) 大規模の配備の変更。

(3) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入域、物資及び労務の調達、刑事及び民事裁判~~兼~~管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合、通常課される制約に服することとなる。

3 以上の諸制約のうち、極東における抑止力としての機能に直接関連するものは2(2)の(1)及び(2)、すなわち、核弾頭の持込み及び中長距離ミサイル発射基地の建設、及び戦闘作戦行動のた

めの基地使用であり、爾余の諸制約は、わが方が条約協定上の約束を完全に果す以上は、米側としても受諾すべき性質のものであると認められる。

4 わが国が米軍に期待するところは、極東において抑止力として健在であることであり、問題はその一環として沖縄における米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要とするやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが、施政権返還問題の核心なりとの態度にでてくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずとの見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、前記2(2)の(イ)についてわが方としての腹案がなければならぬ。

よ 上記2点に関してわが方は下記の態度をとるべきものとする。

(1) 核弾頭の持込み及び中長距離ミサイルの発射基地の建設は事前協議の対象とする。

(1) 核弾頭の持込みはわが国の現状よりみて最も困難な問題である反面、米軍が常時これを沖縄に配置しておく必要はないと思われる。よつて、これを事前協議の対象とするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイル用の核弾頭については別途考慮する。

(2) 核弾頭搭載の艦船、航空機の出入は容認する。

(3) 現存のミサイル発射基地存続は容認する。

(2) 戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。

沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦線への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範ちゆうに属

し、また極東地域に局地戦闘が突発した場合
沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは
抑止力としてきわめて重要な要素であると認
められる。

この種の基地使用を容認することは、極東
の平和と安定維持のためわが方としてそれだ
け政治的責任を引受けることとなり、米側は
従来 of 経緯よりわが方の態度に多分に危ぐの
念を抱いているところであるが、わが方とし
ては、抑止力維持の見地よりこの種の基地使
用を認める必要があると思われる。

△ 施政権返還後の米軍の地位についていかなる
取極めができようとも、返還により沖縄の地位
は全体として正常化し、改善されるのであるか
ら、沖縄側はこれを受容れるであるうが、内地
の米軍基地と異なる地位の基地を存続させると
きは、従来 of 施政権返還運動は直ちに米軍基地
を「内地並み」とすべしとの運動にとつて代え
られることは明らかである。沖縄の現状打開の
ためには、極東における沖縄の軍事的役割りに

かんがみて、わが方としては相当な政治的責任を引受ける用意がなければならぬが、要はわが国の防衛姿勢の問題であつて、(1)極東及び日本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」ではありえないこと、(2)安保条約、地位協定上の約束は完全に履行すること、(3)沖縄返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維持について遠算をからしめること、等の諸点について政府として十分の準備と見通しを持ち、いかなる取極めを行なうにしても、やがて極東の情勢が變つて基地の「内地並み」を許す時期が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならぬ。

極 秘
無 期 限
8 部 の 内
7 号

施政権返還に伴う沖縄基
地の地位について

昭和42.5.3
北米局長

北米局長

1. 施政権返還と基地の地位

沖縄の施政権返還の国民的願望と極東にかけ
るその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存
続すべき基地の地位いかんである。すなわち、
返還後の基地の地位を現状どおり認めることは
わが方に困難があり、これを内地の基地並みと
しては極東にかける抑止力としての機能を十分
果たせえずとすれば、「現状どおり」と「内地並
み」の間に日米双方が満足しうる取極めをなし
うるや否やが施政権返還の鍵である。わが方は
施政権返還後においても米軍が極東において抑
止力として健在であることを期待するものであ
るが、問題は、そのため返還後における沖縄の
米軍基地の地位はいかにあるべきかということ
である。事は軍事技術上の問題でもあるので、
自ら軍事的抑止力たるの地位にまいわが方とし
ては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要と

するやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが施設権返還問題の核心なりとの態度にててくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずとの見地から施設権返還問題を動かそうとするならば、返還後の米軍基地の地位についてわが方としての腹案がなければならぬ。

2 「現状どおり」と「内地並み」の相違

沖縄の軍事基地は、米国の施設下にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

(1) 基地使用の目的は、日本の安全及び極東の平和と安全に寄与するために限られる(第6条)。

(4) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協定の対象とする(第4条)。

(2) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入域、物資及び労務の調達、刑事及び民事裁判管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合通常課される制約に服する。

(3) 事前協議条項上の制約

次の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(1) 米軍配置の重要な変更

(2) 米軍装備の重要な変更(核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設)

(3) 戦闘作戦行動のための基地使用

3. 安保条約上の制約

基地の使用目的及び一般的協定に関する前記2(1)の制約は、在沖米軍の役割りに実質的制約を課するものではないから、この点より返還に支障ありとは認められない。

なす、米國は第5条により沖繩を日本の一部として防衛する義務を負うこととなるが、これも現状を實質的に変更するものではない。

4 地位協定上の制約

現行地位協定は、この種の取極めとしていわば國際的規準に合致したものであつて、施設搬返後は在津米軍も当然これに従うべきであり、地位協定上の例外を設けることは困難である。

他面地位協定の履行が完全に履行されることは米軍の活動のために必須であつて、特に必要を施設区域の提供並びにその運営について、わが方としてもいわゆる基地反対運動等により支障を起すことなきよう、治安当局及び施設庁において十分の用意が必要である。

なす、地位協定に関連する問題として、電気、水道の公益事業や主要道路の管理等は現在米軍により行なわれているが、これらは当然わが方に引継がれなければならない。

5 事前協議条項上の制約

沖繩の基地の「現状どおり」と「内地並み」

とを極東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な相違は事前協議条項上の制約であり、基地の地位について日米間に合意をみうるや否やはこれにかかっていると認められる。これに関してわが方は下記の態度をとるべきものとする。

(1) 核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設は事前協議の対象とするよう~~重要~~^{要求}する。

(2) 核の問題はわが国の現状よりみて最も困難な問題であるので、「米軍装備の重要な変更」は事前協議の対象とするよう強く米側に要求するものとする。

(3) 米側はポラリスが存在するに至つた現在戦略核兵器を沖縄に配置する必要はなくなつたものとみられ、問題は戦術核兵器にあると思われる。すなわち、沖縄自体の防衛に必要を短距離ミサイルの核弾頭や戦術爆撃機に搭載すべき核弾頭の貯蔵の自由を確保しようとするかも知れず、この点につい

ての語合いいかんが最も問題になるかと思
われる。

(2) 戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議
の対象としない。

(イ) 沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地とし
てよりも前線補給基地としての機能であると
認められるが、たとえば沖縄から飛立つ
給油機の空中給油とか、輸送機による戦線
への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範
ちゆりに属し、また極東地域に局地戦闘が
突進した場合、沖縄にある海兵隊が直ちに強
進しうることは抑止力としてきわめて重要
な要素であると認められる。

(ロ) この種戦闘作戦行動のため基地使用を容
認すれば、わが国が軍事行動に直接捲込ま
れるものであるとの議論を招来するであろ
うが、沖縄の地理的、軍事的地位にかんが
み、わが方としても抑止力維持の見地より、
施設撤返遅延等に当つては、この種の基地
使用は事前協議の対象としないこととする

必要があると認められる。

なか、戦闘作戦行動の対象地域、あるいはその態様により事前協議を要しない場合を限定することは実際問題としてきわめて困難であるので、全体としてこれを事前協議よりはずすほかなないと認められる。

- (3) 米軍配備の重要を変更は事前協議の対象とするより努力する。

配備の重要を変更は沖縄からの移動は含まれず、新たな大規模の常時配備を意味するところ、実際問題として将来沖縄に大規模な戦闘兵力を配備したり、海軍の大きな施設を置くよりなことは可能性が少ないと思われるので、配備の変更を事前協議の対象とすることはあまり実質的意味はないが、なるべく「内地並み」とする見地よりはこれを対象にしておくことが望ましい。

6 施設撤返還に伴う問題

- (1) 施設撤返還の手続としては、奄美大島の場合のごとく、米國が一方的に施設撤を放棄す

る基礎の上に返還協定を結ぶこととする。返還されれば安保条約、地位協定、事前協議条項は自動的に沖縄にも本土と同様に適用されることとなる。よつて前記事前協議に関する職團作戦行動のための基地使用及び場合によつては核兵器についての合意は、事前協議に関する「安保条約第6条の実施に関する交換公文」に従つて協議したものであるとして、返還協定と同時に別途交換公文でこれを取決めることとする。

- (2) このようにして施設権返還後沖縄に「内地並み」でない地位の米軍基地が存続するときは、施設権返還運動は直ちに「内地並み」へのせん動にとつて代えられ、また本土以上に基地反対の運動が行なわれることも予想される。しかしながら、沖縄返還は強い国民的要望であり、政府としては相当な政治的責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力すべきものと考えらる。沖縄返還問題は究極においてわが国の防衛姿勢の問題であつて、ゆ板東及

が日本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」ではありえないこと、村安保条約、地位協定上の約束は完全に履行すること、竹沖編返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維持について遠慮をからしめること、等の諸点について政府として十分な準備と見通しを持ち、いかなる取極めを行なうにしても、やがて極東の情勢が変つて基地の「内地並み」を許す時期が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならぬ。

極 秘
無 期 限
10 部の内
7 号

施政権返還に伴う沖縄基地
の地位について

昭和42年7月

北 米 局

1 沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。この見地より去る7月15日外務大臣より在京米大使に対し、

(1) 極東地域に現在及び将来の安全保障上の要請にかんがみて、沖縄の果たすべき戦略的役割り及び沖縄所在の軍事施設の要件、及び

(2) 安保条約及び地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題、

につき日米間に検討を進めるよう要請した。これに対して米側は未だその反応を示していないが、施政権返還問題を動かして行くためには、おが方として基地の地位についてなんらかの腹案を持っていることが必要である。

2 沖縄の軍事的役割りは、ヴィエトナム戦争継続中の現在は勿論、ヴィエトナム戦後においても、およそ次の各点にあると思われる。

- (1) 極東において有事に即応して発進しうる空、陸の前線攻撃基地、
- (2) 極東における前線補給基地、
- (3) 通信基地、
- (4) 眼にみえる常態しうる抑止力たること。

上記のうち、沖縄の地理的位置からして、前線補給基地及び通信基地としての役割りが重要であることはいうまでもないが、前線攻撃基地としても現に行なわれている戦術兵器機に対する空中給油作業とか、輸送機による戦線への兵器供給は重要な機能であり、また極東地域に局地戦争が突発した場合、海兵隊や戦闘兵器機が即刻発進しうる態勢にあることが有効な抑止力として存在するためきわめて重要である。核兵器については、ポラリスが存在するに至つた現在、戦術核兵器を沖縄に配置する必要は全くな

つたものと認められ、問題は沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイル用の核弾頭や、戦闘艦艇用に搭載すべき核弾頭にあると思われる。

3 米側が沖縄の軍事的役割りを重視する反面、施設権それ自体は目的ではないので、日本側との間に満足を取扱ができれば、施設権返還を進めようという気持ちは十分であるとみて誤りないと思われる。米側の考え方の基本は次のとおりであると思われる。

(1) 日本は極東における最も信頼すべき支那であるから、将来の極東の平和と安全維持のためには真に日本と提携して行かなければならない。

(2) 沖縄が返還されれば日本は防衛姿勢の問題として相当な政治的負担を引受けることとなるべく、従つて問題は現状のまま推移するか、あるいは政治的決断をもつて沖縄返還に進むかの日本側の選択の問題である。

(3) 日本も責任ある大国として、沖縄に存続すべき米軍がいかなる役割りをもち、いかなる

基地の地位を与えられるべきかについて独自の判断があるべきであり、究極において米國はその判断によつて態度を決めるのが筋である。

ということに帰着すると認められる。

《 艦政権返還後の基地の地位を現状どおり認めることはわが方に困難あり。これを本土の基地並みとしては、艦東における抑止力としての機能を十分果たさずとすれば、「現状どおり」と「本土並み」の間に日米双方が満足しうる取極をなしうるや否やが艦政権返還の鍵である。在沖基地の「現状どおり」と「本土並み」とを、艦東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な相異は、(1)核弾頭及び中長距離ミサイルの持込み、並びに同ミサイルの発射基地建設、及び(2)機動作戦行動のための基地使用、をわが方との専横協議の対象とするや否やにある。

米側に対して艦政権返還を要請するに当つて

は、返還後の在沖基地について、基本的には前記(1)は事前協議の対象とするよう極力努力するも、(2)は少なくとも極東の情勢が好転するまでは事前協議の要なきこととするだけの腹づもりが必要であると認められる。

よ このようにして施政権返還後沖縄に「本土並み」でない基地が存続するときは、施政権返還運動は直ちに「本土並み」へのせん動にとつて代えられ、また本土以上に基地反対の運動が行なわれることも予想されるが、沖縄返還は強い国民的要望であり、政府としては相當な政治的責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力すべきものとする。そのためには沖縄返還に伴うわが方陣營関係当局の責任拡大、地位協定実施のため施政庁、治安当局をはじめ関係各省の十分の用意が必要であり、やがて極東情勢が變つて基地の「本土並み」を許す時期が到来するまで安定した持続性あるものとしなければならぬ。

付

極 秘
無 期 限
10 部の内 9号

事前協議制度に関する Talking
Paper 案

4 8 1 9
米 保

4 1月23日に開催される日米安保協議委員
会の第14回会合において、日本側は、日米
安保条約の第6条の実施に関する交換公文に
基づく事前協議制度について討議したいと考
えている。このような討議は、事前協議制度
の具体的意味についての日米双方の理解を相
互に確認することにより、両国政府が事前協
議制度に関する対外説明（とくに立法府に対
する説明）にあたり、日米間に実質的な理解
の食い違いが存在するかの如き印象を与える
可能性を排除することを目的とするものであ
る。したがって当然のことながら、日本側は

極秘

今回の討議に際し、事前協議制度自体の修正を提案する意図は有しない。

2 現行安保条約の下で事前協議制度が設けられてから12年余の間に、日本政府は、国会等に対し、同制度の具体的意味について若干の対外説明を行なつてきており、かかる説明をこの機会に日米間においてレビューすることは、上記1の討議の目的に合致し、有益であると考える。日本政府の過去における対外説明の要旨は別添1のとおりである。

3 日本政府としては、事前協議制度に関連する諸問題を含め、安保条約の運用について日米両政府間で一層密接な意思の疎通と協議を進めることが必要であるとの考えから、安保協議委員会、安保問題に関する事務レベル協

極秘

議、合同委員会並びに外交ルート、制服間の接触という現在の諸チャネルに加えて、いわば安保協議委員会の下部機構ともいふべきフォーラムを設けることを提案いたしたい。かかるフォーラムを構成するものとして日本側が示唆するのは、日本側からは外務省の安全保障担当外務審議官、アメリカ局長及び防衛庁の防衛局長と防衛施設庁長官及び統幕議長、米側に期待するのは大使館公使とポリティコ・ミリタリー担当参事官、在日米軍司令官と参謀長を含むものである。

このようなフォーラムの設置のメリットは、第一に安全保障とポリティコ・ミリタリーの諸問題を総合的に討議する有資格者を含むという点であり、第二にすべての人が東京及び

極秘

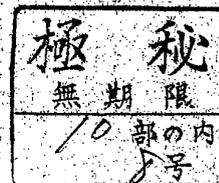
その付近にいて、随時必要に応じて会合しう
るということである。このフォーラムは、お
そらく3カ月に一度程度の定期会合と、必要
に応じてこの会合をもつことが適当であろう。
日本側としては、このような会合を通じて両
国間の協議を更に緊密化させることは、昨年
9月のハワイ会談における両国首脳「安保
条約の円滑かつ効果的な実施を期するため、
両国政府が緊密な協議を通じ、引続き協力す
る」との合意を具現化する一つの方途である
と信ずるものであり、米側の本件提案に対す
る同意を期待する次第である。

4 上記の日本側の見解に対して米側において
異議がない場合には、来るべき安保協議委員
会に関する新聞発表においてこれらの点に言

極秘

及することを提案したく、日本側としては、
その場合の発表案文として別添2を示唆した
い。

22423



Talking Paper

January 16, 1973

1. At the fourteenth meeting of the Security Consultative Committee to be held on January 23, the Japanese side wishes to hold discussion on the prior consultation mechanism provided for in the Exchange of Notes concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America. The purpose of the discussion is to confirm the understandings of the two Governments concerning specific meanings of the prior consultation mechanism so that there will be no room for the two Governments, in making public explanations (particularly to their respective legislatures), to leave the impression that there might be some substantial discrepancies in their understandings. The Japanese side, therefore, naturally has no intention to propose revision of the prior consultation mechanism itself in the proposed discussion.

2. During the twelve years since the prior consultation mechanism was established under the present Security Treaty, the Government of Japan has offered some explanations to the public and to the Diet on the specific meanings of the mechanism. The Government of Japan considers it useful for the two Governments to review at this occasion such explanations as it would suit the purpose specified in paragraph 1 above. The gist of certain specific meanings of the prior consultation mechanism as understood and explained hitherto by the Government of Japan is set forth in Attachment 1.

3. If the United States side has no objection to the views of the Japanese side as expressed above, the Government of Japan proposes that these points be mentioned in the press release of the coming meeting of the Security Consultative Committee as set forth in Attachment 2.

~~SECRET~~
△
薄紙 5印

極 秘
無 期 限
部の内
[initials]

Talking Paper

January 16, 1973

1. At the fourteenth meeting of the Security Consultative Committee to be held on January 23, the Japanese side wishes to hold discussion on the prior consultation mechanism provided for in the Exchange of Notes concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America. The purpose of the discussion is to confirm the understandings of the two Governments concerning specific meanings of the prior consultation mechanism so that there will be no room for the two Governments, in making public explanations (particularly to their respective legislatures), to leave the impression that there might be some substantial discrepancies in their understandings. The Japanese side, therefore, naturally has no intention to propose revision of the prior consultation mechanism itself in the proposed discussion.

2. During the twelve years since the prior consultation mechanism was established under the present Security Treaty, the Government of Japan has offered some explanations to the public and to the Diet on the specific meanings of the mechanism. The Government of Japan considers it useful for the two Governments to review at this occasion such explanations as it would suit the purpose specified in paragraph 1 above. The gist of certain specific meanings of the prior consultation mechanism as understood and explained hitherto by the Government of Japan is set forth in Attachment 1.

3. The Government of Japan, considering the necessity of having closer mutual consultation and understanding between the two Governments with respect to the implementation of the Security Treaty, including matters related to the prior consultation mechanism, wishes to propose to establish a subordinate forum under the Security Consultative Committee, in addition to such various existing forums and channels as the Security Consultative Committee, the Security Consultative Subcommittee, the Joint Committee and the diplomatic and military channels. With respect to the composition of the proposed forum, it is suggested that

the

↓

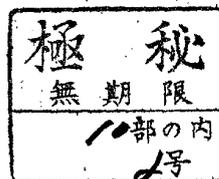
- 2 -

the Japanese side be represented by the Deputy Vice-Minister for Foreign Affairs in charge of security matters and the Director-General of American Affairs Bureau of the Ministry of Foreign Affairs, the Director of Defense Bureau of the Defense Agency, the Director-General of the Defense Facilities Administration Agency, the Chairman of Joint Chiefs of Staff and the Secretary-General of the Office of the Joint Chief of Staff, and the United States side is expected to be represented by those including a minister and a counsellor respectively in charge of politico-military affairs from the Embassy in Tokyo, Commander of the United States Forces, Japan, and the Chief of Staff USFJ.

The merits in establishing such a forum would be that it is composed of competent members who could discuss security and politico-military matters in a comprehensive manner and that all the members could meet at any time when necessary in or around Tokyo.

The Government of Japan believes that closer consultation between the two Governments through such forum is one way to realize the agreement reached at the summit meeting at Hawaii in September last year that "the two Governments would continue to cooperate through close consultations with a view to ensuring smooth and effective implementation of the Security Treaty", and therefore requests the United States side to concur in this proposal.

3. If the United States side has no objection to the views of the Japanese side as expressed above, the Government of Japan proposes that these points be mentioned in the press release of the coming meeting of the Security Consultative Committee as set forth in Attachment 2.

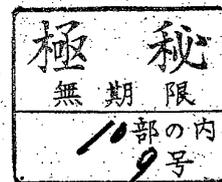


新聞発表案

X 項

安保条約第6条の実施に関する交換公文に規定されている事前協議制度に関し、委員会は、同条約の締結後12年余を経過した現在、事前協議制度に関する双方の理解を改めて確認することは有意義であるとの見地から、同制度の運用に関連する諸問題を討議した。

このような討議において、日米双方は、現在の国際情勢の下においては、現実に米国が事前協議を行なうことが必要とされる事態の発生は予想されないことを歓迎しつつ、同制度の運用上の基準についての双方の理解の一致を再確認するとともに、その運用は根本的には両国の相互信頼及び現実の状況に即した双方の密接な意見の疎通に依存すべきものであることに意見の一致をみた。



新聞発表案

Ⅹ 項

安保条約第6条の実施に関する交換公文に規定されている事前協議制度に関し、委員会は、同条約の締結後12年余を経過した現在、事前協議制度に関する双方の理解を改めて確認することは有意義であるとの見地から、同制度の運用に関連する諸問題を討議した。

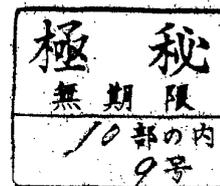
このような討議において、日米双方は、現在の国際情勢の下においては、現実に米国が事前協議を行なうことが必要とされる事態の発生は予想されないことを歓迎しつつ、同制度の運用上の基準についての双方の理解の一致を再確認するとともに、その運用は根本的には両国の相互信頼及び現実の状況に即した双方の密接な意思の疎通に依存すべきものであることに意見の一致をみた。

極 秘
無 期 限
19 部の内
号

新聞発表案

Ⅴ 項

委員会は、安保条約及びその関連取極の円滑な運用について日米両国政府間で一層密接な意思の疎通と協議を進めることが必要であるとの考えから、この委員会の下部機構として外交・防衛当局者による小委員会を設置し、随時必要に応じて会合させ、前述の目的の達成に資するようにつとめることについて合意した。



(Draft)

Press Release

Para. Y

The Committee, in view of the necessity further to promote communication and consultation between the two Governments for the smooth implementation of the Security Treaty and its related arrangements, agreed to establish a subcommittee composed of diplomatic and defence officials as a subordinate organ to this Committee. The subcommittee, which will meet from time to time as may be necessary, would contribute to achieving the above objective.

東洋外務書記
アフリカ局長
部内

極 秘
無 期 限
4 部の内
1 号

事系協議制友に付て

48.1.25
米 保

1. 1月24日午後 アフリカ局長と来訪したステュー
一次官補代理が 当方メンバーに付て
コメント付て23 次のとおり (ニジミツ、木田
同席)

1. 配置に付て

(1) 特に出題は無いと思うが、1.9 transit
visit は 日本側の新しい見解か
どうか承知したい。(当方より 従来より
この見解が正しい旨 述べておいて 政府
の従来の方針を述べたい旨 希望した。

(2) 2.9 船舶の配置が by actual

manner で決まらぬという場合、
配置に該当する例を specific に
示すこと。

2. 装備について

最終に示すは事例の伝統的な表現に
照らし若干の問題あり。

3. 新内作戦行動について

(1) 1. の objectively というのは問題。
発進の時点で、事後の結果が

objectively に到るというのにはおかしい。
(発進の時の意図、目的、任務を以て

当然判断)

(2) 2. の例示中、上陸部隊の発進に

3

ついでに 別評の表現が望ましい。
(譯上待我の 海女隊の場合との
区別あり。)

(3) 2.の ケース・バイ・ケースで決まること
は 1.の 2.の 事例の理解は 朝鮮

戦争時と同く、日本が参戦国と同
様の立場にあつて、相手方の報復が

理論的にあり得る場合 といふことである。

(4) 3.(i) 通常、補給との違いが
新鋭といふこと。

(5) 3.(iii) 新鋭機動の場合との違いを
明確にしたい。

(6) 3.(iv) の 最終セリが 187より 188
に。より 明確にする必要あり。

二、米側としては、上述の2点の部分をUSF
には内題せし。

但し、余り細かい議論は「(5)で
flexible にとおくがよいと思う。

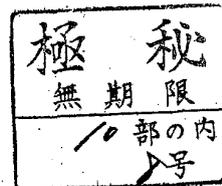
(これに対し、^{当方}細かい便益を立上る
又実行を要する場合は当方も反対だが、

交換公文、F.M. 了解の件は米側内
題として運用を考慮せしむべき

とし、現に69年12月米側から
細かい議論を187として出している

775等から、この反論172-23、「ス」
はこれを認め、結局日本側の

考案の12月議案の細かい議論を(5)
として取り上げる。



Attachment 1

Certain Specific Meanings of the Prior Consultation
Mechanism as Understood and Explained by
the Government of Japan

I. "Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces"

1. "Deployment into Japan" refers to the stationing of U.S. forces in Japan in a manner involving the use of facilities and areas provided under the Status of Forces Agreement as operational bases. Accordingly, the concept does not refer to various types of action by U.S. forces of temporary nature, such as transit, visits for logistic purposes and refuge from typhoons, even if they involve the use of facilities and areas.

2. The concept of "deployment" as defined in paragraph 1 above is applicable not only to land and air forces but to naval forces as well. However, whether certain U.S. naval vessels are "deployed into Japan" can be determined only by the actual manner in which ports provided as facilities and areas are to be used by such vessels. The so-called "homeporting" of CVA Midway at Yokosuka is not regarded as "deployment," for it is essentially the matter of residence of the families of the crew of the vessel and, therefore, does not fall within the defined concept.

3. "Major changes in the deployment into Japan" is clearly understood by the two Governments to refer to the deployment of U.S. forces the minimum size of which would be about one divisional strength in the case of land forces, a comparable air force unit, and a navy task force.

II. "Major changes in the equipment"

"Major changes in the equipment" of U.S. forces is clearly understood by the two Governments to mean "the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons." No nuclear weapon of any type has ever been introduced into Japan as there has been no prior consultation by the U.S. Government.

III.

- 2 -

III. "Military combat operations"

1. The term "military combat operations" referred to in the Exchange of Notes, which provides, inter alia, that "the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan" shall be the subject of prior consultation, is understood to mean all types of military action to engage directly in combat. Accordingly, whenever the launching of a certain operation from Japan is to be objectively regarded as the use of facilities and areas for "military action to engage directly in combat," such use by U.S. forces shall not be permitted without prior consultation with the Government of Japan. Whether or not the combat forces are to receive a specific order to undertake a "military combat operation" prior to leaving facilities and areas in Japan cannot be the sole criterion in this regard. The nature of military action must be judged according to the manner in which facilities and areas are to be actually used for such action.

2. Typical examples of "military combat operations" that may be considered to be initiated from facilities and areas in Japan are: bombing by air force units; dispatch of air-borne units to combat fields; and launching of landing operations from Japan. There may be some other types of military action which will be regarded as "military combat operations," but determination can be made only on a case-by-case basis according to the mission of each action and the manner in which the use of facilities and areas is to be involved in such action.

3. A few additional examples may be cited to clarify certain ambiguities in the term "military combat operations":

(i) Although ordinary logistic activities do not fall within the category of "military combat operations," supply by air of weapons and ammunitions directly to land forces engaging in combat is considered "military combat operations." Thus, if such operations are to be undertaken from facilities and areas in Japan, prior consultation will be required.

(ii) Fuel supplying activities to be undertaken by aerial tanker-transport using facilities and areas in Japan for bombers engaging in bombing missions from

bases

- 3 -

✓ bases outside Japan are not considered "military combat operations." If such bombers, however, are to land at air bases in Japan provided as facilities and areas on their way to bombing missions, such use of facilities and areas will naturally require prior consultation.

(iii) The use of facilities and areas in Japan by aircraft engaging in a combat mission (e.g. bombing) will become the subject of prior consultation even if such aircraft stop on their way at bases outside Japan for fuel supply and other purposes.

✓ (iv) Departure of naval vessels from facilities and areas in Japan to combat areas may not be necessarily regarded as the initiation of "military combat operations" even if such vessels will eventually engage in such activities as cannonading or launching of aircraft for combat missions. If, however, the combat areas are relatively close to Japan and if, therefore; as in the case of supporting landing operations, engagement in specific combat operations by such vessels is clearly envisaged at the time of their departure, the use of facilities and areas in Japan by such vessels will require prior consultation.

4. With regard to "military combat operations," prior consultation is applicable only to the use of facilities and areas in Japan. This, however, does not mean that U.S. forces which are engaged in "military combat operations" from bases outside Japan may freely pass through the territorial waters or territorial airspace of Japan. Inasmuch as the transit of U.S. forces of such a nature is not anticipated under the present Security Treaty, it will require the consent of the Japanese Government if such transit ever becomes necessary.

48.1.23

中14回子浮協議委員会 発表文

2

三 委員会は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（安保条約）の運用に関する事項を討議し、また、これに関連して、このほど両国政府の外交及び防衛当局者で構成される安保運用協議会が設置されたことを歓迎した。委員会は、同協議会が安保条約及びその関連取極の円滑、かつ、効果的な運用について協議及び調整を一層促進するのに資するものであること、並びに、その設置がこの主題について両国政府が密接な協議を続けて行く旨の昭和四十七年九月のハワイにおける田中総理大臣とニクソン大統領との間の合意を実施するのに資するものであるとの、同協議会設置の際に表明された外務大臣及び米国大使の見解と希望を了承した。

四 委員会は、安保条約第六条の実施に関する交換公文に規定されている事前協議制度の運用に関連する事項を討議した。双方は、同制度の運用上の基本的枠組みについての双方の合意を再

確認するとともに、その運用は基本的には相互信頼及び現実の状況に即した双方の密接な意思の疎通に依存すべきものであることに意見の一致をみた。委員会は、また、現在の国際情勢の下にあつては米国による事前協議が必要とされる事態は予想されないことに留意した。

大臣秘書官
事務次官
官房長

条約局長

アメリカ局長

本件内容自信者に口頭で伝達済み

極秘
無期限
1部の内容
1号

アメリカ局長と在米大使館公使との会議

49.10.16

新保障課長

10月14日(月)午後、Shoemith 公使、佐山 次官、
条約局長と東京訪米、ワシントン発言に關する問題に

ついて非公式の意見交換を行つた。以下9点。
(在米 Petre 参事官、当方新保障課長同席)。

1. 「S」公使、F) 別添10月14日付の Japan Times
紙記事につき、日米兩國政府の東京協定の

象として、總海を含む日米の總域へ核兵器を携
び込むことを含むものは "in the complete

agreement" として報道することには極力
disturbing である。總海に關する東京協定

の対象となること、日米政府の立場である、か
らこの立場を日本政府が申明し、この立場を

極 秘
無 期 限
1部の内
1号

大塚知事へのこの立場の、大塚知事への
了解乃至合意のあり方等は正に存す。63

年9大塚知事への全張に於ての御承知が、思召
の指針に於て曖昧な状態に於ての交渉の

1. 是の後、シロコシ大塚、大塚知事との交渉
に際し、大塚の指針の対し、大塚知事は

"Since we have never objected your
interpretation, ..." と言及するに結核す

あり、1969年12月に大塚知事は accept した
ことと、その事実のあり、同時に曖昧な

状態に於て。シロコシ大塚への13日、電
話録に、シロコシ事件に excited a 8j 2

あり、'自分も、シロコシ大塚の離任後、関係、大塚
記録の思慮に、この点に於て、シロコシ

極 秘
無 期 限
(部 の 内
号)

63年の大平大蔵大臣と、北澤の自白(ラ)如何
を、その後の交渉を令理解して、即ち北澤の自白

交渉時の内容を confirm されたものと認識
して、その点を明記した旨を述べた。

TS、公使、原、東、の、自白、を、訓令、を、要、す、活、に
この点、北澤の自白、以上の曖昧さを解決した

ため、著述を認め、その旨を明記し得たこと、
その、同、点、を、知、る、は、政治、的、に、不、可、能、な、事、

政治、的、に、は、flatly no であると思われ
る旨を述べた。TS、公使、原、は、これ、を、

条約の解釈、を、その、半、面、の、misunderstanding
がある、と、して、その、方向、を、解決、し、得、た、

と、述、べ、た、が、同、点、を、知、る、は、"almost
no bad as" である旨を述べた。

49. 10. 14

The Japan Times

Japan, U.S. Have Secret Accord On N-Weapons, N.Y. Times Says

NEW YORK (Kyodo) — The New York Times Sunday reported that there existed a secret agreement between Japan and the United States on the passage of U.S. nuclear weapons through Japan.

The prestigious daily made the bombshell disclosure in a

dispatch from Tokyo commenting on an official statement that the U.S. Government delivered to Japan Friday concerning a controversial congressional testimony by a retired U.S. Navy admiral on nuclear weapons.

The paper said that the U.S. statement had deliberately avoided any reference to an agreement in which Japan admits the passage through Japan of nuclear arms aboard U.S. aircraft and warships.

According to the paper, the secret agreement was reaffirmed during the Japan-U.S. negotiations in 1972 on the reversion of Okinawa to Japan.

During the talks, the U.S. notified Japan that in case the U.S. should remove nuclear arms from Okinawa in compliance with a Japanese request, the U.S. would extend its right to carry nuclear arms via Japan to Okinawa, the paper said.

It said that the Japanese Government had accepted the notification.

It also said that Japan, though a party to the agreement, had attempted to hide over a domestic political storm caused by Lanocque's testimony by having Washington definitely state that no nuclear arms had been brought into Japan.

The paper pointed out that though the U.S. had been free

to bring nuclear arms into Japan before 1960, Washington had to agree to arrange the "prior consultation" clause under the security treaty at the strong request of Japan.

But the two governments agreed that a temporary introduction of nuclear weapons into Japan was not regarded as a major change in the deployment into Japan of U.S. armed forces or in their equipment which shall be the subject of prior consultation.

Gainusho Rejects Report

Royal Ministry officials Sunday rejected as totally unfounded a New York Times report that Japan and the U.S. had concluded a secret agreement on the passage of U.S. nuclear arms through Japan.

They stressed Japan and the U.S. were in the complete agreement that when nuclear arms are brought, not only within Japan's territorial land but also its territorial waters, that should be subject to prior consultation.

There cannot exist a secret arrangement contrary to this agreement, they said.

秘 極
まで
6 部の内
3 号

49.10.21 此等句長等

事案場議内題に關する件 四九・一〇・三一 松永

一、シロワテ答言を契機として急速に高まることある
極の疑惑は、二の可成置あるときは重大な政府
不信を引こは国内政治の混乱を招くおそれ大
と認められ、緊急に相場の対策を樹立する
必要がある。

二、内題の核心は、事案場議が一時之衆に
も適用されること、政府の了解は米國政府の
了解と喰ひ違つていふこと、是れを以て
一時之衆は事案場議から除外するとの秘
密協定があること、は如何いか、極の存在を

外務省

裏付けの各取の状況（ラロウク発言・水無福
言・NYタウマス記事・上院外交節言明書）
に對し、政府が何ら有効な反証を挙げない
いざいざことは二の懸念を益々深めるものがある」と
の意にある。

三、この事態に立至るの背景については、根本的には
「一切の権を拒絶する」との野党及びマスコミの
強硬姿勢に對し、政府が何とか肉則を回避し
ようとする苦慮と事ぬき素直にすることがあるが、現
在の形には、オーストリアに控兵を、就中戦術の
著しい發達によるフリットと金玉多額の
艦隊や戦闘機を含む大半の航空機が

通過問題

権限裁能力を備へるに至つており。米国の権
 限制が安符締結時に出し幕しく振敷
 一に権限層南を伸張するに及ぶが米に昨
 年秋以来の米騒動が横領か臭と母港とし
 類繁に暴走するようになりたことが主たる
 原因であると認めらる。かゝる現象面に
 おける事情が如何なるか。米の各般の状況
 は別紙に示す通りである。

対策案

中一策、米米脚派は一時主義に通用す小
 ることの結果の立場を維持するが、一時之

外務省

案については、核の存否を一切明かにしないとの
米國政府の立場を全面的に支持し、米國政
府が日本政府の同意をうけることができない現状を
考慮して、軍事協定を行なうと出来ないことが
あつても止むとえないとの立場を打ち出す。

本に對しては、従来の政府解釈と重複上
変更したものであり、条約違反を放置する
との批判が生ずるところ、前者については、解釈
を變更したものを日英との併行の立法とし
て対応して、批判を甘受するほかなく、後者
については、条約違反との問題は米國政府が
核の存否を明かにしない以上、提議しないとの

5.

方針を貫いて行くことなる(常徹論として)は
 何故に解釈を改めたいのかとの疑問が生ずるが、
 格う参連への現段階に於いて米國政府の立場
 を理解することから格抑止力依存(米米連)と
 不可欠であることとの程度説得しよう
 かの問題である。

オニ案 従来政府解釈が誤りであつた
 との前提に立つて一時立案は事前協議
 に含まれないとの新解釈を明かにする。

問題の抜本的解決には煩瑣だが政治責
 任の追及を如何に処理するかを著しい国

外務省

一方の解釋
はる政府の

難があるべきほか、
衆の存在と正面から打
出さず、
とくに国内一般の相手を
拒絶
及志を覚悟し、
たゞ小はたさぬ。

才三案 従来政府の解釈と維持するが、

二小は「持込」に譲るる場合である。
野込に譲るる一時的主義は事前協議
の対象とならぬとの立場をとる。

従来「持込」とは何れも
の論議が認めら
れ、
小の「た」ことからす
小は「決」
成し、
及面、
政府は国会（及び国民）を騙して来た
との強い批判が生じよう。

中四葉 疑義の眞実とあつていひのミッドウェーにつ
 いて、米國政府に對し、今後繰返して求め
 ことはしないとの前提で、極力一との公式表明
 を求め、たゞ、他の艦隊等につらひの機会はし
 ないとの約束と云ふ。 (政府解釈は従来
 の立場を維持)

現在のエドワーズの要領は果敢には配置
 であり、米國の海軍と米國の海軍と 政治的
 重要性からす小
 さい。 米國の海軍と米國の海軍と 彼の艦隊に
 ついては、今一たいとの約束に對し、これは中一葉
 と同様、批判が生ずるが、国内一般の理解
 は、エドワーズに對して、通一たことによつて

持込みの
意義

より容易に之らふる又面、政府としては先
例にしろいとの歩目に対する約束と同様、場
合に確認と主路とよとの国内の圧力との扱
挟みに下る苦慮を要ねることにならう。

中立案 事系増減についで補足四種と帰結
し、検査器と使用する目的での持込みは
期間、持込みの形、一層、五号、通過し、如何
を同系、事系増減の対象とするか、日中、
以外の地域又は水域と目的ととする。艦
船、航空機、の搭載する検査器について
は、日中、国内（領海、領空を念玉）の滞在
期間が、日中、以内である場合は対象を外と

9

この空の
突入

すゝことと合意する。

本取極と行政取極として帰結するが、その
に、このほか検討を要するが、国会の承認と
求めたいで処理するとは、政治的には極め
困難と考へらる。また、この極と
塔敷のこの入港が正面から禁止されること
に、長年米忌倒りの強い反対が予想され、交
渉は相方の快意とも、若らむけは、ならぬ
いであらう。

中、米忌倒りの不承を採る場合に、おいては、
首魁の十分の理解と支持を要すること加肝

外務省

要であり、説明振る舞いについては細心の注意と準備
が必要である。野党については、此其の内廷

はたらないが、民政党に対しては、何うかの了解工
作を工夫することが望ましく、この段階では

如何かは別として、公明堂に理解を求め、
かどろかは絶対には値しよ。形として、民社

公明の理解が乏しく、は、国会棄却の障
碍は著しく軽減さすものである。

また、対米交渉と、内廷が漸次浮彫りとなつて
政府が遂に決められ、受身の形で行なうこ
とは極めん望ましくなく、ある段階で

政府としては、安全保障増進の模範

の登壇の状況は余給婦長増にありてなかつたもの
 であり、このために格についでこの疑念が所阿隋所
 に生ずる状況となつてこの事態と卒直に直
 視して、事業部派利成の内務及び運用
 についで再検討と行なうべき時期が到来し
 たと思はれし、如何に對處すべきかを懸念
 の上左の結案を之の場合に對米折衝と
 行なうべく決意し、
 とう懸念を明らかにする、このことがなされる
 ことと
 之らふ。

六、對米國情に於ては、十分の増減を遂行する
 必要あり、米國政府に向

是を提議するに及つては、東江の格差の振舞
一に展開は、条約締結の方針には如何かつ事
情である。日米により条約運用上の重大な問題
と取つていふことについては理解と求めるともに、
空しくも遂に以降、高まりてある政府不信
の問題を放置することは結果として安保14
糾、その北の、破壊を招来することになりかね
ない。安保堅持の言着比の見地から何ら
かの解決を提出することに米國政府の最大限の
協力を要請するとの意旨を添へて添へるは
かたしと思ふべき。

かゝる中、ハトと事柄へんは、何なる言はは
と之國務長官へんは、何なる言はは、米國軍

却の活力の存続が予想されることから交渉が
 失敗に終る可能性があり、従ってできる限
 最高首脳レベルで高次元の活発な
 活合を行なうことが極めて重要であると考
 へらる。

（米国内閣）
 政府の各面（この）状況につき十分に理解
 すべき立場にあると考へられ、我々が
 各面（この）状況が各面（この）状況に
 比し、事実認識として了解しうる筈（この）
 少くとも政
 治的環境として思われる。ミッドウェーに
 つき最終的にどう処理するかは別として当初の

外務省

14

申す所は、おのづかには相方に沿う考案と述べらるるに
あると考へらるる

外務省

事前協議問題

に付して

四九・一〇・三ニ
松永

一、ラロック発言を契機として急遽に高まりつゝある核
の疑心は、このまゝ、放置するときは、重天口政府不
信、引いては国内政治の困乱のみならず、日米安保
体制の破壊すら招来しかねない可能性大と認
められ、緊急に相手の対策と講ずる必要がある
る。

二、問題は、事前協議が一時止寄りにも通用素
るとの政府説明に反して、一時止寄りには除外す
るとの秘密協定があるのではないか。政府の
否定に拘わらず、ラロック発言、水兵証言、NY

又

タイムス記事、上院外交勸言明等々の各般の
此見は核の存在を裏付けしている」との意にある。

三、かかる事態に立ち至つた背景については、一切の
核を拒絶する」との野党及びマスコミの強硬な態度
に対し、政府が正面から対決することなく問題を
回避して来たと云うに問題があるが、安全保障
当局にはなかなか米国の拡散への核保針及びミ
ドラーの母港化が直接的な原因となつていると
考へられる。

四、対応策としては、結局のところは、事前協議は
持込みについて行なわれるのであつて、持込みに

外務省

3

サベンス
原潜
最長は外海に
出た

諒者しない場合はたとえ積載士小いこと事前
 協議の対象と認めないとの立場を打出すこと
 にあると思わす。二の場合において回答を決
 定してゆく必要がある問題に次の諸点である。

(1) 諒者しない場合とは艦船については、領海通
 過及び公海港である(領海と過すことあり
 一時立案ありであるも持込みに諒者ある場
 合は対象となる)としてまいか

(2) 案は施設区域のみに限定すべいか

(3) 発生した事故について米国民政府の無過失
 かつ無到港の責任を要求すべいか

(4) 案の港の期間に於いて到港を課すべいか

一〇月

外務省

4

(復明)

5. (6) 航空機については必ずと拒否すべきか

此対策案について米國と十分口協議を遂げらるる必要
があるが、その結果兩政府間で事前協議に因
する補足協定を締結すべきか、又は政府の
一方的解釈の問題として処理すべきかの問
題がある。一方的解釈といふことは、密約
問題に進展する可能性もあり、安保締結
に進展しな事態に対処するにためこの大義名
分を以て協定締結の方式を選択するに
とが得策かと考へらる。

外務省

極 秘
まで
部の内
号

49.10.22

事前堀激に關する取極の内容(案)

一、「配置に於ける重要の變更」の定義

二、「裝備に於ける重要の變更」の定義

(一)「合衆國軍隊」とは、核設區域に於て使用するもの
を念め、日本國內にあるすべての軍隊とす。

(二)「重要の變更」とは、核設區域の中、重要
なる施設の核設計画並にその施設の建設
に於ける變更を指す。この核設計画並にその即
令の核設計画又は建設とす。

外務省

又はその部分であつて、検査等の使用を目的として使用し、又はその引渡等に使用することを目的として建設と除く。

(3) 持込め又は建設とは、日本国内でほつたことのあることと整理として、右陸海軍省又はその部令が搬入したことをいう。

(4) 搬入とは、形式上の期間の如何を問はず、日本国内に存在する状態をいう。

三、[↑] 著者に於ける重要物資又は情報の運用

山本田政府は、折込み又は建設に該あるもの程
兵器について、事前協議と行おう場合には、
右程兵器の検査及び搬入の許可と
通限する。

(2) 山本田政府は、搬入の年次についてはその都度西
政府内閣協議の上決定する。

(3) 折込み又は建設に該あるもの程兵器の
搬入については、米田政府は通商義務と
負わぬ。

(4) (3)による搬入の許可は、米田

4

政府は、前記に於て政府の同意と乏た場合に
を除き、如何なる場合にても日本国内に於て
しむべきと認めらるる。

(5) (3)に於て搬入の検査等がかり生じた事故
に於ては、米國政府は無過失かつ「無罰
罪の責を任す」と認むることと認むる。

(6) (3)に於て搬入の検査等の日本国内に於
ては、如何なる場合にても継続して又日
に二回以上を認むるものとす。

外務省

5.

四、事前抑遏一般の手段

(1) 原則として外交官路

(2) 秘密情報報の保全

(3) 制込の運用に付き安全保障委員会
附設抑遏と所取

外務省

極 秘
まで
8 部の内
7 号

事前協議問題

四九・一〇・三三

一、いれゆる核持込みについての問題は、事前協議が一時立案にも適用されること、政府説明に拘わらず、一時立案は除外すること、秘密協定が存在するのではないか、政府の否定に拘わらず、フロッグ発言、水兵証言、Nソタイムス記事、上院外交勸言、明等々の各報の状況は、核の存在を裏付けている」との点にある。

二、かかる事態に立至った背景については、経済としては、一切の核を拒絶することの野党及び

外務省

マスコミの漁い等雙方に對して政府が正面からの
 対決を回避して来たと云ふに問題はあるが、
 直接には、安保締結者時にはなかつた米目
 の振散に格別制（特に戦術格）及びミッド
 ウェーの横須賀貝母港化による頻繁な米港
 が主因となつてゐると見らる。

三、対応策としては、結局のところ、事前協議
 は持込みについて行なわれるのをあつて、持込み
 に該着しない場合は、たと之積載を少くして、
 事前協議の対象とならぬこととの立場を打
 出可ほかといふ考へらる。この場合に於いて、
 決定しておく必要がある問題点は次のとおりで

外務省

3.

ある。

(1) 諒者しぬい場合とは、船舶については領海通過及び寄港である（通過中又は寄港中に柱石等を使用する場合は事前協議に係らぬ）
要あるべし

(2) 寄港は施設区域のみに限定する

(3) 発生した事故についての米国防府の責任は地位協定十八条による処理のみで足りるか

(4) 寄港期間に制約を設けることの可否
(5) 航空機については拒否すべきか

四、対米案小については、米國と十分な協議を遂げる

外務省

4.

必要あるべきところ。その結果については、西政府側の
了解を何らかの方式による合意によって確認すべ
すか又は政府の一方的解釈の問題として延
びるべきかの問題がある。一方的解釈という
ことでは、新たな密約問題に発展する可能性も
あり、安全保障締結の後に進展した新事態に
対処するためとの大義名分を捉えて、合意
の方式を選択することが妥協と考へらる。

五、日米間が合意するに至った責任については、米國が
もつほら悪かつたとの立場と取ることは、対米交渉
上米國を引き出すことができません。前記の新事態
は米國側の事情によるものではあるが、日米例

外務省

5.

として、この点に対応する措置を執つて来たか、その責任を有するとの指摘を命じた立場と取る必要が必ずある。

六、対外説明振りは別紙のとおり。

49.10.23

日本政府は、露山下部十一口に解に其の、
この孩童の信らみは、事家柳瀬の赤家より、
従之、かの事家柳瀬が死に、此の孩童の
持らひは、いとの主権として、

しかし、近年、戦時孩童の死を、
戦時孩童を搭載し、彼らをも有、

船航し、かの彼らをも有、
に、事家柳瀬の死、

船航し、戦時孩童を搭載し、
して、その信らみ、

と、政府は、この事、
事家柳瀬の死、

信らみを行、
政府は、この事、

に、事家柳瀬の死、
政府は、この事、

に、事家柳瀬の死、
政府は、この事、

=極秘= 2

~~要あり~~ ~~その~~ ~~特化~~
 今換行して、~~その~~ 本問題、経緯を詳
 しく書供、予加を得る。 ~~その~~ ~~あり~~
~~あり~~

極 秘
無 期 限
5 部 の 内
5 号

事前協定問題 10002

49.10.27

ア+リカ局

1. ラ・ロツク発言の提起した問題

ラ・ロツク発言の提起した問題の核心は「事

前協定制度に關し解釈乃至了解につき日米
間に不一致が存在する」との疑問に対し、政

府が明確に否定し得ぬことにある。

2. 問題の解決策

日米間の折衝に解釈乃至了解を改め
明確化し固い等々説明を他行い。

3. 日米折衝案 10002

49.10.23 付 ア+リカ局の思想の折

衝すべきところから「決定は必ず必要がある
問題矣」といふ気付きの英訳を通す。

1). (1) の該当しない場合として、領海通過と
寄港の挙げられぬこと、非核三原則

「持込計」の概念を細分し、領海通過と寄港と如何故「持込計」に

当りぬかを説明する要が生じよう。通過
中、寄港中に核兵器を使用した場合に事

本協定に係る行為として「持込計」
に該当しない場合のありは拘らず、わが国

領域内での使用行為として着目し、事本協
定の対象となるに意味するが（通過中、

寄港中での使用行為「持込計」に当りぬが
考定方をすれば「持込計」の概念を「使用」

に係る行為としてなり、使用に於ける陸
上へも配備し得るもの確論を招く、これ

は折衝と混乱を惹起し得る。「使
用」の概念を明確に必要とする核

兵器の特性に鑑み、現実の発射等、行為
の中心として「使用」と概念を得るに戦

略核の搭載艦船の通過、航行は現実
はあり得るに論理的には排除される

within — 2、英自衛隊に於ける問題あり
3 — 9の特殊の問題となる。

ii) (3) の事故処理に關し、原子力潜水艦
と同様の平等に下の中を是し得る。

是し得るに下の場合折衝を得る充分な根
拠付する必要を要する。

ii) (4) の寄港期間の制約設定に關しは、
わが国内政上は短期間の限りに設

作らざるに望まぬ米側の問題がある。
設是より特定期間内、青港は「持込中」

との関係は如何に概念すべきか。期間内
に於て「持込中」の条件は或る。

期間に關係なく青港は「持込中」の条
件は。後者であるといふ場合、これは

米協定の対象と非核三原則との断
つた場合、根拠如何。

又、(5)に於て航空機と艦船とを区別する
場合も、対米交渉上多くの問題がある

。特に艦船と航空機に於て「持込
中」の概念、決然執行する得るか。

執行の場合事故、際、危険を考へる
とは不適当。

manner involving the use of facilities and areas "as operational bases" は、概ね妥

当と見られる。但し、此を無条件にミッドウェイに適用するに当たっては、後述の説明と相

関係の問題とあり。

(b) 「重要な変更」の規模の問題と期

確に了解の量と要がある。その際海軍に
ついで "task force" を単位とするに相当

性を検討すべきである。

(c) 「装備」に於ける重要な変更」に關し

配置と、関係の「米軍」の装備を考慮して
の是非を検討する必要があろう。

(d) 「戦中作戦行動」のたがの基地と、施設
後区域の使用」に關し

(A) 戦闘作戦行動に關するに關しては "all types of military action to engage directly in

combat" と定義に於いて行動の為に施設区域の使用に關するに對する客觀的の認識

の存在を要するに對しては、出動に當り軍事上の出動命令に對するに對しては唯一の

判断基準を得るに對しては、軍事行動の性格は施設区域の使用の態様の上

で判断されるに對しては、

(B) 上記の問題は、3.(iii) の空中給油の

周知理解の不自照性、3.(iv) に於ける地理的の連続性の援用及び 4. の英就中

の援用の如くである。

極 秘
無 期 限
6 部 の 内
6 号

事前協定制度について

49. 10. 29

7+11 局

(事前協定の対象に関する問題点)

(1) 配置関係

(A) 「配置」概念の明確化

Midway を如何に扱ふか?

(B) 「重要な変更」の定義

task force を単位として行うものは

(2) 装備関係

(A) 「持ち込み」の定義の検討

(a) 所謂「transit」(領海通過、寄港等)

の関係を

(b) 海上訓練場の使用にどう見よか?

(c) 寄港地を施設区域に限る場合

の統御先が5条との関係如何?

(d) 寄港期間の没定に得た問題の処理

超えた場合如何の概念とすか? 郵置と見

よば否か? 事前協定の適用の場合

の根拠は?

(1) 航空機の場合

"transit" の概念と契約のあり方、
得るべき事項は？

(2) 米ソ連等戦時核関係

"transit" を指すのかも？

(3) 戦時作戦行動関係

"transit" 中、船舶（乃至航空機）

(A) 事前協定の対象となるか

(B) 事前協定する場合、根拠は？

極 秘
無 期 限
4 部 の 内
3 号

事前協議問題 について

四九・一〇・三九

(防務局発)

一 日本支拂はるゝ實現すべし 基本方針は、此
とありと考へらる。

(1) 且取重きは、事前協議の対象とする。核兵器の

日本への持込は、(The introduction into Japan of

nuclear weapons) 概念を明確にし、原則として

単純に「一回」の領海(領空)通過及び一時寄港

(寄港港)は、これに合ふものとして確之すこと

にあり。

(2) 同時に、事前協定の対象となる他、二つ、
 にも、概念の明確化をはかり、この概念に事前
 協議の内外全般に亘り、その内容が明確な形での
 日米間での解決を確立して行くことが望ましい。

(1) 配置の基準 (特に、ミッドウェイ、横須賀、母港
 化等関係等)

(4) 戦闘作戦行動の目的、基本として、使用し、艦
 隊 (特に、艦隊) による戦闘攻撃命令等の
 関係等)

二上記一、基本として、その支持上全うすべき要
 問題は、次のとおり。

(1) 軍艦、領海通過及び一時寄港の除外を以て
基準は何か。

(イ) 「持込」に最終に之を脱し、日本国に在る又は日
本国から、使用の目的とする搬入に之を以てする考へ方。

(ロ) 「使用」の目的とする貯蔵、ホリクス、一時寄港等
に、除外例の拡大を以て。

(ハ) 「整備、変更」は「設置」を以て米軍に問題に
適用を以て考へ方。

(ニ) 対して一時寄港に、(イ)と同様の問題がある。また
「設置」に不了令に不本に「設置」の基準を以て考へ方。

最良とする考へ方が、(イ)と同様の問題がある。

(2) 航空機、領海通過及び一時寄港に、(イ)と同様の
艦艇

異なり、取扱は同一の理由による

(米例は異なり取扱は絶対的認めらるゝと思はれる
と云ふことは、再考し理論的根拠は乏しい)

(3) 領海通過中一時寄港中に在る。寄港を以ては
多事態を呈せしめしむる如くに扱はる。

(上以に(1) (2) (3)の如きは別として、主体上
の、この一と二と事前協定の対象となるか否かの問
題がある)

(4) 「寄港」の期間に制限を設けるか否か

(附以上記(2) (3) (4)の位置に、各埠頭の問答)

三、日米交渉の結果に關して、対内向外の考慮を以て
主要なものは此と見す。

(1) 非核三原則の關係

上記(1)の結果、之を以て非核三原則は修訂
され、主場は之を以てあり、之を以ては上記
二(1)の「指込」の概念、即確化方式の方向に説明
し、

(2) 日米双方の従来、立場との關係

本件合意の趣意は、(1)日米双方の従来、交渉
に基いて、内容の違ひを以て改め、(2)最近、戦術核
の製造に伴う責任の即して、従来、日米間、了解

手直しを以てし、
日増しに容易なる。国民感情米例、
現政権の政治責任への影響等、
検討す、少異心あり。

極 秘
無 期 限
内 務 省 第 6 号

大 臣

事前協議問題について

四九・一〇・二九

(於次官室)

一日米交情に於いて実現すべし基本に於いては、
とありと考へらる。

(1) 最重兵は、事前協議の対象となる。核兵器

は日本へ持込す。 (The introduction into Japan of

atomic weapons)

単純な目標・領海(領空)通過及び一時寄港

は、これに含まれないことを確定することによる。

(2) 同時に、事前協議の対象となる他、二つ、ケース

は、ついても、特には (1) 設置及び (2) 戦闘作戦行動

に於いて、基地として使用し、概念の明確化を

外 務 省

極 秘
無 期 限
内 部 号
6

はかのことか望ましむ。

二 上記一。基本ライクVに間12、交待上をすべし
主要問題とは、次々となり。

(1) 單純に領海通過及び一時寄港を事前協
議、対象から除外するに、基本は行か。

(2) 領海通過中又は一時寄港中に塔載核兵器
を使用する事態が生ずるケースを如何に扱いか。

(3) 航空機は、領海通過及び一時寄港の
場合、艦艇は、このこと異なる取扱をいじりか。

また、理由が、如何。
(4) 戦果核（ホウリス等）の搬入を、上記(1)(2)(3)に

つぎ、例外として扱いは、如何か。

外 務 省

極 秘
無 期 限
内 務 省 第 6 号

三、日米支拂の結果を生ずべき新アレンメントは、対内的に考慮すべし。主要実質は、次のとおり。

(1) 非核三原則との関係は如何に認識するか。

(2) 日米双方の従来立場との関係は如何に説明するか。

(3) 新アレンメントは回令承認の対象とするか。

(5) 「一時寄港」の対象は、船隻に限定すべし。

(6) 事故の発生に場合、米日政府の責任は、如何に協定、規定（第一八条）によつて適当に定めようか。

(7) 「一時寄港」に期間の制限を設けようか。

秘 極
無 期 限
ア部の内
5号

ナ、臣

三、日米交渉の結果行われ、新アレビューメントに付き、
対内的に考慮すべく主要なものは、次のとおり。

(1) 非核三原則との関係

上記一(1)の内容は、よくレビューし、核兵器、日本への
持込、概念の明確化に留意すべし、持込は、
許すべしと認めらるゝ。非核三原則は、
「持込すべし」の原則は、事前協議、対象として、
「持込」の同一の事態と対象として原則として、
「持込」は、新アレビューメントにより非核三原則は影
響を受けない。

(2) 日米双方の従来、立場との関係

本件交渉は、最近の戦術核の著しい発達に伴い、
核兵器問題、実体として、従来、日米間の

極 秘
無 期 限
内 部 号
5

了解の、日米存保条約に基づく存保保障確保、
要請及び非核三原則を堅持する日本国民の立場
を基本として、今日の実況に即して、
調整すべき目的とするべきである。(日米双方に從
来條約に基づく存保の食糧の確保を以て改めらるる
ありはらむ。)

(3) 新アレンメントと国会承認

新アレンメントは、最終的のゆえ、形式にもとど
き、基本向の上記のとおり、存保条約の各条の
実態に即して、
に即して交換公文の、
規定、適用は、
今日の実況に即して、
調整すべき目的とするべき性格をもち、
今日、正式に国会承認の対象とするべきものである。

極 秘
無 期 限
の 部 の 内
5 号

はなす。但し本件、高度に政治的な性格に鑑み、
回令に報告し審議、対象とする。この旨を旨とす
よる。

外
務
省

安全保障課長

極	秘
無	期 限
手	部 内 号

事務場内記

四九一〇三〇

松永

一、三十日朝水増しを示し、オランダに於いて、大平大
 臣（臨時代理）に即し、一〇・三九七〇パーセント増しせし
 松永より、考案及び内記目につて、海軍物産課
 と折衝の上、本郷次官、方向及資金等、山崎
 了より、同席

二、大平もコメントのあり、此は次の二点である。
 (1) 一〇・三九七〇パーセントに關し、配置と並び、つりこの概
 念規定によるものは、松永より配置は略
 意し、場合の内記、夏と改め、一〇・三九七〇パーセントとする

外務省

かたみ。の成り器をふすかた

(2) ミニのフニはニホビ折くほか印

ついに政府の責任は処理。お金の十分富

満しとととの好む折く入るにの考へるが

(2) については。アメリカは少しは悪いことと

だからこの道取でよいかとるのせう少し考へる

要ある入事。官政もよりアレンバミットの

内務はひまの路り実態に即ちくはにに

と述へるに於し首肯しおる

三大正より。其の方針として。田中。フオート会議

で内廷が起つていふ条件につき日米間の協

する趣旨を打ち出し。事務的にはその前から

(1) 中土条の事態とる系所減の付家とする

(2) 航空気と除外する (ただし本例に因りあつて)

(3) 案は期間と即ちする

の三本とあり上り外に於て 大正は元小てまかろう

航空機にのみ本邦又正の領に感觸があるならば

三本半例に因り控迎と行司之由を以て

或らうかた

極 秘
無 期 限
3 部 の 内
3 号

「持込料」に付て

49. 10. 31

安全保障課長

非核三原則及び東条協定との関係に使用
に付「持込料」につき、これをわが国への核兵器の配
置乃至配備と解する場合は、問題差次の通り。

1. 海外への武器・弾薬類を米軍が移送する場合

にわが国領域にこれらを送付し得る態様として、

- (1) 積載艦船等、領海通過
- (2) 積載艦船等、入港
- (3) 武器等の揚陸、搬入
- (4) 武器等の陸上輸送
- (5) 武器等、部隊への配備、貯蔵
- (6) 武器等、部隊による訓練、使用
- (7) 武器等、搬入
- (8) 武器等、貯蔵
- (9) 積載艦船等、出港

等、各段階に於ては、

「持込」の配置乃至配備と解除の場合、
 (3)~(8)の段階には、これ以外の段階とは異なる美加
 法を得る。即ち、揚陸以降のものは、わが国
 の島国であることからわが国領土を tranship 材
 として運送される。通常は、在日米軍に配備された
 ものを、仮令わが国への揚陸搬入後、わが国
 へ輸送される場合でも、これ（例として、行方不明戦
 隊、弾薬車輜）搬入搬出の間は、施設区域及び
 弾薬庫、兵器庫等に於いて管理・保管された弾薬庫
 等に配備されたものと概念を得る。 (1) (2) 及び
 (9) の総括として、わが国への配備と目的と目的
 場合も含めてわが国へ輸送するに目的とし
 ている場合がある。
 2 武器弾薬等の艦船等に装着された場合は

合に於て、これら武器弾薬は、当該艦船等に配備さ
れ、この概念から、艦船等おのおの周りに

配置される場合は、武器弾薬等おのおの周りに配
備されることを指す。

艦船の配置の概念に於ては、従来、司令部
の管理が行われていた。艦船は、その管理指揮、行

なされてきたが、この配置されることの管理
指揮の内容としては、兵員、人事管理、食糧、燃料の

補給、修理、乗員とその家族の居住訓練などが行
なされた。これら諸要素との関連の問題が存在する。

母港化することの艦船は、母港化の結果として、
結果として、これら艦船は、Midwayの場合と同様に

30日を超す期間に亘り、横須賀に碇泊し、
寄港回数は多くなく、その他、施設区域以外、

港(不問港に合否)へ出入し得る。

3 艦船等がわが国領域に合致訓練区域以外

の訓練に必要にして、「持込料」を配置乃至配備と解
し、其の具体的な態様及び揚陸搬入に必要とする

の立場から、「持込料」に当り得る。武器等、
わが国領域に於ける所在は、配置乃至配備に當り

に限り、所謂 transit との概念を以て之を以て
から、単に領域通過及びその extension といふ

着港以上を以て訓練に transit といふ得る地、
配備するに於て武器等による訓練を以てし

得るから、「持込料」に當り得る。自然に
あり。

4. 以上の諸問題の問題に於ては、武器
等と装着し得る艦船等の transit 中に攻撃を

受中搭載核兵器在使用中事態を如何に認識するかの問
題あり。攻撃に用いられる非核兵器の使用に

場合を如何に区別し、対処する。核と非核の区別を
「持込中」の否かを決定するは容易であるに過ぎず。

「持込中」の配置乃至配備と和立場から係命
攻撃に受け付くは transit 中の核兵器の配置乃至

配備の当否をいふことあり。「持込中」の当否を事
務協定の対象とするは出来ず。他方、この場

合、施設区域に戦中作戦行動の基地として使用
される核兵器については明記がある。従って政策的

にこの二つを事務協定の対象とする必要はありと
判断はでき、これに新しい規定は必要ない。

米国の関心了解が必要あり。

5. 以上の諸問題を総合して「持込中」の

核兵器のやがての配備に意味のある
立場から、折衝を要する事項は次の通り。

(1) 揚陸搬入に至るは、単純な領海通過、一時的な
寄港——水際迄の入り出し、燃料、transitの如

きの——は「持ち出し」に当るものに限りのものと
の確信。この英米の諸国との了解

は以下の。"except in the case of major changes
in the equipment" 等の英米との関連の問

題となる。

(2) 母港の艦艇 (Midway, Oklahoma City,

Warden, Parsons, Rowan, Gurke, R.B. Anderson,
Bansell の他、兩用戦艦艇5隻等) の如き揚

陸能力の問題の如きは、初め8隻(4)の
寄港態様の変更を本日の要とする。この英

にこのことは、香港期間、限定の範囲に限定し、
香港化の条件、在英中の要約の問題

と存する。

(3) transit中、艦船等への核兵器の使用
に對する制限行動に事案協定に於ての

合意と新にこの要約に、現英の行政
法に於ける場合の対処に限るもの

兵器への対処に限り、事案協定に
如何の確保を得るに困難がある。

(4) 核搭載艦船等がわが国領域に於ける
訓練を停止せしめる要約。

次 長 官
局長 官
局長 官

極
秘

核内題の閣内2-222公保の内話

49.11.2
官房長

11月1日 2-222公保と懇談1回
と23. 同名伊の取説論の商

1. 所未及語

(通日車郷冷官州本ワシ大伊
御話のあり核内題のついの

所未州郷の方針に222. 222後の
準備状況に222常向州. 222
(222) 222)

非核三原則を修正する222
七艦隊の行動に大きな影響を

素と222如き若干の調整を施すの
甚平的表之に222. 問題名の検討

222居る表'心'の222)

222日本内保の標準を配慮を

~~報告を受けたこと~~、従って航空機の
通過については「接近」と認めず。

予前協議の経緯を可なりとすべし
實際上支障はないが、通過中の航空機

は接近搭載に由来するものか、明瞭に
し得るものか、存在については一切論評せず

この立場が崩れることがないよう
加向強めること

③ 先着の期間

期間を絞るべし、2ヶ月 - 7ヶ月の間
に3ヶ月 - 1月程の期間を以てすべし

この点に「先着問題」は余り関係なく
との感があること

④ 母体化

Midway の母体化については、本府等

由り昨般此考又の岐中下君子、殊に
 此の計画の推進若し、此の二、三の
 作戦部署の退化後の感も深し。
 年組原 4000人中の800人が家族を横領扱
 へ限られたり、取つか物価が割増し
 等々、この可の家族の不審が、この外
 独身年組原が、物価高の横領扱へ、体
 面が控へ、此の可不平があり、長期
 の横領扱滞泊には問題がある。
 Midwayの暫南予定期間回るに
 3年(場合によりその外)後には
 誰の持ったいさう如何なるかは
 横領扱の母体化は中止にするが
 文書は昨知らぬ。

方向が誰か達め可

安全保障課長

極 無期限
7部の内 5号

(DRAFT)

November 7, 1974

I have the honour to refer to the Exchange of Notes dated January 19, 1960, between the Government of Japan and the Government of the United States concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, and to inform Your Excellency that the following is the understanding of the Government of Japan:

A. Major changes in Equipment

1. "Major changes in their equipment" is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons. The term "introduction" means the placement of such weapons in Japan, and passage through territorial waters of Japan or a visit to ports in Japan by vessels which are capable of carrying nuclear weapons does not as such come under the term "introduction", except in the event that such vessels come to be engaged in activities involving the use of nuclear weapons.

2. The visit to ports in Japan referred to in Paragraph 1 above by vessels carrying nuclear weapons will in principle be made only to those ports which are designated as facilities and areas under the Agreement regarding Facilities and Areas and the Status of U.S. Armed Forces in Japan of 1960, and for a duration which will not exceed one month.

3. (1) Aircraft carrying nuclear weapons will not make an overflight over Japanese territory or a landing therein.

(2) Submarines carrying strategic nuclear weapons will not make a passage through territorial waters of Japan or a visit to ports in Japan.

4. To the extent that they are not covered by the agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, claims arising out of an incident involving a vessel referred to in Paragraph 2 above will be dealt with through diplomatic channels in accordance with customary procedures for the settlement of international claims under generally accepted principles of law and equity.

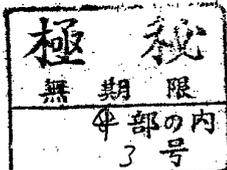
B. Major Changes in Development

.....

C. Military Combat Operations

.....

安全保障課長



Nov. 5, 1974

I have the honour to refer to the Exchange of Notes dated January 19, 1960, between the Government of Japan and the Government of the United States concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, and to inform Your Excellency that the following is the understanding of the Government of Japan:

A. Major changes in Equipment

1. "Major changes in their equipment" is understood to mean the placement within Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons. Passage through territorial waters of Japan or a visit to ports in Japan by vessels which are capable of carrying nuclear weapons does not as such come under the term "placement", except in the event that such vessels come to be engaged in activities involving the use of nuclear weapons.
2. The visit to ports in Japan referred to in Paragraph 1 above by vessels carrying nuclear weapons will in principle be made only to those ports which are designated as facilities and areas under the Agreement regarding Facilities and Areas and the Status of U.S.

Armed Forces in Japan of 1960, and for a duration which will not exceed one month.

3. (1) Aircraft carrying nuclear weapons will not make an overflight over Japanese territory or a landing therein.

(2) Submarines carrying strategic nuclear weapons will not make a passage through territorial waters of Japan or a visit to ports in Japan.

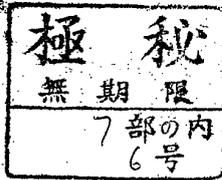
4. To the extent that they are not covered by the agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, claims arising out of an incident involving a vessel referred to in Paragraph 2 above will be dealt with through diplomatic channels in accordance with customary procedures for the settlement of international claims under generally accepted principles of law and equity.

B. Major Changes in Deployment

.....

C. Military Combat Operations

.....



I have the honour to refer to the Exchange of Notes dated January 19, 1960 between the Government of Japan and the Government of the United States concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, and to inform Your Excellency that the following is the understanding of the Government of Japan:

A. Major changes in Equipment

1. "Major changes in their equipment" is understood to mean the placement within Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons. Passage through territorial waters of Japan or a visit to ports in Japan by vessels which are capable of carrying nuclear weapons does not as such come under the term "placement", except where such vessels are engaged in operations conducted under Article V of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America.

2. The visit to ports in Japan referred to in Paragraph 1 above by vessels carrying nuclear weapons will in principle be made only to those ports which are designated as facilities and areas under the Agreement regarding Facilities and Areas and the Status of U.S. Armed Forces in Japan of 1960, and for a duration which will not exceed one month.

Palanis

3. Aircraft carrying nuclear weapons will not make an overflight over Japanese territory or a landing therein.

4. To the extent that they are not covered by the agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, claims arising out of an incident involving a vessel referred to in Paragraph 2 above will be dealt with through diplomatic channels in accordance with customary procedures for the settlement of international claims under generally accepted principles of law and equity.

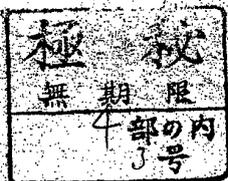
B. Major Changes in Deployment

.....

C. Military Combat Operations

.....

安全保障課長



中印、等

I have the honour to refer to the Exchange of Notes dated January 19, 1960 between the Government of Japan and the Government of the United States concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, and to inform Your Excellency that the following is the understanding of the Government of Japan:

A. Major changes in Equipment

1. "Major changes in their equipment" is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons. The term "introduction" means the placement of such weapons in Japan and does not include simple passage through territorial waters of Japan or a temporary visit to ports in Japan as such by vessels equipped with nuclear weapons.

2. Notwithstanding the provisions of Article 5 of the Agreement regarding Facilities and Areas and the Status of U.S. Armed Forces in Japan, the temporary visit to ports in Japan referred to in Paragraph 1. above shall

be limited to those ports which are designated as facilities and areas under the said Agreement, and the duration of such visit shall not exceed one month.

3. In the case of passage through territorial waters of Japan or of a visit to ports in Japan, the use of nuclear weapons by such vessels shall be subject to prior consultation as provided for in the said Exchange of Notes.

4. Notwithstanding the provisions of Article 5 of the Agreement regarding Facilities and Areas and the Status of U.S. Armed Forces in Japan, the overflight over Japanese territory by aircraft carrying nuclear weapons shall be subject to permission by the Government of Japan.

B. Major Changes in Deployment

.

C. Military Combat Operations

.

安全保障課長

極 秘	
無 期 限	
字	部 内 号

意見書

49.11.8 飯倉

去年春

東郷、右河原、山崎、杉本

山田、牛場、塩田、中川、

高橋、井川

牛場

このまゝ、枚運する次には行かぬだろう。外

交方局がこの案で行くといふことであら

は、協成である。

中川

米例はラロウ沁の路には見られなく

日米例の立場に立たす、努力を以てし

て、この米例に立上る、ことに協成

(東郷) 米例の協力は、協成の存

外務省

夏と明かに一冊に眼弁ある旨を指摘
 たい。文書と併せて口頭で了解して
 たい。この旨で送付して頂く方が好都合
 用済む口頭で済ませるか（招おき
 り、口頭で了解）といふことは
 残ることにあり、事務的に済ませたい旨と
 送付）

高橋 運送と一時立寄りの許容し。既備に
 後方する旨はすべし。折々のことには
 入まてはたいか。（在郷官より 実態
 と墨取の旨にあり、米剣は下承田勘
 子し。招おき、一時と名掛りし配

このことは既にかつてのコメントあり

松原

この案によつてはどうか。流石は國
議であらうが、清く正しくは心理留保
は既成事実であらう。

井川、高橋

可なり

この案に關しは國會の附議は大受
可なり

後者の内閣法に關しは、政府と一印の程

は入るゝいなかつと確信するとの立場

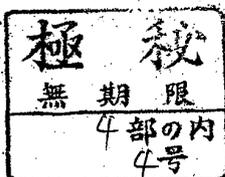
をとり、案に對しては、其の旨がな

か、そのことについては、

外務省

49.11.12

山崎副次郎



TALKING PAPER (Draft)

November 11,

1. It has been the understanding (position) of the Government of Japan that in accordance with the provisions of the Exchange of Notes dated January 19, 1960, between the Government of Japan and the Government of the United States of America concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, major changes in the equipment of United States armed forces, inter alia, shall be the subject of prior consultation with the Government of Japan and that in accordance with the understanding reached in 1960 between Mr. Aiichiro Fujiyama, then Foreign Minister of Japan and Mr. Douglas McArthur IIIrd, then U.S. Ambassador to Japan, "major changes in equipment" is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons.

2. In this connection it has been the consistent position of the Government of the United States that it can neither deny nor confirm the location of nuclear weapons, but that it

has faithfully honoured its commitments to Japan under the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements.

3. In the light of recent developments in technology relating to nuclear weapons, and especially tactical nuclear weapons, however, it has been increasingly felt (on the Japanese side) that it is desirable to bring certain elements of innovation (clarification) into the present arrangements concerning the implementation of the common position of the Government of Japan and of the Government of the United States not to introduce nuclear weapons into Japan without prior consultation.

4. In this spirit, the Government of Japan wishes to propose the following points as a basis for understanding to be reached between the Government of Japan and the Government of the United States:

A. Major changes in Equipment

(1) "Major changes in their equipment" is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons. The term "introduction" means the placement of such weapons in Japan, and passage through territorial waters of

Japan or a visit to ports in Japan by vessels which are capable of carrying nuclear weapons does not as such come under the term "introduction".

(2) The visit to ports in Japan referred to in Paragraph 1 above by vessels carrying nuclear weapons will in principle be made only to those ports which are designated as facilities and areas under the Agreement regarding Facilities and Areas and the Status of U.S. Armed Forces in Japan of 1960, and for a duration which will not exceed one month.

(3) Notwithstanding the provisions of Paragraph 1 above, the use of nuclear weapons by vessels carrying nuclear weapons during passage through territorial waters of Japan or of a visit to ports in Japan will constitute a case to be subject to prior consultation. ^{be considered}

(4) (a) Aircraft carrying nuclear weapons will not make an oversight over Japanese territory or a landing therein.

(b) Submarines carrying strategic nuclear weapons will not make a passage through territorial waters of Japan or a visit to ports in Japan.

〔5) To the extent that they are not covered by the agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, claims arising out of an incident involving a vessel referred to in Paragraph 2 above will be dealt with through diplomatic channels in accordance with customary procedures for the settlement of international claims under generally accepted principles of law and equity. 7

B. Major Changes in Deployment

.....

C. Military Combat Operations

.....

極秘
無期限
2部の内
1号

アメリカ局長
安井課長

昭49.11.15

次官
官房

21-2 条約局長
条約課長

大田
新T.伸

大臣官房
秘書長
山崎

核問題に関する車郷次官とホドソン米大使との会談要旨

山崎記

11月15日午後、車郷次官はホドソン米大使の来訪を求め会談したところ、その要旨次のとおり（安井駐米大使、山崎アメリカ局長同席）。

1. 車郷次官より、フォード大統領来日の際の田中総理との会談において、同総理より別添ペーパー

のラインで核問題に関する日本政府の立場を述べられることになると思うので予めお知らせしたい。

本ペーパーのポイントは最後の部分であるが、要旨に「今や、安保条約については日米間の信頼関係（核兵器の日本への持ち込み問題に関する懸念は）

のクレディビリティにかかわる重大な問題となっているので、日本政府としては米国のアジアにおける

軍事的抑止力を維持する必要性は十分考慮

又

~~を扱~~ 東向題を解決の方途を探
究は ~~は~~ 大統領におかれ、東向題の

重要性を認識して「アサヒ」といふこと
があると述べた。

又、これに対し、フォトン大使は、(1) 頭下の政
治情勢において、東向題の解決につき、日本

の政治指導者がインテリゲンシーをとり、且つ、リスク
をとる用意ありや。(2) また総理発言の

趣旨は東向題の重要性を認めるフォトン大統領
の理解を求め、今後日本側が東向題を
(日本側の方途探究の結果を待つ)

検討することもあると思ふが、対外説明振りを
如何にするべきかと伺うた。これに対し、

車御次官より (1) このまゝ事態を放置 ~~は~~ ^す ~~は~~
日本の信頼関係の崩壊 ~~を~~ ^を 招くリスクがある

(12) 現段階では、フォード大統領が東問題が highly sensitive であることと理解

して頂ければ十分である。外部に対する発表としては、インクソール曼解のラインに沿

い、「大統領は日本国民の核心に対する特殊な感情を理解せずし、安停条約上の

事実協議の履行を誓約を守る」ということ
とよいと思うと答えた。

次に

3. フォード大使は、東問題は、田中-フォード
会談では取り上げず、木村-キシンジヤ-会談

で取り上げられるものと予想していた。この問題を
如何に study し、争突を defuse するか
が問題であると言った。木村は

半例が、フォード、田中会談で取り上げられる

4

たぐみといわぬ限り取り上げられるもの
と了解してよか、また、今後の study な

いし explore は 秘密裡に行われるものと
了解してよかというので、毎御次元

所、いさぬと取りと答える。

4. 次の2. 毎御次元所、本ページにいう

~~上記下段後75日の間の扱方とは別の問題である~~
(又 検討の提案ではなく、~~問題の存在~~に ついての下法
ways and means なる。日本側が検討

しているのは 持込み (introduction) の定義

(イ) 接搭載 ~~船舶~~ 船舶 なる

を明確にして、通過 (passage) ~~を~~ 認め、一時
寄港 (temporary visit) には 時間的制約

を設ける。(ロ) 航空機 ~~船舶~~ の通過や一時
着陸は認めない。(ハ) ポリス等 執事 搭乗

従来と別

載 船舶は 寄港や通過を 遠慮に せらう。

(ニ) ~~船舶~~ 領海内の 演習は やめて せらう。

りして、次のとおりなる。

5

(本) 通過又は一時寄港中の船舶が核発射
するときには事象協議の対象とあり、(ハ) 事故

の際の補償につき、^{地位協定上} 海事衝突は半同法による
ことになっているが、~~限度があること~~、これにつき
~~(有限責任)とされている~~
これは151国なのだ

外交と海の外を認め等々の措法であると
説明した。

(更に以上の意見を(由)のほかに)
5. ~~是れ~~ (早御次直り、~~持~~ 持ちこたみ) の
再定義を行ふ場合、最もふっかしいのは、

過去のことをいかに説明するかという点で
あり、この点については日米間では十分協議

が必要であると(本心、ホドソン大使は、日
本側の意図は了解したので、早速米海政府

に伝達せよと述べ、合談を終つた。

49.11.15 午後

CONFIDENTIAL

次官米文庫、全漢資料
次官秘書官 2部
米同僚 1部
参約局長 1部

The Government of Japan will continue to firmly maintain the Treaty as a cornerstone of the friendly and cooperative relations between Japan and the United States. The Treaty does not only contribute to the security of Japan, but plays an important role in keeping international peace and security in the Far East. Mutual trust and confidence is essential in maintaining Japan-U.S. security relations on a firm basis.

The nuclear question is a highly sensitive problem in Japan, because of the unique experience with the atomic bombs, and because it had developed in the early post-war days into a highly political issue of the "American" nuclear weaponry. Against this background, an understanding was reached in the negotiation for the revision of the Security Treaty in 1960 that the introduction of nuclear weapons into Japan will be subject to prior consultations between the two Governments. Since then, the United States has taken the position which gives full consideration to the special sentiment of the Japanese people on this issue.

While the attention at the time of the negotiation in 1960 was focused almost exclusively on the question of the placement of strategic nuclear weapons in Japan, subsequent

- 2 -

developments in tactical nuclear weaponry brought about a considerable change in the situation. The Three Non-Nuclear Principles have in the meantime taken firmer root in Japan. Under such circumstances, the recent remarks by Admiral La Rocque made the so-called "question of the introduction of nuclear weapons" a major political issue in Japan.

The position of the two Governments on this question has been consistent in that the United States never reveals the presence or non-presence of nuclear weapons, and that the introduction of nuclear weapons is subject to prior consultation. The Government of Japan has maintained that such weapons have never been introduced into Japan because prior consultations, prerequisite to any such introduction, have never taken place. The question, however, has now become a serious issue bearing upon the credibility of the Security Treaty and even of the ties of mutual trust between the two countries.

The Japanese Government is examining possible ways and means to meet the problem while giving due consideration to the need to maintain the United States military deterrent in Asia. It is urged that the President on his part appreciates the seriousness of the matter.

極 秘
無 期 限
この部の内
この号

日本政府は藤山マツカサハ口頭了解に基き、総て
の核兵器の持ち込は、事前協議の対象であり、従って
かゝる事前協議が行なわれたい旨、以上、核兵器の持ち込
みは、ないとの立場をとつてきた。

しかしながら、戦術核兵器の発達に伴ひ、かゝる戦
術核兵器の搭載する能力を有する米國艦船が増加し、
これを受映してこの種の米國艦船がわが國に寄港する
事態が生ずるに至つて、國民の間には米國艦船が實際
に核兵器を搭載し、わが國に入港してゐるのではないか

外務省

の疑念が生ずるに至つた。

政府より、かかる事態に対処すべしとあり、事前協定判

度につき、政府と米國政府との間に話し合ひを行なうに結

果上記のようなる解に達した。政府より、かかる

了解を遂げようとするに、米國政府との話し合ひは遺憾があ

る。政府は、若くは艦船の跡から核兵器の

搭載をわが國に輸入しようとするに、知りながらこれ

を容認したと云ふ事実は、存なく、まじくも、米側と

密協定を結んでこれを法にすべしと云ふこともない。

米國は、核ヲ所在一切明カシ、
 カシ、わが國ノ領域に入リ、米國艦船ヲ核兵器搭載ノ
 有無ニツシモ明カニせず、わが國は、これに理解ヲ示シ、
 然レ、今後、米國艦船ノ通過、又ハ一定期間内ノ寄港
 ノ場合ニツシモ、わが國は、米國ノ二ノ最高政策ヲ尊重ス
 ルことトシ、
 此レ次ヲカキ、

~~非核~~ わが國ノレハ、非核ニ原則トシ、
 あり、核兵器ヲ持ち込ムル事、
 存
 合ハ、國家危急ノ場合ヲ除キ、
 此レヲ拒否スルノ立場

正
本
に
所
在
す
。

外
務
省

極 秘
まで
二部の内
二号

藤山マツカサ口頭了解の対米確認について

50. 2. 19

安全保障課長

1. 2月15日の衆院予算委員会において、鈴木誠也(公)は、藤山マツカサ口頭了解及び政府の従来行なつて来た

た説明を文書に托せ(別添1)につき、その冒頭に「日本政府は... 了解の...」と述べたことと提

之了解の内容は日本側の一方的任務を思はれざるを論じ、了解の内容が日本同一ならば、対米照会を

上委員会に報告せしむべき。これに對して官説大府は、「何らかの形に於て米は昭和35

年の藤山マツカサ了解の範囲内の正式対米の了解としてを報告したに於てと思ふべき」と

と答弁された(別添2)。

2. 「藤山マツカサ了解が日本間には存在する」とは

事実なり、此れが正式なものであることの確認は、
可能であると判断し、鋭切慎重の論議は、43.4.

交付中文書の内容確認のため、鋭切慎重の
大臣答弁の間には、微妙な差異が存在する。

3. 43.4. 交付中文書は、米軍の通り、政府の
従米形、国会に於いて説明の責任を負うことと

し、纏めておける内容と、その間には、従米
の国会説明の際に、米側の異論を提起

越した事実はないほか、昭和47年の従米協
議制度の洗直し論議を踏まえて行われること

は、同安保協議委員会の際、従米折衝記録
に徴すれば、本件文書の内容に於いて米側が

その確認方針は異論を唱へたことはあると思
われる。無論、藤山、マッカーサー了解の本件

18. 口頭で提供された内容が、43. 4. 25付
中文書9通り22頁の説明に示された情報

の切取資料、米側1. 9問題の提起された9
の同文書、内容は米側の了解に示された

(口頭) 確認された。

(3). 2. 9 確認を請ふ。国会対策の必要上作成

あり、藤山・マッカーサー了解を何ら変更同意
図に示した9の添付。

以上9材料接触の結果は、43. 4. 25付中
文書を別添し、通、英訳9と米側の対し

参考資料を提示するに付す。

別添上

茲に日米安保条約上の事前協議について（国会議員に提出したもので、国会に提出したものではないが、委員会の審議では引用されている。）

（昭四三・四・二五 外務省）

日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるものと了解している。

- (一) 「配置における重要な変更」の場合
陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置
- (二) 「装備における重要な変更」の場合
核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設
- (三) わが国から行なわれる戦闘作戦行動（条約第五条に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設・区域の使用

② 極秘
無期
内

大臣秘書官
事務次官
外務審議官
官房長

条約局長
条約課長

アメリカ局長
参事
安全保障課長

在京米國大使館ジ-スミス公使との会談要旨

昭50.2.22
安全保障課

22日山崎アメリカ局長は、在京米國大使館ジ-スミス公使を招致し、会談した。その会談要旨次通(安全保障課、

幸田同席)。

1. 藤山・マッカーサー了解問題

アメリカ局長は、2月15日衆院予算委において公明堂の鈴木議員に、昭和43年 政府が国会に提出した、藤山・マッカーサー口

頭了解の内容を記載した文書の中で「日本政府は、次通」と了解した。と表現している点と云、事前協議に係る問題の内閣

を提起した旨詳細に説明した共に、~~その際同議員は、同書の表現から見、藤山・マッカーサー口頭了解は日本政府限りの了解で~~

おそれ、米側政府の確認を求めようとする主張^は、これは社、宮澤
大臣は何等の方法で米側の確認を求めようとする趣旨の答弁を行わ

れたことには鑑み、本日貴官の来訪を求めた次第であること、前記書
及び同英訳文を手交した。更にアト力局長は、第14回安保協議

委員の開催^際、~~米側~~国会において事前協議の決、直し、内閣に提起
されたことあり、日本側は事前協議の対象とすべき具体的事項を

日米向^{協理}の~~書~~を提出し、大河原アト力局長及びシタヤ
國務次官補代理との間に話し合いが行われ、本際結論には達し

たが、本記文書^はは~~る~~の範囲で、
おつたもの、事前協議の基本的枠組にあり、日米向の disagreement
は~~る~~のと承認すること、従って米側は今回の日本側文書を

確認することには内閣に手紙の思ひ出さるべしと述べたのに対し、「シ、
公使は、御指摘の大河原-シタヤ-会議にあり、事前協

議の細部^はは~~る~~ (We were reluctant to get into
the details of prior consultations) といふが、米側の立場に

あたと自記は記憶ありと述べて共に、日本側の今次申し渡しの
12は自記の一存では決らぬが本國政府に照会する必要がある、

又米國政府がコミットするに於て國務省は極めて慎重にすべき (Very
careful)、場合によつてキッシュン-長官の所見に於てあるが如し

と述べた。「シ」公使より本件に関する米側の確認の方法及び回答
の期限は如何と質問した。アヒカ局長は確認の手法は口頭で結

構であるが、衆院予備委員の締め括り連絡に向はるよう米側中には
是非とも回答を必要とする旨述べた。なお、「シ」公使は、本件

は國務省法律部もクリアーにする必要があるとの、時間的余裕を以て旨
述べたことがあった。

2. 矢野管内閣関係

(1) 敏通日誌

アヒカ局長より先般要望したセンター-号に係る敏通日誌はその
後どうなっているのかと尋ねたところ、「シ」公使は、改めて「エ」

な王に申しあげたところから、是非とも延期を申し込んでも指示
があった旨紹介する共に、本件訓練の実施も3月6日に延期を考慮

願うに王に申し込んだのに対し、「エジプトは華米大協定と共に、
6日訓練の場合には日本側警察の警備を依頼したい旨を

望むところであった。

~~5.~~

5. OTHレーダー撤去問題

アフリカ局長よりシレシヤ一国防衛省の国防報告中に
OTHレーダーの撤去が予定され早く75年度中に(75年6月末
まで)行われる旨の記述があるところ、日本にあるミカ所のOTH
レーダー基地の撤去問題について承知していると述べたところ、

「エジプトは調査方針した。

五 日米安保条約上の事前協議について（国会議員に提出したもので、国会に提出したものではないが、委員会の審議では引用されている。）

（昭四三・四・二五 外務省）

日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるものと了解している。

（一）「配置における重要な変更」の場合

陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置

（二）「装備における重要な変更」の場合

核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設

（三）わが国から行なわれる戦闘作戦行動（条約第五条に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設・区域の使用

On "prior consultation" under the Japan-US
Security Treaty

(This document was submitted to Diet members
and not to the Diet. It is, however,
referred to in deliberations of committees
of the Diet.)

25 April 1968
Ministry of Foreign Affairs

The Japanese Government understands that prior
consultation under the Japan-US Security Treaty will be
held in the following cases:

1. When "major changes in the deployment into Japan of
United States Armed Forces" which means deployment of U.S.
forces the minimum size of which would be about one divisional
strength in the case of land forces, a comparable air force
unit and a navy task force, is made.
2. When "major changes in their equipment" which means
introduction into Japan of nuclear warheads or intermediate
and long range missiles and the construction of bases for
such weapons, is made.
3. When the use is made of facilities and areas in Japan
as bases for military combat operations to be undertaken from
Japan other than those conducted under article V of the Treaty.

③

極 秘
無 期 限
2 部 の
2 号

藤山、マッカーサー口頭了解の付米確認

50. 3. 1

安全保障課長

1. 2月28日(金)夜、在米大使館 Petree 参事官
は、安全保障課長を来訪し、先般 給切領問への

関係の行状、本件確認要請に対する國務省
の回答を大要次、通し通報致した。状況

訪方、先方の國務省より、回答を説明する事
わが方、量かたりの状況を説明した。状況

3月1日(金)の早朝から夜まで所謂積り
残の問題につき衆議院予算委員会、審議が

行われ本件について先方説明を5日と得た旨通
報した。

(1) 昭・43・4・25付付文書について、國務省から、
大使館に日本側にこれを確認する権利を付

之の素行かつた。これは同文書の内容自体の問題
点があるからと云う事は、昨年年末の領海

通航に関する日本側の対国会説明に鑑み、
今後の本件に関する見通しにつき日本側の考

え方を承知して下さるからである。

(2) 東洋協定の対象については、曖昧な英米の

対日方針、これを explicit に示すことにより
米共通の利益であり、従来条約の形では

方針の対外的な説明の素行と云う。日本側
は、過般条約の形を踏み出さず

やに看取され、國務省の意向は、この趣向の
重大な懸念を控へて。

2. 当方針、本官の理解は、この形での方針が60
年の安保国会以降の形と素行の説明より

以上、これは従来からの処理経過の
 経過を、おのづから説明し、鍵となる
 英訳「指示中」の概念規定意識的の
 回避は、このように、本記答弁書、書式
 本文例示として通過奇港と等しいもの
 として考慮し、國務省の本件確認の
 際、おのづから憶念、立場を變更し、
 上の学級を必要とする。これは、
 官の理解を示す、通じ、おのづから、
 本上司に報告の上、通報を旨とする。

以上、以上の語句に際し、Petree 参事
 官は、本年10月、「指示中」問題再検討
 の非公式な接触、言及し、國務省
 の懸念は、この非公式接触、中絶し

参考米紙1 (1) 及び(2) の復讐は、更に本件
確證を以て、この因縁官庁のクリップに於

て必要に於て、1~2日程度不可能である、日本
側への使節の到着は、従来9半側説明

55) に通電使用されたことには問題はない
ことである。これの対応は、おのづから

、再度の交渉と協定の欲い旨を請い、
この際代表への到着の説明55) に

この打ち合わせ状況は、同日午後1時
30分通電協定の結論として、確

認の得たことと米代表案のこのこと
は、得たことと Sherman 9 反意の意見

報載した。

よって米側反意は、この18. 直に大臣秘書

7

官に於て連絡の如く大任に、御自筆の政治
判断に於て別添の答申を所行せられたる。

別添
1.

十三 米軍軍艦の領海通航と事前協議について

(昭四九・一二・二五 参・内閣委における外務大臣発言)

一般国際法上の外国軍艦の無害通航の問題に関して政府が昭和四
十三年領海条約加入の際明らかにした立場、すなわちポラリス潜水
艦その他類似の常時核装備を有する外国軍艦による我が領海の通航
は、領海条約第十四条4にいう無害通航とは認めず、したがって、
原則としてこれを許可しない権利を留保するとの立場には変更はな
い。

日米安保条約の下において、米軍軍艦は、一般的には同条約及び
関係取極の規定に従つて自由に我が領海通航を行うことを認められ
ているところ、核の持込みが行われる場合はすべて事前協議が行わ
れることとなる。

別添 2

衆議院議員橋崎弥之助君提出核兵器積載艦船の我が国領海内通過をめぐる政府統一見解に関する質問に対する答弁書

一について

安保条約第六条の実施に関する交換公文中の「同軍隊の装備における重要な変更」にいう「同軍隊」とは、安保条約の適用を受ける合衆国軍隊を意味するものであつて、我が国に配置された合衆国軍隊に限定されるものではない。このことは交換公文の文脈上明白であつて、政府が現行安保条約の承認を求めた第三十四国会以来繰り返し明らかにしているところであり、この点につき米国政府より異議が提起されたことはない。

二について

1 **■** 安保条約第六条の実施に関する交換公文にいう「装備における重要な変更」とは、核頭及び中・長距離ミールの持込み並びに

それらの基地の建設」をいうことが当時の交渉当事者である藤山外務大臣とマッカーサー米国大使の間で、口頭で了解されており、統一見解における「核の持込み」は「装備における重要な変更」に該当することはいうまでもない。

② 常時核装備を有する軍艦については、その我が領海通過や我が国への寄港は核の持込みに該当すると考えられる。

3 一般国際法上、特定の通航が無害通航に該当するか否かについては、領海条約に規定する一般的基準の枠内において、いかなる通航が無害であるかを認定する第一次的な判断は沿岸国にゆだねられていると解される。

4 統一見解第一項については前記3のとおりであり、また、同第二項については、事前協議の対象となる「装備における重要な変更」とは

「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設」をいうことが日米間で明確に了解されていることは、前記1のとおりであつて、第二項は、この了解の内容によつていゝものにほかならな
し。

以上のとおり、統一見解の内容は明確であつて、改めて米側と確認合意するという問題は生じないと考える。

5 事前協議の解釈に関して、改めて米政府と再調整する考えはない。

6 海洋法会議における領海問題については、国際海峡の取扱いの問題等もあり、この問題に関する国際合意が行われる場合にそれがどのような内容のものとなるかが明らかとなつた段階で検討する所存である。

7 我が国としては常時核を搭載した外国軍艦の領海通航は無害通航に当たらないとの立場として、かかる軍艦が我が領

海を通航するに当たつては無害通航を認められず、したがつて我が国の通過許可を求めるべきものと考えられるところ、その場合、我が国としてはかかる軍艦の領海通航を拒否することとなる。

昭和四十九年十二月二十七日提出
質問 第二二号

核兵器積載艦船の我が国領海内通過をめぐる政府統一見解に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年十二月二十七日

提出者 檜崎弥之助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

核兵器積載艦船の我が国領海内通過をめぐる政府統一見解に関する質問主意書

一 日米安保条約第六条の実施に関する交換公文中、「同軍隊の装備における重要な変更」について次の点に関する政府見解を明らかにされたい。

1 「装備の重要な変更」として事前協議の対象となる「同軍隊」とは、交換公文の文脈上、前段の「日本国へ配置 deployment された合衆国軍隊」に限られるのではないか。

米国政府もそのように解釈しているのではないか。

2 日本に配置された米国軍隊のほかに、もし領海、領空一時通過、あるいは一時寄港、着陸の米国艦船、軍用機までも含めて、その「装備の重要な変更」が事前協議の対象になるという解釈ならば、この交換公文に関する限り、文脈上その解釈の根拠はどの文言に求めるべきか。

また、もしそのような解釈をとつているとすれば、その解釈は米国政府と相互に確認合意
済みか。合意済みならば、その合意形式、年月日、場所、合意確認責任者を明らかにされた
い。

二 四十九年十二月二十五日、参議院内閣委員会で示された核兵器積載艦船の我が国領海内通過
をめぐる政府統一見解について次の点に関する政府の見解を明らかにされたい。

1 統一見解における「核のもちこみ」と日米安保条約第六条交換公文における「装備の重要な
変更」とは完全に同意語か。

2 統一見解は「核のもちこみが行われる場合はすべて事前協議が行われる」としているが、こ
の「核のもちこみ」は常時核装備艦船の領海内一時通過や一時寄港までも含むのか。

3 統一見解は「常時核装備を有する外国軍艦による我が領海の通航は、領海条約第十四条4
にいう無害通航とは認めず」というが、同条約第十四条4では「通航は沿岸国の平和、秩序ま

たは安全を害しない限り無害とされる」となっており、日本のこのような一方的主張が例外として国際的に認められる保障があるのか。

4 統一見解は米国政府と相互に確認合意されているのか。

5 事前協議の解釈について米国政府と再調整する考えがあるか。

6 国際海洋法会議で、将来領海が拡大されたときにも、この統一見解は堅持適用されるのか。

7 統一見解では、外国軍艦にも適用されることになるが、常時核兵器装備艦の米艦船以外の外国艦船に対しては、具体的にどのような方法で我が領海通航を拒むのか。その外交的折衝の方法手段を明らかにされたい。

右質問する。

昭・五・三・一

衆院予算委(矢野徳岡)

別
添
付
之

するというお尋ねをここで ここで おしゃっている わけであり
 ますから これは全く困ります。 して えて 外

 大臣は 確かに 知識がない ながら アメリカに 教えても
 わかるとは ならないのだと いう 苦衷の 程を 説明に

 したわけでは ない 私 わかるとは いたしません であらう
 といふ そういったことを 指摘する ための 何らかの 客観

 的 存在 というものを 日本政府が 持ちにならない 限り
 という 問題は 一つまで たった 同じ ような 議論に した

 ほう 可能性 がある。 して 私は 別のお願いを せられた
 したわけであり ます。 それに対しては もう 事前協評の 対象と

 なっている して 事前協評に 関する 約束を アメリカが
 守るのは あたりまえ であって。 安保条約上の 義務である

 アメリカが この 義務に 違反する お尋ねとは あり得ないのだと
 いう。 全く アメリカを 信ずる という 立場で 見解を 述べたい

持しているわけであり、しかしわが方の銃切討員が
 横田雷の真向の時に、お尋ねをいたしました件、これは
 宮沢さんか約章を以下に下っております。ついで核持込み
 は事前協定の対象となるという、この日本政府の認識
 については客観的なものであり得るのかどうかという
 ことを銃切討員は、申し上げたいわけであり、そこで
 ならば、安保条約第6条の実施に関する交換公文では
 装備における重要な変更、これは事前協定の対象に
 ならず、これは明確に書かれてあるわけであり、それとも
 この装備における重要な変更が、核兵器の持込みを
 意味するかどうかは、藤山さんとマッカーサー大使の口頭
 了解に基づいて、こうなっております、外々省からどうなる
 にか、資料によれば、これはおとまでも、日本政府は
 次のような場合に、日米安保条約の事前協定が

行われるかと了解しておるという表現に於てありまして、
日米両政府と對 需いてないわけでありませう。そこで

これは、口頭了解を以てあるいは日本の一方的な希望
望的観測にすぎないのかという疑問から

こういう問題に於て至りますと抱かざるを得ないわけですが、
政府は信するということも、我々はその核が持

込まれているのかという具体的存証拠がある。
ラ・ロウフさんもそう言っている。シドニーの船員救済

そう言っている。口頭の常識みたいな核持込みがなされて
至る。しかし政府は事前協定があるからその

事前協定の相違に 冰はかかってないからそんなはずは
ない。こうおっしゃるわけでありませうから 預力は ある

いは、こんなものは 事前協定にかける必要はない。
こう思っておられるのではないかと見え、 是らゆき思いたく存る。

手紙や 二枚が日本政府の一方的な了解という
 形に 少なくともこの文章の上ではなっている。それで
 鈴木君に対しては、二枚が両国の正式な了解で
 あることを何らかの形で 明らかにしたいと思っております
 どうか 約束を意味をわけてありますか。この裏について
 外交大臣 にかかて ございませうか。
 ○ 大臣 その裏については、鈴木委員から そのお話を
 お話か ございませうので。再度、昭示

26号

1

必年における藤山、マッカーサー、わが国を代表しての藤山外
 大臣、米側を代表しての当時のマッカーサー下付でございます。この口頭
 の了解について米側に確認をいたしました。それに基づいて、半信と
 いたしまして、実質的に米側が当時から了解しているところと異なる
 という返事がございました。ただ、口頭からどのような正式のお尋ねで来ます
 ので再度やはり米内部で確認をいたすために内部系統をとりま
 いかうということもございました。その内部系統に時間を要しております。そ
 次中御報告を申し上げた上で、ただ今のところの把握でこの了解
 の物は実質的に米側の了解しているところと異なるという返事を
 しております。

矢野 時間が参り、それに対する結論に移りたいと思っております。今
 外大臣から、これは向口向の正式の了解という形に、これからお尋ねだ
 ということになりますから、これはやはり結論だと思っております。ただ問題は
 どのような事前協議というお互いの了解がある、アメリカが事前協議に

十三 米軍艦の領海通航と事前協議について

(昭四九・一二・二五 参・内閣委における外務大臣発言)

一般国際法上の外国軍艦の無害通航の問題に関して政府が昭和四十三年領海条約加入の際明らかにした立場、すなわちポラリス潜水艦その他類似の常時核装備を有する外国軍艦による我が領海の通航は、領海条約第十四条4にいう無害通航とは認めず、したがって、原則としてこれを許可しない権利を留保するとの立場には変更はない。

日米安保条約の下において、米軍艦は、一般的には同条約及び関係取極の規定に従つて自由に我が領海通航を行うことを認められているところ、核の持込みが行われる場合はすべて事前協議が行われることとなる。

極 秘
無 期 限
2 部 の 内
✓ 号

アメリカ局長
安全保障課長

藤山・マッカーサー口頭了解の対米確認

50. 3. 4

安全保障課長

総務顧問と岩崎ととの藤山・マッカーサー口頭了解
の対米確認問題の経緯について。別途国議中

のと、3月1日、衆議院予算委員会総括質疑に
対して大臣答弁（別添）について米側は関心を

示し、当方と米側に対し何ら措置を執
らざるを得ないと思料され。

ついで、在任につき次のように措置をと
り致した。

1). 岩華米案の領海通過に因り統一見解を
楠崎答弁書に添え米側の懸念を解消するため、

改めてわが方真意を米側に説明す。取敢て
本官より Petrac 参事官に説明すべし。すゆ

局長から Shoemith 氏にこれを行なう。
時宜を思ふ必要とあるが、8月と9月と10月におい

て Hudson 大使に付してこれを行なう。

2) 対米説明の内容は、次の要旨のとおり。

(1) 49.12.25 付中 統一見解は、43.4.17 付
中 外務大臣所見を以てするに依り、また、50.

1.21 付中 答申書亦、本統一見解の、説明の當
たるを以てする。これに依りて用ひらる

の「常時核装備艦」との概念は、外務大
臣所見及び統一見解に明記されし通り

り、ボリス潜水艦の如く核を常時装着
し得る艦艇を意味し、核装備可能艦は、

含まれる。核装備可能艦に付しては、これの
現実に装着し得るや否やの問題は存在し

ニ、装着の有無を確認する手段は、
上記の通りである。

(1) 常時核装束艦の総海通過、赤港
の核「持込」に該当する点は「常

時核装束艦」に上記(1)の通り解制限り問
題は無いから、本件は「持込」に持

込」の概念規定を避けて曖昧なまじ
当りである問題の懸念は無い。

(2) 本件は確認を求めた1943.4.25
付中文書の内容は、内容に「核装束

の装着の有無を問うた」として解
した。今後同文書に対して確認

を要清し、その旨を統一見解乃至討
論崎答年書に記すことにより確認を

の意図が存しては、同答年表=94.9通
4.2.10.

(1) 上述の如き意図は、外務大臣、総
理大臣の完全認識に於ては、

この如き所謂 transit 問題に於ては、
~~曖昧な政策を要する意図~~、存して
ambiguities を知るに於ては、

を推言する。